

平成19年度一般会計予算特別委員会会議録

平成19年7月3日(火)

(開 会) 9:59

(閉 会) 21:08

○ 委員長

ただ今から、平成19年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第57号 平成19年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。質疑に入る前に、川上委員より資料要求の申し出がっておりますので、川上委員に発言を許します。

○ 川上委員

おはようございます。大型店進出に関する関係法人、行政機関との折衝の経過と記録についての資料が必要でありますので、委員会として資料要求をするように、委員長においてお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、川上委員から要求のあっております資料は、提出できますか。

○ 企画調整部長

おはようございます。ただ今の川上委員から要求のありました大型店進出に關します資料につきましては、協議を行った経緯のある分につきまして、資料として提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

それでは、10款「教育費」、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 梶原委員

おはようございます。教育費の関係で大幅に予算カットされておりますけれども、いろいろな形で、財政難ということで分かるわけですが、昨年計上されておりました、これは旧筑穂の分になるんでございますけれども、自治公民館青少年事業費助成金というのがありました。144万円くらいあったと思いますけれども、青少年の健全育成費が今年度、大幅というかゼロに近いくらい削減されております。各地域におかれましては、青少年の健全育成費の補助がなされていないというか、話を聞きますと、飯塚市がそのお金については、そういう予算計上をしていなかったということで、今回平準化ということで、切り捨てされたような形で。まあ、いくらかはあるんですけれども、その分の経緯をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○ 児童育成課長

飯塚市青少年健全育成協議会は各地区に組織され、地区内の青少年の健全育成の諸問題について協議し、地区住民と一体となって実践活動をしている団体であります。青少年健全育成助成金は、青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的として、支出するものでございます。合併協議会において組織の統合や補助金の調整ができませんでしたので、合併後、関係団体の協議により組織の統一を図り、補助金については平成18年度は現行どおり各会に支出し、平成19年度以降は組織の統一の状況により新組織に支出する、となっております。そのため、平成18年度当初予算は旧市町の補助金額を合算し、合計268万4千円を計上しております。平成19年度の補助金につきましては算出方法の統一を図り、旧飯塚市の算出方法により、均等割による66,500円を13地区に乘じまして864,500円と、人口割による4.

42円に地区人口135,360人を乗じまして598,292円で算出し、合計146万3千円を計上しております。

○ 梶原委員

今言われましたけれども、旧筑穂においては大幅カットということで、何度か激変緩和措置とかいう話がちらちら出ておりましたけれども、旧筑穂の青少年健全育成の助成の部分については、激変緩和ではなくて完全な激変締め付けではないか、と。普通なら2割か3割くらいでしようけれども、1割くらいしか来てないわけですよ。で、その分で、青少年の健全育成会議というのが旧筑穂にもありますけれども、そこで今まで予算の少ない中で地域の人たちから、子どものいない家庭からも1軒100円徴収させていただいて、全戸から100円頂いて、その分を青少年の健全育成費の資金として充てていたわけです。それが今回、いろんな財政事情もありましょうけれども、一遍に削減されまして、活動を自粛しなければならないという状態が来ました。そこで、その青少年育成に携わっておられる人たちが旧筑穂の自治会長会に相談をして、あと100円上げてくださいとお願いして、200円に上げていただいて、今年度、昨年同様の活動はできないかもしれませんが、頑張っていこうということで話を聞いております。そういうところで、予算カットする分については仕方のない部分はあると思います。しかし、活動状況や、そういう内容を把握されて、予算カットされるなり判断をしていただきたいと、そういうふうに思いますので、市長はいつも言われておりますように「人が輝きまちが飛躍する」という言葉がありますけれども、実際には「人が青ざめて」しまうような予算措置は、ちょっとどうかなと考えておりますので、その辺もう一度、青少年の健全育成のために予算措置の再考をお願いしたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 八児委員

おはようございます。私は穂波出身でございまして、放課後子ども教室運営費補助金ということで、これは実は子どもマナビ塾の後継事業ということでございまして。それで私は、こういう形になって、たくさんの人から「なんでこれはなくなったのか」と、本当にたくさんの方の声を聞きました。本当に、ここら辺のいきさつをもう一度お聞かせ願いたいと思っております。

○ 生涯学習課長

旧穂波町で行われていましたマナビ塾のことについて、お答えさせていただきます。今年度、平成19年度からにつきましては、それまで旧穂波町でしておりましたマナビ塾は、補助事業でやっておりましたけれども、昨年度終了いたしましたことにつきまして、平成19年度より市単費でいかざるを得ないというようなこともございましたし、この事業を全市的に展開していきたいということも担当として考えておりましたことから、平成19年度につきましては、旧穂波町で行いましたマナビ塾をモデルといたしまして、平成19年度に全市的に展開することにいたしておりました。しかしながら、先ほども答弁いたしましたように予算的なこともございまして、今年度につきましては土曜日の開催だけということにいたしまして、今後につきましては平日も、地域の方々のご理解を頂いて展開していく予定にはしております。当面、旧穂波町におきましては平日から土曜日まで行っていたわけですが、そういった形で縮小という形ではございますけれども、将来的には1日でも多く開催していきたいというふうには考えております。何とぞご理解のほど、よろしく申し上げます。

○ 八児委員

今、PTAもしくは本当にたくさんの方の熟年の方が携わって、子どもを守り育てていこうということで、本当に盛り上がってきた事業であります。それを、ただ紙切れ一枚で説明をされたみたいですが、そこらへんについて、本当にPTAなりの理解を得られたと思っておりますか。ちょっとそこら辺、お聞きしたいと思います。

○ 生涯学習課長

今、質問者が言われましたとおり、旧穂波地区におきましてはPTAの方、またご父兄の方、大変熱心で、ぜひともこの事業を継続していただきたいという声は十分に聞いております。私どもといたしましても、その声を反映しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、ただ、先ほど申しましたように全市的に広めていく中で、予算的なこともございますし、学習ボランティアの養成をしないと、一遍には旧穂波町で行ったようなものには出来ない状況にはございます。ただ、旧穂波町におきましては、今、委員さんが言われますようにボランティアの方々が、ぜひとも続けて一日でもしたいので何とかしてくれないか、ということは私どもほうに情報として入ってきておりますので、また熟年マナビ塾ということもございます、そういった高齢者の方々のお力も得ながら、一日でも多く開催していきたいと思っておりますので、何とぞご理解のほど、よろしく申し上げます。

○ 八児委員

現在、全市的に広げられておりますので、現在の状況について、わかれば教えてください。

○ 生涯学習課長

子どもマナビ塾については、現在小学校22校に展開していく予定でございますけど、現時点では旧穂波町の5校、あとの旧3町のほうは1校ずつ、旧飯塚におきましては鯉田地区だけで実施しております。それ以外につきましては、現在、学校等と空き教室、そういったことで調整しているところでございます。受け入れ先の地域の方々との委員会というのもございますので、そういったところで準備いたしております。

○ 八児委員

なかなか立ち上がりというのは難しいと思います。それをやはり、旧穂波町ではしっかりと何年もかけて、本当に大変盛り上がってきて、皆さんが、地域が子どもを育てていこうと、そういうふうなモデルケースであったと思うんです。それを突然にこういう形になってしまって、本当に返す返すも残念です。ともかく、今後とも、今の答弁の中にもありましたけど、しっかり見直して考えていくということでもありますので、しっかり要望して終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 人見委員

今の話からしてもですね、今から聞きます、一等最初、企画のほうに回ってます颯田の自治活動に対する事業費ですね、これはそっくり、そういう意味では残っているわけですね。で、地域あげて青少年の育成にあたる知恵を、ともかく市民と行政と学校等でしっかりと話し合っていこうというような活動に対して、颯田ではそういう意味では今回も残っておるわけですね。そういったところでの若干の齟齬もあるのかな、と。地域間の、ですね。そういう気が、話を聞いてて、いたします。それで、私のほうから最初に、小学校・中学校の共通したことで、颯田構造改革特区教員経費ですね、ページが多分174ページが中学校で、167ページが小学校の分だと思っておりますが、この経費、何人分でいくらになっているのかからお願いしたいと思います。

○ 学校教育課長

颯田構造改革特区教員についてでございますが、旧颯田町では平成17年度から3年間の教育特区の認定を受けまして、学力向上基本計画として小中学校における20人学級編成を目標とした少人数指導の実施や、小学校では英語科を教育課程の中に位置づけ、全学年による英語指導を実施しているところでございます。平成17年度は小学校におきまして、2年生・4年生において24人以下学級で英語科を設置し学力向上を図るために、また中学校においては数学・英語に関して少人数指導を行える教員を増加し学力向上を図るということで、小学校で3名、中学校で3名、計6名の特区教員費用で、諸費用として2,180万円、平成17年度は計

上いたしました。平成18年度につきましては、小学校全学年で24人以下学級を編成し継続して取り組みを実施し、中学校は昨年どおり、平成17年度どおりの実施、つまり、小学校6名・中学校3名の、計9名の特区教員と諸費用で3,790万円。平成19年度におきましては、小学校全学年で24人以下学級を編成し継続して取り組みを実施、中学校では新たに全学年24人以下学級を実施するために3名の特区教員を増加し、小学校6名・中学校6名の、計12名の特区教員と諸費用で約5,300万円としたものでございます。

○ 人見委員

昨日、少人数学級は35人以下学級ということでございました。現実、颯田の特区では24人以下学級ということで、この11人の違いというのが少人数の観点からいうと、やっぱりそれなりの大きな効果があるのかどうか。35人学級では、一応少人数と言われているけれども、颯田では24人学級を編成して、この特区の事業を展開している、と。で、11人違うわけですけれども、やっぱり効果は全く違うものなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○ 学校教育課長

まず、人数的に、35人以下学級と昨日答えましたけれども、これは現在福岡県で実施されています少人数学級編成に関する指定研究校というのがございます。その中では35人以下の学級を少人数学級というふうに捉えてありますので、昨日はそういうふうにお答えをいたしました。で、今の委員のご質問ですが、24人以下学級と35人以下学級、確かに10人という差は非常に大きいと思います。確かに1年たって経過的に、小学校のほうでは偏差値が5ポイント近く上がっております。で、35人以下を実施しているところについて5ポイントというのは、到底無理なんですね。ただ、そのポイント数が、スタートのポイントが低いか高いかというのもありますので、そういったところも考えますと、確かに少人数学級による指導効果は大いにあると思っております。

○ 人見委員

ちなみに、現在の飯塚市の平均的な一学級の人数というのは、どの程度になってるんですか。

○ 学校教育課長

小学校の児童数を学級数で割りますと、一学級だいたい25人になります。それから中学校では一学級だいたい28人になるかと思えます。

○ 人見委員

それでは、今、颯田で実施している24人の学級編成に、ある意味では限りなく近くなっている。平均すれば、ですよ。なっているということが、わかります。それで、3年間の特区事業、今年度が最終年度ですが、先ほど言われました5ポイントの偏差値で見ると、違うのではないかという数字というのは、非常に新鮮というか、非常に希望の持てるような話のように聞こえてくるわけです。やっぱりそれなりの効果があるのか、というような気がいたします。現実、現在の平均でみれば、限りなくその数に近いということでございます。それで、改めてこの特区事業の成果をどのように、今年度で終わるわけですけれども、整理をなさるおつもりなのか。そういうふうな計画があるのかどうか。いかがでしょう。

○ 学校教育課長

この成果等の整理につきましては、昨年度も小学校の校長・教頭・教務主任等にきていただきまして、取り組み・成果等を報告していただきましたし、それからPTAの役員さん、会長さんを交えまして、協議会の中でもお話をさせていただきました。最終的に本年度が最終年度ですので、3年間で取り組まれたことでの成果を十分検討して、今後どう活かしていくか。ただ、この颯田の特区の取り組みそのものを22校に拡大するというのは非常に無理なんですけれども、中で培われた指導方法なり技術といったものは、各学校に十分還元するものがあると思えますので、十分検討して各学校に発信できるように話し合いを持つ計画にはしております。

○ 人見委員

最初から無理なんですとかどうなんですとか、私は聞いてないんですけど。要するに、現場というか担当が、常にそういうふうに最初から「無理なんです」とか言ってしまえば、元も子もない。逆に言うと、先ほどの数字から言うと、平均したらこの数字に限りなく近いわけですよ。そうすると何かしら、この颯田に倣った特別な何かが事業の中で展開されれば、そうした5ポイントの偏差値の変化というのが期待されるということだって、あり得るのじゃないですか、数字的に見たら。だから、そういう意味では、成果というのが非常に大事ではないかな、と。別に、加配を特別、他の小中学校はしてるわけではないですよ。ただ、平均したら限りなくこういう数字になっていってるわけですよ。24人に限りなく近い。10人だととても違います、という話でございましたけど、平均するとそういうふうなことになっていってるわけです。そうなってくると、可能性としてはかなりあるのではないかという気もするわけです、現状の中で。だから、何がどう違うのか。特区域で行ってきた事業展開と、通常の小中学校の他の事業展開が、何がどう違うのか。また、事業だけのみならず、いろんなものの環境というのか、教育環境が違うのかもかもしれませんが。そのあたりをしっかりと見定めたいという気もいたしますし、もう一つ、颯田の自治公民館の活動の中でこの教育特区というのは、非常に三位一体で、そういう意味では、取り組んできた大切な大切な事業なんだということが、初日にも話に出ておりましたね。そうなってくると、何も偏差値のポイントの成果だけではないような気がするんです。地域における子育て全般にわたるなにかの成果が、特区に取り組む以前と以後との違いというのが何か出てこない。あるのかどうなのか、そういう意味では、地域の方々、しっかりと参加してもらわなければいけない、その成果の検証にも。そういう気がするんですが、いかがですか。

○ 学校教育課長

今、委員ご指摘のとおり、地域の方も、今度小学校も中学校も公开发表いたします。中学校では特にキャリア教育ということを発表しますが、地域の方に発信をして来ていただいて、検証も一緒にしていただいているところです。それから、小学校のほうにおきましても中学校のほうにおきましても、今回学校開放日というのを6月に設定したんですけれども、これも颯田が一番、小学校も中学校も地域の方の参加が非常に多かったという実績も残っております。ですから、やはり今言われているように、地域の教育力がない、学校の教育力が落ちている、それから子どもたち自身の生きる力が減退しているという状況がございますので、十分地域の力を活性化して学校をもっと盛り上げていくというのは十分検討していくし、またそれを取り入れて活用していかなければならないというふうに考えております。

○ 人見委員

一つは、そういう意味では限りなく、市内小・中学校の平均人数、一学級の生徒数というのが、今行われている颯田の特区の少人数に限りなく近づいてる。少子化も手伝って。そういう中で、この颯田の特区を成果として考えてみれば、全市的に広げられないという課長の最初の、「もう諦めております」というような話には決してならないと、私は一つはそう思います。

それともう一つ。先ほどの穂波のマナビ塾の話にしても、颯田のこの取り組みにしてもですね、よくよく眺めてみると、多分、僕が勘違いしてるかもしれませんが、一時期颯田の中学校で、異常なまでに校舎のガラス窓が割られたり、諸々ありました。そうした現状を憂いて、というか、何かしないといけないということで地域の方々が、一面、立ち上がられたような気がいたします。穂波の場合はもっと、要するに校区制の廃止等も含めて、もっと違う見地、教育的な見地が非常に色濃く出てる。それも、地域社会の目から、という観点で。してみると、今、何が問われているかということ、私は、学校教育の視点からだけで偏差値を上げようとか、それのみならず、躰をどうしようか、とか、生活習慣をどうしよう、とか、このままでいったら「キレる」子どもが多くなってどうしよう、とか。学校の中だけで考えていこうとしてきた姿勢が、もはや機能しないというか、成果が見えてこない。今、まさに地域からの社会教育の観点から

取り組まない限り、これは学校教育の変革にはつながらない。こんな視点が、私はあるように感じるんですが、教育長、学校教育・社会教育全般にわたって、飯塚市の教育行政のあり方の方向性というか、取り組む視点というのが、僕は個人的に、あるような気がするんですが、教育長の見解、いかがですか。

○ 教育長

代表質問の時にも、教育行政の姿を、ということでお話しをしましたけれども、私自身も社会教育畑が長かったというせいもあるんでしょうけれども、やっぱり学校教育と社会教育が一緒にならないと、子どもの健全育成もないし、学力の向上もないというふうに思ってますし、そういうふうな仕組みを今後、やはり教育行政の中に作っていかない限り、子どもたちの健全な育成というのはないんじゃないか。明日の飯塚市を担う子どもたちの育成という視点から考えたら、やっぱり市全体で盛り上げていく、そういう施策を考えていかなきゃいけないというふうに思ってます。今、たかたま頼田と穂波の事例が出ましたけれども、一つのモデルにして、それを全体的に広げていくうえには、どういうことを考えていったらいいかというのが、特に今年度の大きな研究課題だろうというふうに思ってます。そこを見定めながら、また来年度につないでいくステップとして、今年はしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

○ 人見委員

それで、昨日ちらっと言いましたけれども、これは総括でも触れたいと思っておりますが、予算委員会の資料の76ページからになりますでしょうか、その前からですね、73ページから、補助金比較表というのが、単費事業の中で出されております。この中で本当に、昨日から教育費の中に入ってから各委員さんたちの質問は、押しなべて市長の「住みたいまち 住み続けたいまち」の一つのバックボーンというか、柱は、教育を何とかしたい話だった、と。で、今、教育行政は学校教育と社会教育が、まさに一体とならないと、その成果は見られないという教育長の話も、今、頂いたところです。してみるとね、まさにこの皆減・廃止の項目がいかに多いか。少ないですよ、それぞれを見てみると。大きな、何百万円・何千万円の削減じゃないですよ、一つ一つの項目を見ると。本当に、何万円かの話もあります。どこか私は、考え違いというか、大いなる選択違いをしてはいないか、そのような気がするんですが。些細な、まさに些細な補助金だからこそ、しっかりと積み上げていくことによって、地域の力をこの教育という、また地域の安心・安全という方向に市民の力を手繰り寄せる、そういうものであったはずのものが、ずらっと簡単に、と言ったら、そうじゃないと言われるのかどうか、財政を預かる立場からして、今の教育費のあり方、もちろん全般を見ながらのことだとは思いますが、何か申し添える話があれば聞かせてください。

○ 財務部長

今ご指摘の教育の補助金の関係でございしますが、少なくともこの教育の関係につきましては、行革だけではないということが、まず一点でございします。まず、合併の事務調整の中で「新市において検討する」ということでかなり、というよりもほとんど、その数は正直に申し上げまして、教育委員会が一番いろんな関係で多うございました。ですから、教育委員会は恐らく、事務担当者は大変だっただろうな、と。本当に苦労されただろうというふうに思っております。それと、確かに今言われたように、皆減というのがございします。皆減というのは少なくとも、1市4町の中で1市だけとか1町だけしかやっていないものが、ほとんどでございします。全体でやっていた中で皆減になったものは、多分、私の認識では、ないというふうに思っております。ですからやはり、なぜ合併したかという原点に帰っていただきたいというふうに思っておりますが、やはりこのままでは1市4町がそれぞれ成りゆかない、お互い苦しい地方財政の中で合併をして、まずそこできちんと財政を立て直しましょうというのが、基本的な合併のスタンスだったと思うんです。その中で、言われるようにもちろん、教育とか福祉とかいうのは今後非常にお金のかかるところでありますし、重要なところであるということは十分認識し

ております。ただし、新しい市になりましたら、まずは未調整の分はきちんと揃えて事務を調整して、それから補助金についても、確かに平準化ということで今はしておりますが、まずは産みの苦しみでスタートラインに立ちましようということで、まず一つの足並みを揃えていただく、そしてそれからきちんとした場合に、では新しい飯塚市としてはどの辺にお金を、メリハリをつけて予算を付けていくかというのは、今後の問題です。ですから、今はとにかく産みの苦しみといいますか、行革することはもちろん、再三申し上げておりますけれど、目的ではございません。次の新しい飯塚市のまちづくりをするために、今は一つの過程の段階でございます。それとまた、合併してまだ1年でございます。これは10年もたった後にこういうことを言うのは、とても通用する話じゃないということは承知しておりますが。ですから、事務調整と行革との関係で、教育委員会にはその数がものすごく多かったのが一点と、皆減になっているのは、これ、1市4町にあると、とてもやらなかった、それと、恐らくこの、昨日申し上げましたが、各市町、いろんな特色のあるところにお金を出しておられました。これを全市的に広げられる財源の余力があれば非常にいいことですが、一般的には、こんな言い方は大変失礼になりますけれども、良くなったことは何も言われたい。悪くなったところだけをとらえて、まあ、非常に苦しい立場にいるんですけど、良くなったところも一部にはあると思うんです。ただ、そういう意味で、今はとにかく産みの苦しみということでですね、まずは同じ市民の方に、同じ児童・生徒に、先ほどのマナビ塾ではありませんが、これは放課後児童対策ということで飯塚市の行政がどうするかということ、福祉のほうにも学童保育というのがございます。穂波は確かにマナビ塾というのがございました。しかし、やってる事業はほとんど放課後児童対策ということでございますので、それを新しい飯塚市として今後どうするかということで、きちんと方針が決まれば、それに対してどういう位置づけでやっていこうということを決めて、そして予算を措置して、ということになると思うんです。私は今、この際、言うのも場違いかもわかりませんが、もともと10分の10の補助でマナビ塾はスタートしております。これがいつの間にか、よくあることですが、補助がぽっとなくなってしまった。じゃあ、補助金がなくなったら、ずっとその状態で続けられるかということ、これも若干疑問が残ります。ですから、いろんな諸々の事情がございまして、放課後児童対策ということでいえば、今後飯塚市としては、マナビ塾と今ある学童保育と、いいところを取ってどういう形でやっていこうということ、発展するかもわかりません。それは今後の問題です。そういう形で整理しなければならぬでしょうし、教育委員会のいろんな補助金、いろんな事業につきましても。それと、先ほどの旧筑穂町の件も、若干お聞きはしておりました。これについては、活動費としては、確かに熱心にされてることは、これは大変、青少年の健全育成には大事なことだと思っておりますけれども、イベントをされていたとか、補助金の中身を見ますと、じゃあ、イベントをするかしないかというのは、新しい飯塚市として青少年の健全育成をする中で、何か全的にイベントをするかしないか、じゃあ、ある町とかある市だけイベントをして他のところは何もしないという、そういういろんな問題がございましたので、とりあえず一旦お休み、お休みと言ったら言い方悪いですが、だから、活動費については同じ基準で支給しましょうということで、担当のほうが多分事務調整をやってると私は伺っております。ですから、教育とかいろんな面で、ここ見ていただいたらわかる、確かに金額的には五十数億の当初予算でございますので、何万円、あるいは何十万円、何千円と、ひょっとしたら、細かいこと言えば、旧町にとっては何千円減ったとか何万円減ったとか細かい話になりますけれども、再三申し上げておりますように、行革というのは一つ一つの積み上げ、それと今は産みの苦しみで、次のステップに行く段階ですので、ひとつ、財政基盤がきちんと立て直すまで、ひとつ我慢をしていただきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

結論的には何を言われてるのか良くわからないんですが、合併の調整で、平準化という話の

中で進めてきた。で、財務部長の立場からしたら、出てきた結果で、なおかつ多少の精査をしながら予算編成にあたってきた、と。教育委員会レベルでこうした調整の中で、平準化ありきということだけでやってきたのか、それとも、これはぜひとも残してもらいたい、これは平準化というより、要するに旧1市・1町だけしか取り組んでいなかったからこれは駄目です、という話でやってきたのか、いや、これについてはやっぱり全市的に広げていくべき価値があるんだ、と。だから、予算獲得まで至るかどうかわからないけれども、教育委員会としてはこういう事業を引き続き残していただきたい、こういう事業を全市的に広げてもらいたい、こんなやり取りがあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○ 学校教育課長

それは、ございました。特に、昨日答弁申し上げました小学校の英語活動の分ですけれども、これは当初、穂波町だけでしたので、どうにかして子供たちに外国人に対する接し方で、臆することなく接することができるかと、英語に親しむことができるかと、そういったものを全的にぜひ広げたいので、この予算はぜひ確保したいという強い要求を出しました。で、これは通りましたので、本年度、22校の小学校に配置することができまして、そういったやり取りは何回もやっております。

○ 人見委員

上がってるやつは、いいですよ。上げていただいたやつは。要するに、平準化の名の下で、筑穂町だけしかやってない、だからこれは駄目だというような調整しかなかったのか、いや、調整をした中で、これを全市に広げましょう、というような話を財政当局に持っていったような話はないのか、ということを知りたいです。

○ 学校教育課長

具体的にどれとどれ、と言われたらあれなんですけど、実際に財政ともヒアリングの中で、ぜひこういうものを残してくださいというのは、何度も行いました。

○ 人見委員

財務部長にもう一度確認させてください。財務部長の話の中で、ともかくも合併という原点に立って考えてみてくださいというご指摘を頂きました。その上で平準化、そして財政の立てなおし、そうした面からご理解いただきたい、と。だから、一休みとは言わないけれども、今後、要するに、それぞれ今まで取り組んできた内容等を含めて、皆減・廃止というようなものうちでも、今後新たに、新しい飯塚市としての取り組む事業として復活していくものがこれから出てくるんだ、と、こういうふうにして私は理解しておりますが、そういうふうな理解でよろしいですか。

○ 財務部長

今は行革行革で、縮小するほう縮小するほう、じゃあ、いつまで我慢していつからするという目標もないというようなご指摘がございましたので、そういう時に私はご答弁申し上げたと思いますが、一応平成20年度を財政再建の大きな目標にしていますので、基本的にはそれ以降になるかもわかりませんが、少なくとも平成21年度ぐらいからは、行革をやって3年目くらいで目安がつくと思うんです、今2年目ですので。ですから、その後少くくは、そういう多少のメリハリというものを付けてこられるでしょうし、今は市民の方には同じサービスをまず、1市4町押しなべて基本的に同じサービスを提供したいというのが行政の思いでございますので、まずそれを整えて、その後に新しい飯塚市はこういうところに力を入れていく、ああいうところに力を入れていく、例えば福祉の分野であれば、その中でもどういうところ、と。当然、財政基盤の立て直しがあれば、自ずと政策的なものは、市長も言っておりますが、そういう色合いというものは当然出てくるだろう、と。ずっとこのままいくということではない、ということだけは、申し上げたいと思っております。

○ 人見委員

若干総括めいた話になってますので、この話はこのあたりでやめておきたいと思います。改めて、総括等で最後にお話しをさせていただきたいと思います。

併せてですね、介護支援臨時教員経費、これについて、どういう役割の臨時職員なのか、何名配置をされて、その費用はいくらなのか、お示してください。

○ 学校教育課長

介護支援につきましては、文部科学省の「今後の特別支援教育のあり方について」の中で、障がいのある児童・生徒に対し、個々の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援を行う特別支援教育への転換を図るとともに、その推進体制を整備することが提言されております。このことから、介護支援を廃止し、特別支援教育の充実を図るものとして予算を要求して、小学校で7名、中学校で3名の配置をしております。

○ 人見委員

これに関して、文部科学省のほうでモデル校を選定しているのではないだろうかと思いますが、福岡県内でいえば前原市、それから久留米市が、何らかこれに準じたモデル校になっていませんか。

○ 学校教育課長

恐れ入ります、前原市と久留米市がそういう指定を受けて研究しているということ、承知しておりません。

○ 人見委員

これも総括で採り上げますよ、今日持ってきてないんでね、私取り寄せますので、昼からでも。発達障がいの特別支援のモデル校であったと思います。こういう情報、全くご存知なかったですか。

○ 学校教育課長

発達支援のモデル校というよりも、通級指導教室のことでしょうか。今、発達障がいの子どもたちを支援するために、飯塚市でも通級指導教室というのを昨年、1校設置しております。これで、発達障がいの子どもたちで特別支援学級に入級できない子どもたちの支援をするために設置されている学級があるんですよね。それとは違いますか。

○ 人見委員

正確な議論は後ほどやりたいと思います。全くそういうふうな情報等はキャッチされてなかったということでもいいですかね。この介護支援臨時教員というのは、毎年ついてるものですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:51

再開 10:59

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

平成18年度で、介護支援は飯塚市内の小学校で4名、中学校で1名、計5名配置をされておりました。それで、小学校に新たに3名増やしまして7名、それから中学校に2名増やしまして、予算要求いたしまして3名ということで。ただし、この文部科学省からの通知が出る前に、前段で予算要求をして、率先して合わせて5名の予算要求をしております、平成19年度は10名体制ということになっております。

○ 人見委員

昨年よりはそうして介護支援の職員を増やしていく、それなりの要因と理由があるんだろうと思います。で、先ほどモデル指定の話をしてましたけれども、今持って参りましたが、久留米・前原で、就学前の発達障がい児の支援事業、早期発見の支援事業というようなことでございましたので、これも今の介護支援の教員の増員と併せて総括で採り上げてみたいと思います。

次に、幼稚園の関係でご質問をさせていただきます。178ページに「私立幼稚園就園奨励費補助金」9,523万5千円、これがありますが、公立幼稚園にはこの就園奨励費はないのでしょうか。

○ 学校教育課長

費用そのものはございませんが、減免という措置で予算化されております。

○ 人見委員

この資料の78ページに、幼稚園費の項があります。で、一等最初に、公立幼稚園就園奨励費補助金、皆減・廃止、平成18年度は72万円、このように載っていますが、今の答弁との整合性はどうなんですか。

○ 学校教育課長

補助金としては廃止なんですけれども、授業料減免として措置をするということです。

○ 人見委員

ということは、平成18年度はあったということですか。それが減免に、平成19年度から代わるということですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

再開 11:05

委員会を再開いたします。

○ 人見委員

公立幼稚園の補助金の就園奨励費の件は、後回しで構いませんが、それでは178ページの私立幼稚園の就園奨励費の補助金、これについて、前年度と今年度、今年度は9,523万5千円ですが、前年度はいくらでしたか。

○ 学校教育課長

9,279万3千円でございます。

○ 人見委員

増えてる要因は、園児数が増えたということですか。

○ 学校教育課長

そのとおりでございます。

○ 人見委員

何名から何名に増えましたか。

○ 学校教育課長

恐れ入ります、数字については掌握しておりませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○ 人見委員

はい、後で。この就園奨励費の制度は、多分、国・県、そして市と、それぞれ負担割合があるのではないかと思います。この就園奨励費の目的と、今言いました負担割合、これについてはいかがですか。

○ 学校教育課長

補助の目的といたしましては、幼稚園教育の振興を図るため、満3歳児・3歳児・4歳児・及び5歳児を通園させておられるご家庭の経済的負担の軽減を行うことを目的として、保育料の補助を行うことを目的としております。

○ 人見委員

で、あるんですね。公立幼稚園には、それは適用できないんですか。あわせて、私立幼稚園には、公立幼稚園にあるといわれる授業料の減免措置というのは、ないのでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:07

再開 11:07

委員会を再開いたします。

○ 人見委員

この私立幼稚園の授業料の減免があるかないか、もう一度確認をとっていただいておりますが、今、授業料はいくらですか、公立幼稚園。

○ 学校教育課長

穎田の4歳児・5歳児が5千円で、あとの3園につきましては全て6千円になっております。

○ 人見委員

もともと、旧飯塚市立幼稚園は、6千円でしたか。

○ 学校教育課長

そのとおりでございます。

○ 人見委員

国が交付税措置の中で示す財政需要単価は、園児の授業料についてはいくらでしょうか。

○ 学校教育課長

恐れ入ります、その数値についても承知しておりませんので、後ほど調べてご報告したいと思っております。

○ 委員長

人見委員にお願いしたいと思っております。その幼稚園に関する部分、まとめて総括質疑のほうでやっていただけてよろしいですか。

○ 人見委員

それでは幼稚園の関係は、まとめて総括に回しておきたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 上野委員

187ページ、「教育費」「社会教育費」「図書館費」、18節「備品購入費」「図書館図書費」3,339万円についてお伺いをいたしたいと思っております。まず、市内5つの図書館があるわけですが、各図書館の実態についての認識を教えてください。

○ 図書館長

飯塚市立図書館は、飯塚図書館・筑穂図書館・庄内図書館・穂波図書館・穎田図書館と、5つございます。旧市・町の中の図書館行政として設置されているものと考えております。

○ 上野委員

申し上げます。飯塚市立図書館の蔵書数、本の数199,210冊、一番小さいのが穎田館、4,344冊だと思います。これは平成19年3月末現在ですね。45倍以上違うんですけども、別にこれ、行財政改革でございますので、改めてお金をつけてくれとは申しませんが、基本的に同じサービスを受けさせたいということでございますので、この3,339万円、5つの図書館に今年どういうふうに割り振るのか。また、昨年の実績と共に教えてください。

○ 図書館長

ただ今のは、予算のことでしょうか、それとも蔵書数でございましょうか。

○ 委員長

予算の使い方。

○ 図書館長

失礼しました。平成17年度・18年度の予算の使い方ということでございますけれども。

○ 委員長

平成19年度で。

○ 図書館長

失礼しました。平成18年度と19年度の予算の使い方ということでございますが、まず、図書館の中では一般図書、児童書、それからAV資料、そういったものを各館で購入いたしております。

○ 生涯学習部長

大変失礼いたしました。本年度の図書館の図書費の割り振りでございますけれども、まず飯塚図書館1,836万円、筑穂図書館612万円、庄内が551万円、穂波が290万円、お尋ねの穎田につきましては50万円で、合計で3339万円となっております。なお、その内訳につきましては、それぞれ図書、それから先ほど官庁が申し上げておりますように、CDあるいはDVD等もございますので、書籍につきましては飯塚図書館分が約10,200冊、それから筑穂図書館につきましては3,448冊、庄内図書館につきましては2,940冊、穂波図書館については1,818冊、穎田につきましては313冊の予定となっております。

○ 上野委員

平準化とは大変矛盾があるんですが、何年後までどうしていただけるのか、数で教えてください。

○ 生涯学習部長

何年後まで、どうしていただけるのかということでございますけれども、この金額、冊数等につきましては、平成17年度のそれぞれの旧市・町の実績に基づきまして平成18年度予算化をさせていただいております。それにつきまして、平成19年度はご承知のように10%近くカットさせていただいておりますので、それが引き続き、今後ですね、図書館の充実を図るうえにおいて、今後もそのような費用措置をして参りたいというふうに考えております。

○ 上野委員

理解、納得できません。今まで1市4町がやってきた行政施策の中で、確かに旧穎田町はここにお金をかけてこなかったんですね。だから図書館は独自の建物としては存在しませんし、図書館と呼べるような実態ではないんですね。ただ、マイナスの特色として理解していかねばならないのかな、というふうには思っておりましたが、同じ飯塚になったんだから、みんな同じスタートラインに立ちましようというお話でございますので、何度も申し上げるように、新しく予算を付けてくれと言ってるわけじゃないんですよ。3,339万円の内訳の使い方、平準化させてもらえばいいわけですから。どういうふうに考えられるのか、教えてください。

○ 図書館長

ただ今、生涯学習部長が申されましたように、各館で予算配分は考えておりますけれども、確かに穂波図書館と穎田図書館につきましては費用的にも少のうございますので、購入の段階で少々多く購入をいたして、整備させていただくという体制でとっております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:15

再開 11:16

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

先ほど、それぞれ書籍、それからCD・DVD等、DVDの数につきましては申し上げませんでしたけれども、飯塚図書館におきましては、そういう書籍・雑誌等を揃えますので、不十分な点につきましては、そこあたりの貸し出し等が可能かと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 上野委員

いや、理解できません。貸し出し等は可能、颯田についてはシステム構築の中にも編入されてないんですね。どういう理由かわかりませんが。だから、他の図書館の本は借りられないわけですよ。しかも、本の数は4,344冊。飯塚については中央図書館ということでそれなりの機能が必要かもしれませんが、次に多い庄内と比べてもですね、庄内は58,004冊。だからこの予算の中で、今年から、今年度からどうやっていただけるのか、所管ではありませんのでこれはお尋ねしませんけれども、図書館、指定管理者制度を導入されるという議案も上がってることです。ここではっきり数の答弁を頂かないと納得できませんので、この3,339万円の今年度の使い方、また次年度からの図書費、どの程度考えておられるのか、はっきりと答弁いただきたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:18

再開 11:22

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

どれくらいの冊数を将来的に配架できるのかという問題でございますけれども、ご承知のように、施設がそれぞれ5館、違っておりますし、颯田図書館につきましてもそれぞれの大きさ、スペースに応じて、それから過去の蔵書数、あるいは来館者数等を考慮いたしまして、この数字的なものを挙げておりますので、そこでご理解いただきたいと思います。

○ 上野委員

スペースがなければ、颯田の場合はシステムが入ってないんだから、動かせばいいと思うんですね。颯田だけシステムを構築しなかった理由を教えてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:24

再開 11:25

委員会を再開いたします。図書館に関する上野委員の質疑に関しましては、総括質疑のほうにお回しさせていただきたいと思いますが、上野委員、よろしいですか。

○ 上野委員

はい、結構でございます。

○ 委員長

ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

(なし)

ほかに質疑はないようですから、第10款「教育費」について、総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。

次に、第11款「公債費」、第12款「諸支出金」、第13款「災害復旧費」及び第14款「予備費」、198ページから199ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第11款「公債費」、第12款「諸支出金」、第13款「災害復旧費」及び第14款「予備費」についての質疑を終結いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。12ページから46ページまでの質疑に入ります。始めに質疑通告されております14ページ「市税」、住民税増税の影響について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

14ページ市税市民税に関連して、住民税の増税による影響について伺います。これについては、特別委員会要求資料、最初に出たものの資料集の2ページに資料が出ております。これについて、1, 2, 3, 4括弧で書いてありますが、簡単に説明していただけますか。

○ 課税課長

市民税の影響額につきまして、先ず資料1番でございます。定率減税の見直し、これは廃止による影響額ということで、平成18年度1億9800万、平成19年度が市民税の影響額2億1719万9千円ということでございます。これは、定率減税の見直しということでございます。それから、(2) 老年者の125万以下の非課税措置廃止等による影響額ということで、これにつきましては、平成18年度は3分の1、影響額が916万700円、平成19年度は3分の2、影響額が2191万5千円、平成20年度、これは特例が廃止になります、その試算ということで影響額といたしましては、3287万2500円ということで、試算をしております。(3) 税源移譲による影響額ということで、平成19年度所得税との税源移譲が行われております。この関係で、8億5000万の影響額を見込んでおります。それから(4) 調整控除、これは所得税と市民税につきましては、控除によりまして基礎控除、それからいろんな控除がございますが、差がございます。この差をここにあげております。影響額といたしまして、マイナスの1億8500万円を見込んでおります。

○ 川上委員

市民のにとっては、大変な増税ですね。それで、6月に通知を送られていると思うんですが、それ見られた方から苦情とか問い合わせが相当に来てると思います。これ見ますと、6月5日から22日までの間に、合わせて2941件の苦情問い合わせが来てるんですね。この翌日の23日から昨日までの間には、集約がありますか。

○ 課税課長

支所につきましては、集計をいたしておりません。本庁といたしましては、その間には約100件程度と考えられます。

○ 川上委員

実は昨年も同様な資料をお願いしておったんですが、一般の税に対する苦情とは別に、定率減税などの税制改正について問い合わせ苦情はどうかということで資料をお願いしとったんですが、昨年は6月だけで2300、7月が200、8月が10ということで3ヶ月間で2510件だったんですね。今回は、ほぼ1ヶ月で3000件ということですから、市民の怒りとか驚きの強さを感じられるわけですけども、そういう市民に対してあなた方は、フラット化というか、これについてはどのように説明してますか。

○ 課税課長

税源移譲の関係につきましては、かなりの問い合わせ等がまいっております。その中で、所得税と住民税との税源移譲の関係を説明いたしております。所得税につきましては、今年の所得を元に計算していきます。住民税につきましては、前年の所得を元に計算いたしております。従いまして、今年の所得が大幅に減少した場合、税源移譲による所得税の減税分が少なくなります。それから一方、住民税では先ほど述べましたとおり、前年所得を元にするため、税源移譲による増加額は大きくなることを説明いたしております。

○ 川上委員

あなた方が市民の方に配っているチラシには、住民税は増えるけども所得税は減りますと、安心して下さいと言わんばかりのチラシですよ。下の方に、定率減税の影響を除くと書いてあるんですね。今、答弁がありましたように、このフラット化によってトントンどころか、実は政府も認めただけど、最大で9万7500円の増税になるというような状況があります。これに、定率減税関係が加わってくるわけですから、市民の家計収入が連続的に後退している。そういう市民の痛みというのは、生半可なものではないんですね。それで、この定率減税のこ

となんです、国と地方の税収はそのように変化しますか、トータルで。

○ 課税課長

定率減税によりまして、住民税の関係といたしましては4000億円の影響が出る見込みでございませう。

○ 川上委員

それは地方ですね。全体としては、国、地方は1兆7000億円の増収になるんですよ。それで、本市の場合どうなるのかということなんです、先ほどありましたかね。いわゆるフラット化で、8億5600万増収になるんですね。これは、喜べますか。

○ 課税課長

一概には言えませんが、所得税がマイナスになります。住民税がプラスになることは、市といたしましては財源が増えることになると思います。

○ 川上委員

市民が、苦しみ悲しむというものはっきりしておるわけです。市の財政の観点から言って、良かったと、仮に別にしても数字的な意味合いでフラット化による税源移譲影響見込額8億5600万なんです、喜べるかということなんです。財政課、どうですか。

○ 財政課長

フラット化によりまして、市全体でどういう影響かということですが、予算資料で配布させていただいております2ページでございませうが、予算概要書のなかです。今、説明いたしましたフラット化によりまして影響見込額といたしまして、今説明いたしました8億5000万程度ありますが、これは税源移譲の関係で18年度も措置がされておりました。その中で、地方譲与税、これは所得譲与税でございませうが、これが18年度8億5700万交付されておりました、19年度はこれが廃止されておりましたので、一般財源ベースから見れば、ほとんど変わらないという状況になっておりました。

○ 川上委員

つまり、これによつては、市民は大変苦しみ、市もそのことと同時に市財政にとつても全然嬉しくないということを我々確認して、予算審査する必要があるだろうと思うんですね。この質問は終わります。

○ 委員長

続いて、14ページ市税、市民税、税の減免規定及び滞納について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

14ページ市税、市民税に関連して、税の減免規定及び滞納についてお尋ねします。先ほど質問したような状況がありますので、地方自治体としてはいろんなことを考えなければならぬわけです。例えば、法律に基づいて収納してしまった分については、市民の暮らしや福祉に還元できるようなものに限定して使うとか、そういうことも考えなければいけないし、場合によっては法の改正があるんでしょうけど、戻し税方式で返していくとか、いろんな事が考えられると思うんですが、今すぐ出来ることとしては現在ある税の各種の減免規定、これを適用して市民を救済支援するということが可能だと思うんですね。それで、税の原研規定、どういうものがあるかお尋ねします。

○ 課税課長

市税の減免の取扱いにつきましては、平成18年3月26日の合併を期に、市税条例の規定に基づき市税条例施行規則を定め適時対応しています。市民税につきましては、生活保護法の適用を受けている者、それから所得の皆無、または激減による生活困窮状況の者、学生及び生徒、災害を受けた者となっております。固定資産税については、生活保護法の適用を受けている者、公益のため直接占有する固定資産、災害を受けた固定資産。軽自動車税につきましては、

公益のため直接占有する車、身体または精神に障害を有し歩行が困難な者の利用に供するためのものである車、車の構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである車、以上でございます。

○ 川上委員

国保税の関係があるでしょうか。

○ 健康増進課長

国民健康保険税におきましても、税条例の中で保険税の減免、特別の事由と災害その他の特殊な事情の場合において、減免が出来るようになっております。

○ 川上委員

4種類の減免規定があるとの答弁ですが、合併前からあるもので、対象となる条件が厳しくなったものがありますか。

無いと思います。

○ 川上委員

国民健康保険税の方はどうですか。

○ 健康増進課長

国民健康保険税におきましても、無いというふうに思っております。

○ 川上委員

国民健康保険税については、旧飯塚では取扱要綱だったと思うんですね。現在、規則になっているでしょう。勿論、条例に基づきますけど、条例はかなり抽象的に救済をするスタンスが見えるんだけど、要綱それから規則になってくるとかなり厳密になりますね。旧飯塚と新飯塚の規則を比べると、等という言葉が抜けてますね。それは、忘れたわけじゃないでしょう。

○ 健康増進課長

国民健康保険税減免規則の第2条第1項第2号の中に、失業または事業の休廃業等、この等が抜けております。

○ 川上委員

ちょっと私も表現が悪かったですね。抜けてるんじゃないくて、外してるわけですね。それで、こういう状況ですから、各種の減免制度を市民によく周知する必要があると思うんですよ。それで、そういうことをお考えになってますか。

○ 課税課長

減免制度の周知方法につきましては、納税通知書発想前の6月1日の市報掲載及び当初納税通知書にお知らせ記載を入れております。また、窓口申請書等を置くようにして、広く市民の皆様に周知を図っています。

○ 川上委員

窓口で周知をしておるといことですが、どういうふうにしてますか、具体的に。

○ 課税課長

直接窓口ではございませんが、住民税それから確定申告時におきまして、そういう方等が申し出等があれば、その時点で相談にのっております。

○ 川上委員

昨日でしたかね、生活保護申請書を保護課がカウンターの上に置いて、市民がいつでも自由に取って申請行為が出来るようしてますという答弁がありましたでしょ。勿論、少し性質が違う問題なんだけど、申し出があれば相談に応じるとかじゃなくて、ちゃんと分かる所に張り出したらどうですか。課税課の方というよりは、私は納税管理課の方に張り出したほうがいいんじゃないかと思うんですよ。大きい字で、お年寄りの方に良く見えるように、そういうことする考えないですか。

○ 課税課長

質問者が言われるように、納税管理課とも相談をいたしまして、また庁舎管理も関係がございますので、関係各課と相談をしたいと思っております。

○ 川上委員

これは、税の減免を行うことの意義があるでしょう。こんなことをすると、税収が減って困ったとか思う幹部職員おられないでしょう。法律に基づいて減免規定を適用するという事なんで、担当課の方は安心して工夫してもらいたいと思うんですね。それで、今年度、こういう減免規定の適用がどの程度まで出来ると見込んでありますか。

○ 課税課長

市民税につきましては、現在審査中であります。過去の減免件数について、平成16年度は25件、平成17年度は31件、平成18年度は44件となっております。

○ 川上委員

それは、資料がありましたかね。委員会要求資料集のその2の3ページにありますね。これは、国保税ですね。今、答弁がありました、16年度は25件、17年度は31件、18年度は44件ということなんですが、18年は、16、17年は全部1市4町ですか。

○ 課税課長

1市4町でございます。

○ 川上委員

分かりました。先ほど、周知のことも申しましたが、その他いろいろ積極的に減免規定を適用して市民を助けるというふうにしていただきたいと思うわけです。そして、滞納状況のことなんですけど、資料も出していただいています。滞納状況の特徴を説明してください。

○ 納税課長

最初に、市税の過去3年間の現年分の滞納繰越額についてお答えいたします。平成15年度は3億3158万3千円、平成16年度は2億9233万4千円、平成17年度は3億644万6千円となっております。次に、市税の過去3年間の現年分と過年度分の合計滞納繰越額についてお答えいたします。平成15年度は18億9094万1千円、平成16年度は18億3117万5千円、平成17年度は17億4654万1千円となっており、少しずつ減少しております。

○ 川上委員

滞納が減少していることについて、要因はどのようにお考えですか。

○ 納税課長

主な要因は、職員の努力によるものだと考えられます。

○ 川上委員

なかなか税を払うのが大変という方が全体として増えている中で、滞納が減っていると言うことですから、職員の方の努力があっただろうと思うんだけど、行き過ぎた努力がないかということも心配されるわけです。それで、資料集の5ページ目に税滞納から差押えに至る手続きという資料を出していただいております。これ少し説明していただけますか。

○ 納税課長

市税の滞納整理につきましては、納期内に納付されていない方に対して、先ず督促状を発送いたします。それでも、納付されない方には、早期に納付協議等を行うことを目的に、催告書や呼出状等を順次発送して、指定期限内の納付及び年度内完納を目標に、その方の実態に合った支払額や支払方法等の協議が行えるよう、来庁のお知らせをしております。来朝時は、その方の実態に応じた支払額や支払方法と納付計画の協議を行い、早期に解決が図れるよう努めております。しかしながら、再三にわたる催告にも関わらず、何ら連絡もなく、また納税相談に全く来庁されない等、納税意識のない滞納者と判断される場合には、税負担の公平性の観点から法の規定に基づく預貯金調査をはじめ各種の財産調査を開始いたします。その結果、担税資

産があり、滞納処分が可能な場合はやむを得ず財産差押執行の事務処理を行い、早期の滞納額の減少並びに税収の確保に努めております。

○ 川上委員

今、説明のあった5ページで少し聞きますけども、一番下の左に翌年度5月より随時財産調査と、預貯金生命保険等と書いてあります。答弁の説明では、法に基づいてというふうに言われましたけども、具体的にはどういうことですか。

○ 納税課長

出納閉鎖が5月一杯でございます。この中で、財産調査、特に現年分あたりが支払われていない滞納者に対して預貯金とか生命保険、当然この中にも滞納繰越分もだぶってり方もいますけど、そういう方たちに対して預貯金や生命保険の調査をさせて頂いております。

○ 川上委員

国税徴収法が、この財産調査をして良い場合と悪い場合と言ってるでしょう。そこは、どういうふうに指導していますか。

○ 納税課長

国税徴収法では、第141条で質問検査権等を行行使し、預貯金等の財産調査をしてよいと理解しております。その結果、担税資産があり滞納処分が可能な場合は、そういうことをやっておるわけですけど、その中でも差押財産禁止の部分もありますので、その辺についてもきちんと法律を遵守したなかでやっております。

○ 川上委員

差押禁止のことを言っておるんじゃないんですよ。調査のやり方のことを、国税徴収法に書いているでしょう。そこに資産があるという相当の理由があるときはと書いてないですか。

○ 納税課長

国税徴収法の第141条の中に、滞納者に対し債権もしくは債務があり、または滞納者から財産を取得したと認め足りる相当の理由があるものというかたちのなかで、それなりの理由がある方とはうたっております。

○ 川上委員

だから、あると推定する相当の理由がなければ調査できないんですよ。旧飯塚では、課税当局が認めてきたんですよ。あなたも昨年、私の質問にたいして、そこは踏まえておるという答弁だったじゃないですか。一年経ったらもう忘れるんですか。それで、これは私がここでごちゃごちゃ言ってるだけじゃなくて、法律なんですよ。飯塚市が法制と調べて、正しくなかったと認めてるじゃないですか。これは、はっきりする必要がある。課長が、そういうことになってくると職員がどういうことをすると思いますか。生活保護では、同意書をとって資産調査を全面的にやるでしょ。ところが、それとはまた違うんですよ。それで、いつか質問したことがありますけど、一生懸命がんばって悪戦苦闘している中小業者いますね。あなた方が、ありとあらゆる、思いつくところの金融機関にその資産がどうかという調査をかけてくる。金融機関は、何のためにかけてきたか分かりますよ。データに載るじゃないですか。ここは、非常に危険なところと、ランクに位置づけられるでしょう。あなた方が、地元の中小企業とかの信用を引き落とすことにもなりかねんわけですよ。ですから、そのところは、きちんと押さえてもらいたいと思うんですね。それから、差押禁止の問題なんですけど、ガン患者からガン保険を解約させて押さえてしまう。これは、認められますか、認められませんか。

○ 納税課長

生命保険は、差押が出来る財産のうちの一つになっておりますので、それについては調査の結果、必要であれば差押をいたしております。

○ 川上委員

生命保険一般で答弁されましたね。つまり、ガン保険患者のガン保険を差押えるのは動議上

いいのかというためらいがあるわけでしょう。それで、市長ね、税の減免規定の中に市長が認めるものという項目がありますよ。現場の職員が、職務遂行にあたってこれはどうしても取れないという場合が、とれないとか頂けないということがあると思うんですね。そういう場合は、職責のラインで市長にきちんと相談出来るようなルートを開いたらどうですか。そうすると、現場は苦しまなくて済みますよ。飯塚市長は、ガン保険患者からガン保険差押えと言われなくてもすむでしょう。これは、架空のことを言ってるわけじゃないんです。実は、飯塚市長はガン保険患者からガン保険を差押えたということになってるんです。ですから、その事実関係はまた調べてもらうとして、なかなか大変ですよ。金が無い人から、税金をどうにかしてとるといって時代になってきてるわけですから。だから、ここは現場まかせにせず、市長が条例に基づいて判断をしていただくルートを作るべきだと思うんですね、どうですか。

○ 財務部長

確かに、以前は特に市長が認めるものとか、特に市長が認める事案とかいろいろ要綱とかその中にはございました。しかし、これは行政執行を行う上では、非常に不透明であると言いますか、いろんなことに全て使えるということで基本的には出来るだけ、このその他市長が認めるものということ、あるいは旧町で言えば特に町長が特に認めるものとかですね、多分規定があったらと思うしております。ただ、行政を執行するうえでは、非常に曖昧が残るということで、基本的にはそういうことはだいたい整理していこうということで、ですから非課税の場合でもあくまでも制限列举ということで、こういう場合しか非課税に出来ない、じゃあ非課税の場合に特に認めたものという方法もございませんが、あくまでも非課税はこれとこれとこれ、減免もそれに習ってこういう場合しか減免できませんよというかたちです。それで、先ほど言われました生命保険の場合でも、生命保険もいろいろ種類がございますので、ガン専用の保険じゃなくても一般の生命保険の中にガン特約とかいろんなことがございます。言われるように、動議的な問題は当然残ってくるだろうというふうには考えております。ですから、先ほど言われましたように、国税徴収法の中でいろいろ担当の方は、職務を遂行しておるわけですが、出来るだけ行き過ぎにはならないように、それと基本的にそういう方というのは、全く窓口にお見えにならない、行っても電話しても応答がない方が結局やむを得ず差押というかたちになるわけですが、出来るだけそういう方については市の方に電話いただければ、現場に出向いていろんなその方に応じた納税相談には、応じていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

不透明性だと言われたわけだけど、そんなに不透明なものが飯塚市でもずっと、今もあるんですよ、国保条例の減免規則にあるじゃないですか、これは不透明なんですか。そんなことはないでしょう。ルールに基づいて市長が判断すればいいわけですよ。全然不透明じゃないですよ。それが一つと、これは質問じゃなくて言いますが、いわゆるあなた方が言う悪質と言う方も中にはおられるかもしれませんが、しかし、何度文書を送っても、電話をかけても電話に出ない。ここに、苦しみがあるわけでしょう。そこに出かけて行く必要があるんじゃないですか。あなた方は、最近孤独死の方が増えてますね、亡くなった方に督促状とか差押状を送ってないですか。亡くなって一週間もそのままという状況もありますけどね。だから、連絡がとれないというところが、一番大事なんですよ。金融機関でもどこでも連絡とって差押えとけば、それで済むみたいな話ではないでしょう。そのことを言っておきたいと思います。質問を終わります。

○ 八児委員

今、る話を聞かせていただいて、一つ引っかかる場所があります。実は、今答弁された納税課長は穂波の出身なんですけども、先日私のところに夜の10時過ぎに電話かかってきてですね、今からちょっと話に来ていいかということでありました。基本的には、国保税を払っ

ていないから相談に行ったら、これは素直に役所の方に出向いて支払計画に赴いたわけです。その方に対して、この方は60過ぎた初老のおばあちゃんなんですけど、年配の方で女性の方がありました。行って、いままでの穂波ではこのままで良かったけども、今回はこういうことを言われましたということで、ともかくいろんな事情があるから基本的に何とかならないかという相談に行っただけですけど、その時に最終的に言われた言葉が、生命保険証を持ってこいと、または差押えに行くぞと、そういう言葉を浴びせられたというわけです。一瞬、目の前が真っ暗になってどうしたらいいか分からなくなったと、このような状態があったわけです。このことについて、めぐりめぐって私の方に夜10時過ぎにお話しに来られました。今のお話を聞くと、全然話が違うんじゃないですか、どうですか。

○ 納税課長

相談があれば、それなりにきちっと事情をよく聞いて、先ほども申しましたようにその方の支払方法、支払金額にあった相談をきちっと受けて協議するように指導いたしております。また、毎月1回職員のミーティングを本庁、支所が一緒になって同じミーティングの中で、そういう事務研修を行っているところであります。

○ 八児委員

言葉では、本当にきれいなことを言われます。しかし、現実にはこれは起こってるんですよ。今までは、確かに滞納もありましたし、いろんなことで一生懸命払わなければいけないということで、わざわざ出向いて来てるんですよ。そういう方に対して、そういうことを言われるんですか。もう一度、お尋ねします。本当に今言われたことが、毎月指導なり研修が行われているかどうかお聞きしたいと思います。

○ 納税課長

先ほど答弁しました、研修等については毎月やっておりますし、また先ほど言いましたように調査して、あくまでも差押えたりするのは担税能力がある方というかたちで、こちらが判断できる場合にしておりますし、担税能力が無ければそれなりの納付方法を協議させてもらっております。

○ 八児委員

くどく言うようですが、その方は市営住宅に入っておられるんです。今までは、そういうかたちで穂波町の時はやってきたと、合併してからこういうことになったと、そういうふうな話になってるんですよ。収納状況に対して、厳しい取立てというか、そういうものが行われておるんじゃないかと思わずに思うわけです。現実にお話を聞けば、それぞれに大変な状況の中で生活しておられます。やはり相手の言葉をよく聞いて、いよいよ最後の手段としてそういう話はあるかもしれないけど、よく相手の状況なりを把握することが大事じゃないですか。そういうことが全然出来てないじゃないですか。どういうことですか、もう一度お答えください。

○ 財務部長

今、お尋ねの件に仮に職員に若干行き過ぎた点があれば、それは大変申し訳ないということでお詫びしたいと思います。今は納税課の職員も非常にがんばって、なかなか納税相談に応じられない方、あるいは滞納の方に大変努力して、逆に一生懸命になりすぎたということで、ひよっとしたら行き過ぎがあったかも分かりません。それについては、今後十分注意してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 八児委員

部長の言われるとおりで、本当にやり過ぎというか一生懸命がんばっておられるということは、私も十分承知しております。そういうことで、今は合併の中でみなさん方が努力しているということは十分分かっております。だから、さっき言いましたように本当に相手の立場になって、なんで敷居の高い役所に年配の女性が相談に来たんです。だから、しっかりお話を聞いて、しっかりやってもらいたいと、実は今田中部長言われましたけど、先日の話の中にも合併

のハードの部分は乗り越えていける状況にあると、今度はソフトの部分をしっかりやっつけていかなくてはいけないというかたちで答弁があったんで、私はそういうことじゃないかなとつくづく思っています。そういうことで、相談に来られるんですから、十分お話を聞いて相手の納得できるような話をやっていただきたいと、そのように思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 12:10

再開 13:00

委員会を再開いたします。

19ページ、分担金及び負担金、民生費負担金、保育料について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

19ページ、分担金及び負担金、民生費負担金に関連して、保育料についてお尋ねします。

保育料についても減免の規定があります。今年度の減免適用の見込みについてお尋ねいたします。

○ 保育課長

減免の関係につきましては、階層でいいますと全体で第1階層から第7階層まであるんですけども、特に第1、生保、それと第2の非課税の関係なんですけれども、この分につきましては母子家庭でございます。3歳児が9人、4歳児が3名、2階層につきましては3歳児が15名、それから4歳以上児、6名ということになっております。

○ 川上委員

3歳児の9と4歳児の3は生活保護ということですね。分かりました。生活保護を除くと3歳の適用が15で、4歳以上の適用が6人、これは見込ですか、実績ですか。

○ 保育課長

今申し上げた数字につきましては19年4月分でございます、今申し上げました3歳児で15、4歳以上児で6名の、要するに2階層につきましては21名となっております。

○ 川上委員

ほかにないんですね。

それで近年の子育て世代の状況を考えてみても、減免の適用数が少ないんじゃないですか。それで申し込みはどうですか。申し込みは多いけれども対象外とか、そういう場合もあるかと思うんで、その辺聞かせてください。

○ 保育課長

全体の人数につきましては、前年度よりも若干増えてると思っております。

それと先ほどの数字につきまして訂正をさせていただきたいと思っております。3歳未満児を落としておりましたのでその分だけ追加をさせていただきます。

3歳未満児につきましては、先ほど言いました1階層、これ生保の関係なんですけれども、19人、それから2階層の控除の部分ですけれども、34名という数字が上がってきております。

○ 川上委員

数字確認しましょうね。生活保護以外は4月の保険料の減免が55人ということでもいいですか。

○ 保育課長

そうですね、そのとおりでございます。

○ 川上委員

申し込みはどうですか。

○ 保育課長

19年4月1日でございますと1236名の方が、4月1日でございますけども入所をされております。公立の分ですね。

すいません、2階層の申し込みという数字ですかね。

○ 児童社会福祉部長

ただいま保育料の減免ということでのご質問かと思しますので、この保育料の料金設定についてその前に説明させていただきます。

先ほど課長も答弁いたしておりますけども、保育料につきましては、大きく7段階に区分されております。第1階層につきましては生活保護世帯、これは保育料はゼロ円ということであります。で、所得に応じまして第2段階から第7段階まであります。2子につきましては保育料が半額、3子につきましては、これ飯塚市独自ですけれども、3子以降については保育料は無料と。そのような料金体系になっております。で、課長が今説明しておりますのは、減免という観点からのご質問でございましたから、主に生活保護の部分の絞りを絞って答弁したということでございますのでよろしくお願いいたします。(発言するものあり)

すいません。私が手持ちの生保、第1階層、段階ごとの人数の資料を手持ちございませんので、課長の方の答弁は第1階層の保育料のゼロ円のところと、あと母子世帯等につきましても2階層はゼロ円ということになっておりますので、そのところの件数の説明をさせていただいたということですのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします

休憩 13:08

再開 13:10

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

この減免は申し込みしなくても適用、市の方からするんですか。申請主義でしょ。どうなんですか。

○ 保育課長

申請は当然保育所なり市の方に来ていただきます。その中で所得証明とかそういう確認いただいたうえで対処するということになっております。

○ 川上委員

これ昨年の4月1日の数字で公立私立合わせて2880人なんですね、定員が。それで、減免がキチンと受けられるべき人が受けられるように周知をキチンとやってもらいたいということをおうとしたわけです。周知はどんなふうになってますか。

○ 保育課長

当然のことですけれども、減免につきましては本人と相対いたしまして、指導も当然ですけれども、こういうことになったらできますよということも話しながらやってると思います。

○ 児童社会福祉部長

ちょっとすいません。減免と保育料の料金設定についても一度説明します。

保育所に入所される場合は入所申込書を提出していただきます。そのときに所得証明も添付をお願いします。その所得に応じてさっき申しました7段階の料金区分がありますので、ゼロ円から、0歳最高が5万7500円、この範囲内でそれぞれの園児さんの保育料が決まるということです。で、2子については半額、3子以降についてはゼロ円、言うなれば減免という言い方できるかもしれませんが、保育料の設定そのものがそういったことで設定されております。

○ 川上委員

だからそれは申請しなくていいという意味。じゃあそのように言ってください。

○ 児童社会福祉部長

言っておりますように、減免申請書ということじゃありません。入所申請書を出されたときに所得証明書を出していただきます。で、所得に応じたところの保育料を負担していただくということになっております。

○ 川上委員

そうしたら2子、3子の件は自動的にそれでもう措置するということなんですね。はい、分かりました。じゃあ続けていいですか。

○ 委員長

続きまして20ページについて川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

使用料及び手数料、総務使用料、人権啓発センター使用料についてお尋ねします。

穂波人権啓発センターに入居している部落解放同盟穂波町協議会の使用料は月額1万2400円だと思うんですね。今年度は部落解放同盟から何月まで使用料をもらうつもりですか。

○ 人権同和推進課長

今委員ご指摘の件については、何月までもらうかということですが、市としてもなるべく早くもらわないようにしていきたいとは考えております。

○ 川上委員

市の方も早く退去してもらいたいというふうに言って、向こうが居座っているわけでしょう。だから行き先がないとかいう話とかもう通用しないと思うんですね。おるべき法的な根拠はもうないわけですから、居座り続けている場合は公的施設の管理責任が市に問われてきますから、場合によって法的な手続きもとるということは考えませんか。

○ 企画調整部長

穂波の人権啓発センター内に運動団体が長年にわたりまして使用されてるということにつきましては、私委員会の中でご答弁を申し上げてきてますし、また今現在も運動団体と鋭意協議を重ねております。したがって本年度一杯までにはこの運動団体を他の場所に移転していただくというような方向で検討していきたい、努力していきたいというふうに考えておりますので、その点でご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

部落開放同盟、来年3月一杯までそこにおいて良いと言われるわけですね、企画調整部長は。その理由は。

○ 企画調整部長

今ご答弁申し上げましたように、鋭意運動団体と移転につきまして協議を重ねております。その中でどうしても次の移転地ということもございまして、そこら辺りは運動団体と十分に協議を重ねないといけない部分がございますので、今年度一杯までには他の場所へ移転するというような方向で努力していきたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

そんなこと聞いてないでしょ。あなたがそんなふうに部落解放同盟を特別扱いする理由を聞いてるんじゃないですか。

○ 企画調整部長

これにつきましてはもう長年の、過去からの問題もございまして、ですので、今年度一杯かけて移転していただくという方向で努力しますので、その点で十分ご理解をしていただきたいと思っております。(発言するものあり)

特別扱いということではございません。特別扱いということじゃございませんけど、そういういろいろな事情がありますので、今年度一杯かけまして、十分に協議して、他の場所へ移転していただくというような方向で努力いたしますのでよろしく願いいたします。

○ 川上委員

法的な理由もないで公的施設に団体がそこに入居し続けるということになってくると、それは占拠されているということになるんですよ。施設管理責任が問われてくるんじゃないですか。それでね、使用料については当然原則的にもらうつもりでしょ、その場合でも。1万2400円でしょ。あなた方はね、本気で使用料をもらうかどうか心配してるわけ。なぜかという、昨年4月から12月まで使用料値上げになってますね。4月から1900円値上げになってるわけですよ。実際に1万2400円もらい始めたのは今年1月からでしょ。もらってますか。で、1900円かける9ヶ月で1万7100円、差額があるんですね。これは解放同盟からもらいましたか。

○ 人権同和推進課長

今委員ご指摘の差額についてはもらっておりません。うちと協議した中で1万2400円と決めたわけですので、その差額についてはいただいておりません。

○ 川上委員

解放同盟は払う気がないんですか。それともあなた方がもう払うなといったんですか。どちらですか。

○ 人権同和推進課長

協議の中で、1月から1万2400円というふうに決めたわけですので、1万500円を1万2400円と上げておりますので、それで決定しております。

○ 川上委員

住宅課にお尋ねします。市営住宅で使用料滞納が続いた場合に何カ月で明け渡しを求めていますか。

○ 住宅課長

滞納につきまして、月数の1カ月、2カ月、3ヶ月等もございまして、また全体で100カ月を超えているような滞納者もおられます。当然のことながら退去までの期間におきましては、順を追って滞納整理をしておりますので、最初の段階は当然夜間徴収とかからはじめますが、当然、督促、催告、そういう形で順を追って行きまして、最終的に立ち退きという形までとりますが、期間において何カ月から退去を求めるかということは今のところ決めておりません。

○ 川上委員

あなた方はだいたい6カ月過ぎたらもう出て行ってくれという話するでしょ。この部落解放同盟は9カ月、確信持って値上げも払わない。あなた方はこの使用料払わないでいいというのを部落解放同盟と話し合っただけで決めたというけど、どこで決裁しましたか。

○ 人権同和推進課長

決裁したという話じゃないで、運動団体と話した中で当然今の隣保館の穂波人権啓発センターの料金に合わせれば月額1万2400円になります。その前が1万500円でしたので、19年1月から1万2400円をいただくように決めたわけでございます。

○ 川上委員

市長ね、私先ほど聞いたでしょ、差し押さえるところで。がん保険患者からの話ですよ。がん保険を差し押さえる話。そんなことしないで減免が、市長の判断でできる規定があるんだから、そのルートを作ったらどうかというふうに言ったら、財務部長が不透明という評価をしたね。部落解放同盟のこの1万7100円について何の規定もなく、担当幹部が決裁もせずに解放同盟に金を払わないでいいというふうに言ったという、自ら証言してるわけですよ。これほど不透明な話はない。で、法治国家ですよ。法律に基づいて行政は行われるべきでしょ。法律にも則らないで、何であなた方が、一部の幹部が部落解放同盟と密室で話をして、1万7100円要らないと言えるんですか。監査事務局おられますか。

じゃあおられるようですから聞きましょう。今明らかになった事実について、監査事務局と

しては重大な関心を持ちませんか。どうですか。

○ 監査事務局長

今お話を伺ったばかりでございますので、私がこの場で回答は控えさせていただきたいと思
います。

○ 川上委員

関心を持つかどうかを聞いてるんですよ。

○ 監査事務局長

これ、監査委員もおられますことでございますので、私は回答を控えさせていただきたいと
思います。

○ 川上委員

監査委員は今年秋から冬にかけて財政援助団体、部落解放同盟の監査するでしょ。それは部
落解放同盟側の問題だけれども、この問題は監査委員にキチンと報告してもらいたいと思う。
私もしますけども。

それで、これは怠る行為ですよ、監査委員の任務としては。徴収すべきものをしないと、怠
った事実ですよ。今日からも事実関係、あなたはつきりつかんだんだから、報告して、然る
べきときまでに、私は監査してもらいたいと思う。

それで補助金をこの団体には今年度計上していますか。

○ 人権同和推進課長

計上しております。

○ 川上委員

いくらですか。

○ 人権同和推進課長

穂波町協には801万9千円でございます。

○ 川上委員

これは財務部長に聞いたらいいのかな。凍結するつもりはありませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:24

再開 13:24

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

補助金が801万9千円ということなだけども、そのうち、この家賃の滞納分、担当課が
見逃した分、確信を持って。その分については財務部の責任で差し押さえて、差し押さえとい
っても法律用語じゃないですよ、抑えて出さないと。少なくともそういう考えを持ちませんか。
(発言するものあり)

○ 森山委員

今お話聞く中で、我々もここに座とって非常に何の目的でその話をしてあって、どういう
形でこの問題採り上げたか分かりませんが、差し押さえとかこうでなくして、この使用
料の問題が、聞きますと、じゃあ高倉さん、そしたらお互いが話し合った中でやったことは法
律違反なのかどうなのか、そこでお互いが話し合った中でやったことが法律違反なのか、違反
にならないのかお聞きしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

私としては法律違反にはならないと思います。今まで1万500円いただいていたのを再度
見直したところでこの人権啓発センターの料金に照らし合わせると月額1万2400円になり
ますので、これについて改めて平成19年1月からいただくというような形にしたことでの

で、法律違反にはなっていないと思います。

○ 委員長

先ほどの川上委員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 財務部長

この件に関しましては、先ほど企画調整部長の方も過去の経緯もあったようでございますので、担当課の方も鋭意、できるだけ穏便にといいいますか、話し合いの中で解決していただくように推移を私としては見守って行きたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私が先ほど税の減免の問題で質問して、関連で公明党の八児委員が質問されましたね。あなた方は市民に対してはどんなことでも要求して国税徴収法だって違反してでもお金を取ろうとしているわけでしょ。それなのに部落解放同盟から当然もらってよい1万7100円については何の根拠もなくあなた方は要らないというふうに言ってる。甘える方もおかしいんだけど、あなた方のほうがもっとおかしいですよ。そして財務部長まで見守るとか、私は冗談じゃないと思いますよ。で、これはキチンと滞納分もらって、そしてもう早々と退去してもらおうようにするべきだということを指摘してこの質問を終わります。

○ 委員長

続いて21ページについて川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

21ページ、使用料及び手数料、土木使用料に関連して、市営住宅使用料等についておよび空き家募集について質問いたします。

これについては資料が提出されております。委員会要求資料のその1、68、69ページに資料が出ております。それで、空き家がこれ見ますと管理戸数4476に対し、入居戸数が4183、空き家が293ということになっております。入居希望が多いのに空き家が293もあるという問題と、この空き家に入居者が入れば市営住宅使用料、家賃が収納できるという2つの問題意識で聞くんですが、この空き家の状況の特徴をちょっと聞かせてください。

○ 住宅課長

市営住宅の空き家につきまして、発生と絡みましてこの資料に挙げております募集状況と併せてご説明させていただきます。本市の19年3月31日現在の市営住宅の管理戸数につきましては、4476戸ですが、そのうち入居戸数が先ほど委員からも言われましたように4183戸です。差し引きが293戸が空き家ということですが、この空き家のうち建て替えのために入居者移転後解体をする予定の、政策的に公募を停止している住宅が117戸ございます。また地盤沈下等危険家屋となり補修不可能で公募を停止している住宅が32戸ございます。補修費用に差はございますが、差し引き144戸が補修可能ということで、これが公募可能な数字でございます。

また資料の中にあります募集状況でございますが、昨年1年間募集かけましたのが150戸でございます、それに対して申込者が1381人、9.21倍でございます。そのうち当選されても入居されない方もございますので、最終的には入居戸数が116戸となっております。

あとそれぞれ、各期ごと4期、5月、8月、11月、2月に募集をかけておりますが、その資料は下に付けております。

○ 川上委員

空き家の状況はわかりました。それで空き家募集をされております。昨年度は150戸募集をかけて、公募倍率が9.21倍ということなんですね。なかなか入れないという状況があるわけです。その一方でこの空き家募集をしている、この150とは別にこの1年間に発生した空き家があるんですね。それは何戸ですか。

○ 住宅課長

昨年1年間に募集かけましたのが150戸でございますが、その1年間に発生しました新たな空き家、それについてご説明したいと思います。

昨年5月から7月までの空き家の発生が35戸、8月から10月までが38戸、11月から本年1月までが38戸、2月から4月までが37戸となり、1年間で計148戸の空き家が新たに発生いたしております。

○ 川上委員

ですから大きく言えば1年中、だいたい1年中140から150戸が空いてるということなんです。一方で住宅に困ってる方がたくさんおられる。なかなか入れないというときに、年がら年中今言ったような数空いてるんですよ。どうしてこんなことになるんですか。

○ 住宅課長

空き家につきましては、空き家になりましたら当然の事ながら次の公募にまわすわけでございますが、その中につきましては補修をかけまして公募をかけるという形になります。その中では20万円未満のような軽微な補修で済む空き家もございますが、内容につきましては、費用が高額でかつ老朽化、また地理的、利便性の悪いような住宅もございまして、補修しても入居申し込みがないというケースもありまして、こういうことにつきましては投資的価値の低い住宅でありますことから、そういう財政的な見地から考えまして、今の状況、出している150戸あまりが今のところ補修にかけて公募しているという状況でございます。

○ 川上委員

この140から150といたしましたけども、この住宅もいずれ特別に補修が不可能なところがあれば別ですけど、それは人が出て行ったばかりですからそういうの少ないわけですよ。ですから、いずれその140から150は改修するし、その費用は掛かるわけですよ。いずれにしても1年後か2年後か。いずれにしても掛かるわけです。そして家というのは、状況にもよると思いますけども、人が住んでた方が長持ちするということじゃないですか。それで風も通るし。ですから私いろんな形で、補修の待機に入る住宅もあるかもしれませんが、だいたい募集をかけられるのは140から150のうち少なくとも100くらいは募集かけられるんじゃないかと思うんですね。もしそうなら、仮に100戸入居があつて、家賃が平均で1万円だとすれば、非常に大雑把な話ですが1年間で1200万円くらいの市長、臨時収入になるわけですよ。まあ、いろんな解決しなければならんこともあるかもしれませんが、計算して実施する考えはありませんか。お尋ねします。

○ 住宅課長

今委員がご指摘の件につきましては、これまでもできるだけ多くの空き家を公募にかけるといふ姿勢でおりますが、今後ともできるだけ多くの空き家の補修を、予算の許す限りいたしまして、可能な限り公募の戸数を増やすように今後努めたいと思います。

○ 川上委員

ぜひ、市民も喜ばれることですし、それから臨時収入にもなると思いますので、それこそ数値目標を持ってあたっていただきたいなど述べて質問を終わります。

○ 委員長

次に22ページ、使用料及び手数料、各地区施設使用料について、上野委員の発言を許します。

○ 上野委員

22ページ、使用料及び手数料の、教育手数料についてお聞きいたします。保健体育使用料なんですけど、合併後、各地区の公共施設使用料については画一した取り決めがないというふう聞き及んでおります。各施設については、設備の状況や老朽化、位置関係、現在までの使用状況など様々な条件が異なっていると思っておりますが、今後どのように進めていかれるのか教えていただきたい。

○ スポーツ振興課長

子どもから高齢者まで、より多くの市民が生涯にわたってスポーツに親しんでいただくことは、大変重要なことでございます。財政は非常に厳しい状況にあります、生涯スポーツの普及という大前提の中で、受益者負担という原則的なもの、他の公共施設との整合性というものも考慮に入れたところで、近々開催されます公共施設のあり方検討委員会の中で協議・検討してまいりたいと思います。

○ 上野委員

はい、しっかりと協議をしていただきたいわけですが、ある小学校の少年野球チームの昨年度の日程表があるんですが、1月7日から12月17日まで公式の試合が土日に入っております、土日祝日。で、お世話されてる方にお聞きすると、平日は毎日夜8時くらいまで練習を行っているんだということです。私も何度か見に行きましたが、1・2年生は特に、バットも振れないような状況ですよ、体も小さいし。親御さんとしては、二人とも働いてあって帰ってくるのが遅いということで、本当に預かってもらっているという感覚です。土日に働いてるような親御さんは、土日も面倒を見ていただいているという感覚でおられると思います。それに加えて、礼儀は正しくなるわ、学年ごとの友達ができるという、いわゆる青少年育成の面があるとは思いますが。こういう子どもたちを中心とした団体、スポーツには限りませんが、一定の基準を設けていただいて、それをクリアした団体に関しては、いちいち申請をすることなく使用料の減免なり、また活動奨励金の創設なりを、行財政改革の中で厳しいとは思いますが、委員会の中でどうぞ前向きに考えていただきたいと考えておるんですが、いかがでしょうか。

○ スポーツ振興課長

スポーツ施設使用料の減免措置につきましては、原則的に市が主催する事業、それから共催する事業、後援する事業、こういったものについて、減免の対象としております。今申されました減免の内容につきましては、先ほど申しましたように、施設のあり方検討委員会の中で検討してまいりたいと思います。

○ 上野委員

ありがたいですが、もうちょっと前向きな答弁、頂けませんか。

○ スポーツ振興課長

今申されたように、地域で熱心にスポーツの指導、それから地域で活躍されている子供さんたちに、多くの方にスポーツに親しんでいただくということが原則でございますので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○ 森山委員

委員長、関連。

○ 委員長

はい、森山委員。

○ 森山委員

いろいろと先ほどから、青少年ということで大変スポーツ振興課のほうにはお世話になってるわけですが、市長にちょっとお聞きしたいんですよ。たまにはしゃべらないと、居眠りばかりしよっても気合が入らんだろうと思って、ちょっとお聞きしたいんですけど。

いつもこの委員会になりますと、財政が厳しい厳しいということで、あんまり明るい話題もないし、少しはホラでも吹いて、こういう目的でいこうじゃないかというくらいでない。ずっとここ3日間話聞いてますと、財源がない財源がないと逃げまくったような話になっておりますけれども、そういうことじゃなくして、金がなくても体とか夢とかロマンを語れば、たまには明るく見える部分もあると思うんです。しかし現在、齊藤市長はなられて1年ちょっとになりますけれども、いろいろな約束、いろいろな形で初心表明された中において、ただ私たちがいつもこの中にいますけれども、子どもの育成・青少年の育成ということですが、た

まには、飯塚市はこの部分については優しいし、この部分については厳しいんだというようなメリハリをつけた中で、将来は、市長もいつも言われるように、我々の宝である子どもたちをどのような形で育成して教育していくかということがあるんですけども、今一度齊藤市長の、今後の青少年問題とか、財政についてもいろいろあると思うんですけども、あまり財政が厳しいからといって、あまり暗い話じゃなくて、たまにはここで、こういう夢をこういう形で2年後・3年後にもっていきたいというくらいのことをですね、ちょっと言ってもらわないと。新聞社が来て暗いことばかり書かれるから。たまにはホラを吹いて、皆さんが明るく審議できるような形で、青少年の要望をたまたま上野委員が言われたから、バスケットにしる剣道にしるバドミントンにしるバレーボールにしる、いろいろあるけど、非常に子供さんたちの、今までの合併する前は、潁田とか庄内とか筑穂町は無料だった、と。しかし飯塚の条例になりますと、減免も市長がすればただ。しかし条例の中には5割引と3割引と2種類ありますけれども、そういう中で、大変お世話になっておりますけれども、もうちょっとそういうものが見えないので、市長としてもう一度お考えを頂き、我々もそれに沿って頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 市長

本当に辛い思いでここに、居眠りはしておりません。しっかり聞いております。本当に私、まちが新しく生まれ変わる時に、やはりそれぞれの地域の形があり施策があった。これ、何度も私、言わせていただいたと思いますけれども、そこは私は、地域のカラーがあった、予算もそこに付けてこられた。あるところは福祉に、あるところは教育に、あるところは産業に、というふうに、いろんなところがあつたんじゃないかと思って。そういうことで、先ほど財務部長も言っておりましたけれども、今、スタートラインについたと思ってください、と。これから皆さんたちから、私もタウンミーティングで話してますように、それぞれの旧町からお見えになった議員さんの地域への思い、また地域のカラーというものを生かしていきながら施策の中に織り込んでいきたいと思っておりますからよろしくお願いたしますということで、一年半たったわけでございます。実際に、協働のまちづくりということを言ってる時に、地域の皆さんが今の、本当にこの何日かの予算委員会を聞いてると、どんどんどんどん市政から離れていってるようなお話ばかり聞いて、本当に憂鬱になって、階段・廊下を歩くときには秘書課の職員に、俺はもう疲れた、歩くのイヤだというような形で歩いているわけですけどもね。本当に皆さんが、合併しても全然良くなかったと言われる、正直って私は、ふざけるなど言いたくなるわけですよ。だったらその前に、なんでお前たちは自分たちでやっておかなかったのかと、私は民間の立場からですけどね、その時は思ったんですね。それで市長というのに立候補したわけで。それを何度も何度も聞くたびに、何かもっともっと市民と、また議会と、議員の皆さんたちと一緒にになった新しいまちづくりができないものかな、と、本当にこの何日かずっと思っているところなんです。そういうことで、何も私は、夢がないようなまちの市長にはなりません。夢がこれから描けるから、また描いて皆さんたちと一緒にいこうと思ってるから、ここに居るわけですね。そんな、将来の夢の描けないようなまちに住みたくありませんよ、誰も。皆さん出て行きますよ。出て行ったほうがいいですよ。そうじゃない、ここは生き残れるということですね、やれるということですね、皆さんたちと一緒にやろうとしてるわけですから、その辺をしっかり理解していただいて、一緒になって私は、今いろんな意見を、正直言って勉強になってるんです。川上委員のいろんなお話も、しっかり勉強させていただいて聞いてます。これからの市政の中でやはり活かしていかなければならない。やはりやっていかなければならない。これはやっちゃいけない、これはやってもいいだろう、そういうことをしっかり考えながらやろうと思ってるわけでございますので、何かそれこそ私も総括みたいなことになってしまったような感じがするんですけども、森山委員からのあれがあったものですから、言わせていただきましたけれども。そういうことで頑張らせていただきますので、よろしく皆さんたちのご理解

と、また一緒になって歩みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 森山委員

ありがとうございます。で、今度は全然違うお願いですけども、今度のタウンミーティングの時には、あまり暗い話はしなくて、明るい話をしていただくような形でお願い申し上げます。よろしく。

○ 委員長

次に22ページ、使用料及び手数料、総務手数料について、市場委員の質疑を許します。

○ 市場委員

今、市長から憂鬱にということだから、話がものすごくやりくいんですが、実は私も質疑の出し方が、田舎者でなかなか、皆さんにわかるんじゃないかな、と思って出してあんまりわかってないみたいなんで、ニクジじゃありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、資料に出していただいておりますので資料をお伺ひしたいんですが、市民課と課税課で印刷に対して単価差があるのは枚数の差と考えてよろしいかどうかをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○ 市民課長

市民課と課税課が印刷しました用紙に差があるということですけども、これにつきましては、一般的に市民の方が住民票の写し、それから税証明書などを交付申請をされますが、これを同時にされる方が多く見受けられます。それで、交付を受けられた市民の方が確認しやすいように、また、取り違いなどをされないように、未然に防ぐ目的で証明書の用紙の色彩に変化をつけたものと考えられまして、それぞれの担当課のほうで購入をしておりましたので、単価のほうに差が生じたものと考えられますし、また、それぞれの担当課が購入しておりました枚数も違いますので、差が生じたものと考えております。

○ 市場委員

間違いのないように、色を違って発注しているということまで教えていただいたんですが、別々発注をしているというのは間違えないように、というような形なんではないかな。そうしますと、そうじゃなくても同じ色でそんなに間違ふんでしょか。たとえば納税証明と住民票とか印鑑証明は。過去にそういう例があつてそういうふうな色分けをされたのかどうか教えていただきたいと思ひます。そういう不都合はそんなになんないんじゃないかと思ふんですけど。

○ 市民課長

委員がご指摘になりましたように、間違いはないのではないかとございまして、先ほどから答弁いたしましたとおり、住民票の交付、そしてその足で税務課のほうに行きまして、税証明を取られる方が多数見受けられるということにして、今後につきましては担当課で協議いたしまして経費節減のために同じ用紙を使用するということをお打ち合わせを行ったところでございまして。

○ 市場委員

どうもありがとうございます。これでみても1円以上の差があるんですね、印刷時に。そうしますと同じ色にすれば結局3円99銭、2円73銭のなかで2円70銭になったりする可能性があるということになるわけで、だから、色変えない、だけれども少しは財政効果があるというふうに理解していただきたいと思ひます。それで、今から話になるんですが、すでに旧4町では印鑑登録証明についてはA5判で発行していたということなんですね。住民票の一部についてもA5で間に合うんでA5でやっていたということで紙の使用量が仮にA5にすると半分で済むんですね。今の1年間に予算上でみますと納税証明が4万3000件ですね、住民票関係で20数万という莫大な量の交付があつているんですね。それがA5で発行することができれば枚数が半分、紙の使用量が半分で済むということで、今盛んに言われています地球環境といひますか、木をあんまり切らないでとか、紙の使用量を減らすという観点でなんとか

そういう努力ができないものかちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

○ 市民課長

各種証明書をすべてA5判サイズに変更してはどうかというご質問でございますが、A5判サイズにいたしましたら、市民課で年間21万枚を購入するとすると単価は約1,995円という見積りになりまして、41万8950円課税課につきましては3万枚で5万9850円となる計算ができます。そのほかに必要経費といたしまして、電算システムの変更費用、それから本庁、支所、出張所に設置しております自動交付機の改修費用あわせまして約1500万円程度必要になると見込まれております。しかし、A5判化をすべていたしました場合、高齢者の方に対して字体をかなり縮小しないと入らなくなるというか、記載ができなくなるということになりまして、判読しづらくなるのではないかと、また、その証明書を提出される場合、証明書だけを提出されるのではなくて他の書類と一緒に提出されるとおもいますが、その書類はいまA4判化がほとんどでございます。市が発行します書類だけを縮小してA5判にするというふうになると、紛失などが考えられるのではないかと懸念がございます。さらに、印鑑証明書のみをA5判化にした場合の費用といたしましては用紙代としましては1万5000円程度節減となりますが、やはりシステムの変更、それから先ほど申しました自動交付機の改修費用等がございます、約100万円程度の経費が必要となると見込まれます。他市の状況を調査いたしましたところ、他市におきましては、本市と同様A4判サイズが大半を占めておりまして、経済面、市民の利便性、住民サービスなどを考慮いたしまして、現在の使用していますA4判サイズを使用しておるような状態でございます。

○ 市場委員

いまいろいろA5にしたくない理由を聞いたんですが、まず、いいですよ、したくないのは。でも、できるだけしたほうが私はいいと思って言うんですけど、見にくいというのは何も必要ないですよ。小さく書いていいんです。というのは住民票とか取っている人はみんな提出するためにほとんどの人が取っているんですよ。自分で見ようと思って取っている文書というのはほとんどありません。専門家のところに出すために取っているんです。先ほども保育所で出たように、所得証明を取って保育所に申し込みをする、と。そうでしょう。部長が言っていたように、とって出す文書なんですよ。だからあんまり見にくいというようなことはあまり、本当に必要な文書なんですね。たとえば戸籍でも取って自分で読む人はあんまりいないんですよ。どこかに出そうと思って取っているんですよ。どこかに出す、と。あとは専門家が見るんで、あんまり気にしなくていいと思います。紛失するとかいうのはちょっとこじつけじゃないかな、と思います。A4がA5になったら紛失するとか言うのはあんまり言わないほうがいいと思います。いまあえて住民サービスの観点からでましたから、ついでに聞きたいんですけど、たとえば納税証明書の申請用紙がA4なんですよ。あれが私はA5で絶対間に合うと思うんですけども、A4の理由がどうしても、ということがあれば聞かせていただきたいと思いますが。

○ 課税課長

税務の証明は大きく分けますと市県民税に関する証明、納税に関する証明、固定資産に関する証明、その他の証明の4つに分かれ、その証明の内容は15以上にもなり、さらに過年度分も含めると50種類以上の証明を申請されることが予想されます。質問者が考えていらっしゃる環境に易しい対応につきましては、様式を小さくする方法ではなく、お客様の利便性を考え、1枚ですべての税務証明を交付することができ高齢者にも優しい申請書を使用することで対応したいと考えております。

○ 市場委員

大きく分けて4つ、それから全部入れたら50、そこなんですよ、問題は。50も書く必要はないですよ、申請書に。申請書というのはいま言われた4種類とか5種類で何割をカバーし

よるかちゅうことなんよ、申請する人の紙の。今税務が大体5万件ですよ、納税証明書と字図の申請書だけで。これに国保の納税証明がきますよね、申告用。一応通知は皆さんに出してあると思うけどおそらく窓口にかかりの人が取りに来てあるんじゃないかなと思うんですよ。そういうのをあわせますと、ちょっとものすごい量になると思う。それで、申請書に9割の分が載っておけばいいと。後はその他で書けばいいんですよ。ほとんどの人がいま課長が言った4種類。わかりやすくいうと3連単みたいなもんなんよね、頭が誰、オートレースは当たらないけど税務は絶対あたるわけよ。数かぞえれば一番多いやつがなんぼか、わかっているから。それで、9割カバーすればあとはいいんですよ、書けば。どうしても私この前も言ったようにトラウマみたいところがあるんですよ。ここの以前聞いた、国保税を11月に変えた人がすばらしいっていつも言っているんですけど、申請書はこうして作ればいいって、こうして。さっち横でする、書こうとする。こうしてしてみたらすぐできる、間違いなく。私請け負ってもいいと思います。紙の差額代と5年分ぐらいで。そしたら今現実には分からないと言っているんですよ。しかも窓口でほとんどの職員がしてやりよると、本当は。何がいるんですか、と言って聞いて。だから何も心配する必要ないんですよ。さっちA4にこだわって紙を浪費する必要はないということをおきます。それから、市民サービスの言うと、話が飛び飛びで申し訳ないんですけど、電算の問題にもなるんですけど、電算が中間サーバとか言ってわけのわからんもので繋いでるもので、先日にも国保のお医者に行きたいけど行けなかったというのは、納税証明書でも、たらいまわしになるわけよね。介護保険は向こうに行くわけでしょう、納税証明書は1号者はとりに行くんでしょ。1周するわけですよ、下を。そしてまた向こうで申請書かないといけないんでしょ。なんであんたたちが住民サービスか、と言いたいよね。普通、そういうことをさせんための行革であり事務改善をしてもらいたいというのが質問の趣旨なんですよ。特に市長か誰か知りませんが、「もったいないシール」とかいうわけのわからんシール作って、原課はどこになるんですかね。値段のことじゃないんですよ、担当課のこと。いま増刷の要望があるとか、作った後の状況を説明していただきたいと思いますが。

○ 環境整備課長

突然振られまして。担当の所管といたしましては、私どもの環境整備かになりますけれども、この「もったいないシール」につきましては当然市長のお言葉なんかも参考にいたしまして、飯塚市民会議のほうで作成いたしましたものでございます。現在のところはまだまだ多数残っておりますので、増刷という話はいたっておりません。

○ 市場委員

普通言う市民会議あたりの追加注文的なことはあっていないということですね。さらに聞きたいんですけども行政評価システムを入れているということですよ。行政評価制度。その課はどこになるんでしょ。まだ実施して間がないんですけど、そういう方面からの評価というのはあるんでしょうか。

○ 総合政策課長

お答えいたします。今行政評価制度につきましては協議中で本市といたしましては取り組みまでにはいたっておりません。

○ 市場委員

それと、私は何で事務改善が進まんか、ち言いたって、本当はね。おそらく電算機にいきわたるんですよ、話が、電算にね。そしたら電算、さっきも1000何百万円かかります、ちゅうことで話が出ていたから、みんな話しないと思うんですよ。言ってもダメ、と。そういう諦めがあって行革のかなりの部分を占めるであろうと思う。事務改善がまったく進まない、と。たとえば市長が若手との懇談会とかされていますよね、話によると。その中で電算機の話が出たことがあるかどうかを、ちょっと聞いていいでしょうか。

○ 市長

市場委員が言われている問題に対する電算、ということではなくて、電子入札そういうことで数字があがったようなことで、積極的に飯塚の土地とかなんかを電子入札で売りませんか、という話が出たけれども、ちょっと市場委員の言われている問題に対するあれに対しては頭の中には置いてないので、ちょっとわかりません。

○ 市場委員

わかりました。別に出ていないということで。それで例えば、ちょっと事務改善の話をさせていただきます。例えば納税のほうで夜間に取りに行ったりする、そういうのが大変で滞納する人たちが嘘ついたりしますので、約束しても夜行ってもおらん、とそういうことが往々にしてあるわけなんです。そういう面で言っても例えば、全国统一の納付書というのがありますよね。それを使えばちょっと手数料はかかるけど、コンビニでつかえるんですよ。そうしますと、私は夜いつも遅くなって、時間中になかなか行けん、とかいう言い訳の排除にもなるし、そういうことで本当にそういう人がおれば納めてくれるわけですよ。そういう観点から全国统一の納付書を導入する気があるかないか、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○ 情報推進課長

今おっしゃっております電算の関係を担当している課でございますので。今おっしゃっている部分は電子納付の関係でございますので、それに関しましては全国的に今委員ご指摘の方法であるとか、よくあるのはペイ・イージーというふうな新たな方法も出てきております。そういったものに関しましては関係する課にたいしまして、私どもで情報を集めましてこういう方法もあるので検討してはどうかというふうなことでいま関係の各課に情報を提供している状況でございます。

○ 市場委員

ブーイングが出ていますのでやめます。それで、一言だけ言わせていただきたいと思いますが、庄内の例やら出してあれなんですけど、水道で伝票をA5にしたんですよ。試験的にA5でやって、一般会計の分もA5で間に合うんじゃないかということをしてるうちに合併したんですよ。それで、ぜひA5で伝票が私間に合うと思うんですよ、空欄見ても。ぜひ水道がA5でまわしてますので、その辺検討していただきたいと思います。それからいま行政評価制度とかいうのがあって、非常に昨日から皆さんが教育委員会の部分を言っています。それを市長は憂鬱ということやけれども、憂鬱の原因はあるんですよ。というのは、先ほども出てましたように、予算総額が少ないんですよ、削った部分は、総額的にいうと。ところが乳幼児の関係で医療費を無料にしましたよね。それだけでも数千万かかってるんですよ。それで、先ほど財務部長は、これから新しいことをやるという形で、今は耐える時だという話をしてましたけど、実際には無料化なんてどこが要求したのか私知りませんが、ボクっとだしているわけですね、数千万円の金を。だから一貫性がないわけで、だから憂鬱になるんですよ、話が。一方じゃ数千万かけてボンと無料化して、金使いよる。片方はちまちました補助金は全部削って、みんなが切り詰めてしてるのを削ってるから問題になるんじゃないかと私は思います。医療費、確かにタダがいい。でも一応医療費というのはセーフティーネットがかけてあるんですね。一ヶ月何万円以上払ったらそれ以上払わなくても公費で負担しますよ、というのはかかっているんですよ。それが十分かどうかというのは別にして、一応かかっている。だから、それを無視やないけど、それをゼロにして何千万円も使うなら、当然学校やら子ども会やらに使っている金はどうにかならぬかというのがあたりまえの話であって、その辺の整合性がないから問題になっているんだろうと思いますので、ぜひ行革の中で事務改善も忘れんで一回してもらえんかな、ということを要望して終わります。どうもすみません。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を午後2時20分といたします。

休憩 14:11

再開 14:22

委員会を再開いたします。23ページ使用料および手数料、衛生手数料、動物飼養について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

23ページ使用料および手数料、衛生手数料、動物飼養についてお訊ねします。23ページの中ほどに動物の飼養または収容許可申請手数料8,000円があります。これについて説明を簡潔にお願いします。

○ 環境整備課長

この取り扱いにつきましてご説明します。動物の飼養につきましては、化製場等に関する法律ならびに福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例に基づき公衆衛生上の基準により許可に関する事務を取り扱っております。法律の主旨としましては都道府県の条令で定める基準に従い、都道府県知事が指定する区域内において、制令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、または収容しようとする者は、当該動物の種類ごとにその施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないということであり、この県知事の許可について現在権限委譲によりまして、市が許可の事務を行うことになっていきます。

○ 川上委員

本市においてはこの許可は何件ということになりますか。

○ 環境整備課長

先ずこの許可につきましては、地域がございまして旧飯塚市全域、旧穂波町につきましては大字高田、舍利蔵、津原の一部を除き全域、旧筑穂町と旧潁田町は指定がございません、また、旧庄内町につきましては大字仁保、有安、有井、綱脇、赤坂という許可を指定する地域がございまして、それでいまお訊ねの許可の実績につきましては、合併時は飯塚市が27施設、穂波町13施設、庄内町3施設、平成18年度中一昨年度中に許可したものが旧飯塚市で4件、旧穂波町で2件、旧庄内町で1件、現在あわせて計60施設ということになっています。

○ 川上委員

一定頭数以上の飼養をする場合ということなのですが、何頭以上と言われましたかね。

○ 環境整備課長

犬につきましては10頭以上です。その他、牛、馬、豚、山羊、鶏、アヒルと指定はしてありますけれども、通常は犬で10頭以上です。

○ 川上委員

それで、先ほど件数を訊いたんですが、その中で例えばペットショップだとかね営業用を除く、つまり基本的にはそれに該当するということで申請されてる方はどれくらいありますか。

○ 環境整備課長

私も詳細まで把握していませんが、個人でという話は私は聞いた事がございません。ほとんどの場合がブリーダーさんとか、ペットショップ等とか、そういうこととうかがっています。

○ 川上委員

それで個人で犬猫をかなり多数飼っていて、近隣住民とトラブルになってる例があるんですね。そちらにも相談があつてるわけですが、どういう解決の仕方があるのか、どういう努力をしたらいいのかお訊ねします。

○ 環境整備課長

ご質問者も当然ご承知のことと思います。市といたしましてはいろんな苦情を受けていますが、特に鳴き声、糞の放置、いろいろございまして。毎年私どもは市報や啓発チラシ、看板等で飼い主の皆さんのモラルの向上をお願いいたしています。しかしながら毎年毎年そういった苦

情は絶えないというのが現状でございます。特に私どもといたしましては苦情があったものにつきましては、県の動物の愛護および管理に関する条例というのもございますので、保健所と同行したりまた保健所が先に行ってみたり、市のほうが先に行ってみたりと迅速な対応を心がけて当事者のほうにご相談をそれぞれ申し上げているというところでございます。

○ 川上委員

私も相談されているいろいろ考えたことがあるんですが、法律があるわけですからいろんな法律が絡んでくると思うんですが、法的対処というのにも必要だと思います。同時に2、3の経験でしかないんですけど、入っていってみると発生源の家庭を中心に地域結びつきが壊れてるんですね。大げさにいうとコミュニティーが壊れてるんです。ともすればそういうことを理由にしてバッシングがはじまる。地域が分かれていってしまうということがあって、修復不能状態という感じになるんですね。それで、ここを工夫するためには誰かが引っ越すというわけにはなかなかいかないので、コミュニティーとか地域の結びつきを立て直すとかつくり上げるといふ角度から、何らかの形で行政が関与していかないと大変なことになるんじゃないかと思われるところもあります。それで、何かこう環境が答弁されてるんですが、まあそのものすごく多い件数でもないと思うので関係課とよく相談して処理にあたっていただきたいと思います。少し時間が掛かるのかもしれませんが出来るだけ早急に改善解決という方向で向かっていただきたいと思うんですけど。県との関係もあると思うんですね、その辺はどういうふうに取り組んでありますか。

○ 環境整備課長

先ほども申し上げましたが、十分な連絡体制をとっております。

○ 川上委員

もうこれは質問ではありませんが、福岡県との関係ではよく連携もあって、実態調査からはじめてもらいたいと思うんですね。現地で声をよく聞いてというようなことが必要じゃないでしょうか。

○ 委員長

続いて、23ページ、ごみ袋代について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

23ページ使用料及び手数料、衛生手数料ごみ袋代についてお尋ねします。ごみ袋代、ごみ処理手数料ということで、4億261万4000円が計上されています。ごみ袋の値上げは検討中なんですか。

○ 環境整備課長

具体的にまだ検討段階までには入っておりません。といいますのも、この問題につきましては当然行財政実施計画が示されておりますので、当然見直しを今後図っていくわけでございますが、それよりも先にまだまだ様々なごみ問題を包括したいろんな問題を環境行政の立場からも確立していかなければならないと、問題の解決にあたらなければならない、と、そういう中で慎重に検討していきたいと考えております。

○ 川上委員

慎重にということなんですが、私は上げてはならんと思うんですね。それで、慎重にということなだけけれども、どういう視点で検討していこうとされていますか。

○ 環境整備課長

とにかくごみ袋の処理手数料というのは処理代ということなんですけれども、その費用的に財政面から見たときには、合併に際して特に旧飯塚市のごみ袋値下げもしております。そのことから財政難、部分的にはということなんですけれども、私どもといたしましてはそれよりも先に慎重といいますのは、いろんなたとえばごみ収集の委託料の問題、これもそれぞれの旧町で違ってありますし、そういったことから、もう少し経費の削減ができないものかとか、

また将来的にはいろんな施設が3施設ございます、焼却施設がありますが、これをどんなふうに位置づけるのか。まずもってそういった方向付けをきっちりとした中で慎重に対応していきたい、検討していきたいという考えでございます。

○ 川上委員

処理代のことはあまり考える必要はないんですね、本当は。と申しますのは、ごみ袋、ごみ処理手数料でごみ処理全体をまかなわなければならない、というルールはないんですよ。そもそも無料でもよかったわけやからですね。それはそれとして、行革推進本部はごみ袋、実施計画で値上げするというふうに書いているわけだけども、検討すると書いているんだけど、どのくらいの値上げをきたしているんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:34

再開 14:35

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

ごみ収集手数料の見直しにつきましては、実施計画のなかでうたっております。計画年度といたしましては、平成19年度から検討を開始いたしまして、平成21年度から実施する予定にいたしておりますが、この中でも書いておりますが、市民生活に特に密接に関係するものでございまして、その与える影響につきましては多大なものがあります。ごみ収集、運搬、処理に係る経費が増大しているのが現状でございまして、その収集、処理経費の削減を積極的に図りながら経費を積算しなおし検討することといたしております。なお、旧飯塚市におきましては、その経費の30%を見た中でごみ袋代家庭大で大体70円、今現在50円で、大体20%程度だと考えておりますが、その辺を関係課と協議しながら実際にはどの程度というのは今後検討していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

先ほども言いましたけれども、ごみ処理手数料は、ごみ処理に要する経費をごみ袋代で見ないといけないという法は本来なくて、旧飯塚で30%と言われましたけど、それは誰とも相談せずに市が勝手に決めたんですね。だいたい3分の1と言ったでしょう。市民との相談何もないですよ。4分の1なら4分の1でよかった、5分の1なら5分の1でよかったわけでしょう。あなた方はそのときはごみ袋の有料化について3つぐらい意義を持たせていましたよ。お金が取りたいというだけやなくて、一番強調したのはごみの減量化だったんですね。有料化というのはごみを減量化するというのが大義名分だったわけですよ。ごみ減量化につながらなかったですね。いま増えているでしょう、人口も減って景気も悪いのに、ごみは増えているわけですよ。それでごみ処理手数料がごみ処理経費が増えているというのが納得いかない。納得いかないんだけど、こういう状況の中であなたがたが今度は大義名分なわけですよ。環境行政上の大義名分はない。ごみ減量化に資するためとかいうのはないわけですよ。なくて値上げだけする、と。つまりこれは第2税金ですよ。こういうのをあなた方は平成21年から実施するというふうに決めているわけですよ。そしていくら上げるかを検討します、検討します、検討します、ということで最後まで引っ張ってくる。で、ある日突然新聞に値上げがいくらと載るわけですよ。市民はたまったもんじゃありませんね。こういう第2税金みたいなごみ袋値上げはしてはならん、というふうに私は思います。この質問を終わります。

○ 委員長

次に24ページ、国庫支出金、国民健康保険国庫負担金について、川上委員の発言を許します。

○ 川上委員

24ページの国民健康保険国庫負担金に関連して、質問いたします。国民健康保険については、現在の保険行政の苦境は、基本的には国の責任ですね。国が負担率を切り下げた、で、現実に会計が苦難に陥り、従って保険者も被保険者も苦しんでるという状況の中になっても、国は国庫負担率を上げようとしません。そういう状況の中で本市は今年度から、国民健康保険税を増税して5億6千万円、市民に一方的に押し付けたわけです。その姿というのは、具体的にいうと苦情だとかいう形で顕れてくるんだけど、国民健康保険証の取り上げ、こういうのに反映します。これは、委員会要求資料その2の2ページに、資料を頂いてます。ここにありますね。平成16・17・18年度と、824・875・865と、大変な数になってるわけですよ。短期保険証だって、もう2,000前後で推移してきてるわけですね。また別の角度からいうと、市民の経済状況を考えると減免の適用が増えると思われるわけです。ところが、現実的にはどういうふうになっているかという、3ページにあるんだけど、平成16・17・18年度の資料がありますけれども、平成16・17年度は旧飯塚市ですね。平成18年度は1市4町です。これ見ますと、適用件数合計が、平成16年度から言うと、63・58・84。これは実質、旧飯塚で比較すると、減少ですよ。減免の適用が一番必要な時に、伸びてない。むしろ減少してるということになると、この減免規定を現実に適用できるように緩和する必要があるんじゃないかと思うんですね。その点から言うと、国保税の引き下げ、それから減免規定を見直すようにするためにも、国に対してはきちんとした要求をしていく必要があると思います。この辺を踏まえて、市長、国に言う機会がいくらでもあると思うんだけど、市と市民の苦境を訴えて、国庫負担を増やすように言っていただけませんか。

○ 健康増進課長

国に対しての国民健康保険制度の改革等につきましては、市長会等を通じまして関連の財政安定化に向けました財政措置を充実するように、といったことで、要請をしているところでございます。

○ 川上委員

市自身も、保険証の取り上げの問題とか、是正しなければならないことがあると思うんですけども、私は減免規定、先ほども言いましたけど、旧飯塚市の時より新しい飯塚市のほうが減免規定が厳しくなってる。これはやっぱりおかしいと思うんですね。それを、一人でも多くの方が現実に救われるような規定になるように改善緩和してもらいたいと、これは要望して質問を終わります。

○ 後藤委員

委員長、関連でお願いします。

○ 委員長

はい、後藤委員。

○ 後藤委員

先日、新聞で、この国庫負担金の部分でですね、国からの負担が少なく計上されてたということで、那覇市が国に要請して、担当者はわかってたけどその処理をしてなかった、と。新聞にも載ってましたけど、そういう部分で飯塚市は、検証をされたのか、お尋ねします。

○ 健康増進課長

6月27日付けの新聞報道ということで、この件につきましては県のほうから、担当課長会議ということで報告がっております。基本的にその辺の具体的な原因につきましては、調整交付金申請システム、このシステムの中に各保険者が、療養給付等いろんなデータを入力するわけでございますけれど、そのシステム自体が、最終的に交付する金額に至る間で、多少違っていったというふうに説明がなされております。福岡県におきましても38市町が、対象となる、具体的には結核・精神に関わる特別調整交付金がほとんどでございます。飯塚市におきましても平成17年度に約2億円の特別調整交付金を頂いておるんですが、具体的にいくら過不足が

あるのかといったことにつきましては、未だ詳細には把握できていないという実態のみの報告で、38市町村、影響があるだろうということのようでございます。

○ 委員長

次に38ページ、「財産収入」「基金運用収入」の上野委員の質疑につきましては、上野委員より取り下げがっておりますので、念のため申し添えます。

次に38ページ、「財産収入」「不動産売り払い収入」「市有土地売り払い収入」について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

38ページの「財産収入」「不動産売り払い収入」ですね。下から2段目に「市有土地売り払い収入」2億131万8千円があります。売り払い対象物件は何件ですか、お尋ねします。

○ 管財課長

一般競争物件といたしまして、県営鯉田篠田団地跡地ほか十数件を予定いたしております。また、価格公示物件ですが、27件で、金額にいたしまして2億2,979万1千円を予定いたしております。

○ 川上委員

国の行革通達の中に、市有土地売り払いを強めよというのが出て、もう何年もなりますね。それで、本市もいろんな形で市有土地を売却してきたんだけど、気をつけておかないといけないことがやっぱりあるんですね。2003年7月19日に7・19の大水害がありました。それで、例えば中小業者、地元商工業者救済支援のために、市としては災害特例融資を打ったり、その際には国民健康保険税の完納証明書添付義務付けを外したり、そういう特別措置をとったわけですよ。それから、飯塚市民だけではありませんけれども、地域あげて商店街の振興だとかいろんな努力をしてきた、とりわけ中心商店街に対する努力をしてきたわけです。まさにその時に、堀池の旧市民プール、あそこの土地を売却したんですね。で、複数の入札希望があったけれども、当日は1社入札で、今あるディスカウント店が取得したわけです。それから何年もたつんですけれども、そのディスカウント店に売った土地の取得費、売却した益ですね、随分入っているでしょう。ところが、中心商店街、それから菰田商店街というのは大変な打撃を受ける状況が生まれたわけです。こういった状況については、数値的な状況把握はなかなかしにくいと思うんですけども、これは市民生活、それから商売をされてる方の実感ですね。それで、市がやろうとしてることと逆効果に、土地売却によってなってしまうと思うんですよ。この辺についてどのようにお考えですか。まず、土地を売るほうから聴きましょう。

○ 管財課長

ご存知のように飯塚市では非常に財政状況が逼迫いたしております。不要公有財産の処分につきましては、担当課といたしましては、維持管理の経費の節減並びに税収の増加等を勘案しながら、積極的に売買を進めていきたいと考えております。

○ 川上委員

このくらいの認識だということなんですね。経済部長、どう思われますか。

○ 経済部長

中心市街地を担当しております立場でのご質問だと思います。代表質問の際にも、楡井議員の質問に答弁させていただきましたけど、まだ数値としては商業統計が7月以降ということで数値が出ておりません。ただ、実感として、市場に出入りしている業者さんとか商工会議所と話していますと、確かにディスカウントショップですのお客さんが流れている、というようなことは聞いております。

○ 川上委員

もう、打撃になってるのは明らかですね。それで、先ほど言いましたけど、それから管財のほうも言いましたが、このディスカウント店からは土地代も貰うし税収もある、と。そういう

メリットもあります。同時に、一方ではこれによって、地域の共有財産ともいえる中心商店街、これを衰退させていくことにもつながって、これは市の方針とも相反するわけですね。これも明らかだ。今申し上げたのは例示なんですけれども、今年度十数件、27件と言われた物件の中で、売却すれば市の基本的な方針に相反するようなことになり兼ねないところは、ないかどうか。そういう角度から、売却予定物件を点検しましたか。

○ 管財課長

先ほども申しましたけど、一般競争入札につきましては今月から始める予定でございますので、そういうものにつきましても十分、中身の検討はさせていただきたいと考えております。

○ 川上委員

それはぜひ、関係各課、各部相談して、事前チェックをしてもらいたいと思います。それから、もう一つですが、先ほど少し言いましたが、入札について、それはルール違反ということではないのかもしれませんが、事前相談が何社もあったのに当日は1社入札ということになった例がありますね。これはやっぱり不透明だという指摘が、市民の中から生まれるわけですよ。それで、ルール違反にはならないんだと言ってしまえば、あなた方の立場ということになるんですけど、透明性確保という点から見直すことはできませんか。

○ 管財課長

まず、ご存知のように、地方自治法では一般競争入札が一番適当であるということでございますので、今後も一般競争入札を原則といたしまして、土地の売買はやっていきたいと思っております。また、売却の方法や入札参加資格を報告いたしておりますので、入札参加意欲のある者が入札に参加するという競争性、それから公平性の確保がされておると判断いたしておりますので、もし1社、例えば一人になりましても、入札はやっていきたいというふうには考えております。

○ 川上委員

じゃあ、そのことについては引き続き、私も見守っていきたいと思いますし、不透明性排除のためにいろいろ意見も申し上げたいというふうに思います。質問を終わります。

○ 委員長

続いて39ページ、「繰入金」「基金繰入金」「環境保全推進基金」について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

39ページの基金繰入金の中ほど環境保全推進基金繰入金2200万円についてお訊ねします。これは何に使うつもりですか。

○ 環境整備課長

現在環境基本計画、これは旧飯塚市で作成したのですがこの見直し作業に入っています。その中で特に自然環境等が旧4町の分がプラスされてまいりますので、そういったものの環境に関わる環境データを収集してまいりたいと思っております。そういった環境基本計画の見直し等に充当するものです。

○ 川上委員

そういう調査にこの基金を充てる理由は。

○ 環境整備課長

いろいろ考え方はあろうかと思いますが、この基金の用途につきましては昨年の市民環境委員会及び予算特別委員会での答弁におきまして環境基本計画の策定、環境保全の象徴的な事業に供するという答弁をしていますので私としても現在そのように認識しています。

○ 川上委員

環境保全推進基金をとにかく使わなきゃならんという法律は無いんでしょうから、どうしても仕事が必要なら基金以外の財源から使ったらいいんじゃないですか。基金を取り崩すことを

前提に考えなくていいんじゃないですか。

○ 環境整備課長

先ほど言いましたようにその点についてはいろんな考え方があろうかと思えます。

○ 川上委員

じゃあそのいろんな考え方の中に私が今から言うことを、何度目かになると思うんだけど入れてもらいたいと思うんですよ。もともとこの1億3千万超えて基金はあると思うんだけど、旧飯塚市の市民が1998年のごみ有料化のときに押し付けられて、高いゴミ袋を押し付けられてその中から積立をさせられて貯まったのがこれです。今まで1円も使っていいない。だから元々基金の必要性が問われてるわけですよ、本当は。そのまま合併したわけですよ、ですから飯塚市民の気分としては返してもらいたい。旧飯塚市民の感覚としてはね。ところがそうはならないで合併したわけです。それはそういう経過を辿ったんだけど現段階でこの基金をどのように活かすかという点でいくと、課長も言われたようにテーマはごみ減量なんですね、このごみ減量というところにテーマを据えて考える必要があると思うんです。その点からいうと佐世保で成功してきてるんだけど、無料のゴミ袋を一定数全戸に配付する。そうするとどうということになるかという自分のごみを無料のゴミ袋の範囲内に収めようとする努力が始まるんですね。それで佐世保はごみ減量成功というのが新聞に大きく載ってました。それでこれにかかる費用についても過去の委員会でやり取りして試算までしてもらってますよ。課の方にその資料あると思います。それで是非ね、こういうことにこそ、つまりごみ減量、そして市民にも喜ばれる、そういうことにこそ使うべきだと思うんですね。何か少しずついつの間にか使われてたと言うのは納得がいきにくいと思うんです。その辺どうお考えですか。

○ 環境整備課長

委員のご意見に私も共鳴するところを感じております。今言われました佐世保の件、そういった無料配布についても全国的に私も担当者に命じて調べさせていただきました。無料化が長年に亘って無料化につながったかどうかについては成功したところ、しなかったところがあるように聞いています。私としましては兎にも角にも今考えなければならないのはテレビ新聞等でもいろいろ話が出てきていますように未来の子どもたちに、地球に優しい、自然、環境を残すために、何でもかんでも安ければいいという大量消費型社会が生まれ、そういったものから循環型社会へ転換するために合併した新しい環境施策を今一度見直し構築することだろうと考えています。その中でその施策を進めるためには先ほども共鳴しますと言いましたが、ごみの減量化やりサイクルの推進を柱として今まで以上に環境保全推進基金のあり方と言うものも、先進地、他のところも検証しながら今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

データ調査などについては基金以外の財源でやるべきだと私は思います。今みたいな非常に負担は大きくサービスが下がる、国も県も市もそういう方向を辿ってる中で市民は大変苦しんでいますよ。無料ゴミ袋配って減量化頑張ってもらいたいというふうに言えば市民は受け止めてもらえるし、また喜んでもらえると思います。この質問を終わります。

○ 委員長

次に43ページ、幼稚園通園バス有料化について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

幼稚園通園バスを有料化するんですね。それで今年は10月以降6カ月間で99万8000円、収入を増やそうとしている。このことについては、本会議一般質問でも複数の議員からひどすぎるではないかというふうに市長に対して指摘もあったところです。その指摘を今の段階でどう受け止めておられるか、お聞きしたいと思います。

○ 学校教育課長

幼稚園バス有料化の実施の受け止めといいますか、実施をするにあたりまして、この幼稚園

バス有料化に踏み切った理由でございますが、まず1点目といたしまして、昨年11月の飯塚市行財政改革大綱および行財政改革実施計画の中で飯塚市立幼稚園3園についての平準化を行うことになり、幼稚園通園バス運行に要する経費の一部に関して、受益者負担をお願いすることになったこと。2点目といたしまして、私立幼稚園におきましては通園バス料金を2千円から2500円徴収しているということがあったこと。それから3点目といたしまして、一部の市民の方が利益を受けるようなサービスにつきましては、利用されてる方とそうでない方との不公平感の観点等から、基本的に要する経費の一部を適切な受益者負担をお願いするという事になったわけでございます。何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

そういう問答無用みたいな答弁は聞けないですね。

議会で、市長、3人4人くらいの議員が行き過ぎではないかというふうに指摘されたんですね。で、仕方ないけれども慎重に考えてくれとかね、言う人もおられました。それを直接言われたわけですよ。答弁にも立たれてないのもあります。あれから時間も少し経ったんですけど、今の段階でどのように思われているかをお聞きしたい。

○ 教育部長

今学校教育課長が答弁いたしましたような理由で本年10月から保護者の方に受益者負担をお願いするわけでございますけれども、この件に関しましては、これ入学の申し込み時点、3月に保護者の方にも説明をしておりますし、また7月からはさらに十分な説明をしていこうというふうに考えておりますので、何分ご了解の程よろしく願いいたします。

○ 川上委員

こういうところでご理解くださいとか、ご了解くださいとか言わないでもらいたいですよね。最初から納得いかないから聞いてるって分かるじゃないですか。あなた方がご理解くださいとか了解くださいというのは問答無用というふうに聞こえるわけですよ。

それで市長ね、一考してくださいという人もおられたじゃないですか、議員が。慎重にとも言われました。共産党はやめられていいましたけど。それどう思われますか。

○ 教育長

6月8日の日に川上委員含めて4人の共産党の関係者がお見えになりまして申し入れを受けました。それ以降、市長とも話をしながら私立幼稚園との関係であるとか、それから全体的に見てどうかとかそういう話もしながら、この一部の人たちに対するサービスについては非常に苦しいところあるかも分からないけど、やっぱり不公平感というところからやむを得ないなという形で話をした経緯もございまして。私自身も私立幼稚園との関係とかいろいろ勘案する中で、行政が行う幼稚園の経費については一般的に私立幼稚園と比べましても当然のこととして住民の利用者のサービスということで一定の料金制度をとってるわけでもございまして、このバスの利用についてはその中で特別に希望する方をお願いするという形でありまして、全く特別のサービスということになりますので、一部負担は私自身もやむを得ない措置だというふうに思っております。

○ 川上委員

私は教育長には答弁を求めていない。市長に答弁を求めたじゃないですか。

○ 市長

幼稚園のバス有料化だけの問題じゃなくて、その他ほかにも同じような、同じようなといいますか、本当に我慢というような表現じゃそれはいかんというような発言を委員の方されましても、そういう意味では今回の行革の流れの中での料金に関してはお願いしたいと。それで先ほど教育長と一緒に話の中では、いつかコミュニティバスにしても、幼稚園バスにしても無料で行けるように早くならないかなあというような話を私は思いもしておりますし、そういう意味ではやはり若いお母さんたちにもまた生活苦の困窮の方にもご迷惑をかけたたりしてい

る部分もあるかも分かりませんが、しかしそれはある部分では受益者負担という形でご理解いただきたいということでいつの日かそういうことが、こういう話がもう委員会を出ないようなまちをつくっていきたいと思いますので今回の行革に関しましてはご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

それで市長はあくまでも、この予算はこのままで行くと。で、10月からはバス代をとるということですね。もしバス代払えないと子どもたちはどうなるんですか。

○ 学校教育課長

払えない方につきましては、内容等を再度ご説明いたしまして払っていただくようお願いはしたいと思います。

○ 川上委員

減免制度を検討するとかそういうこともないんですね。

○ 学校教育課長

現在のところ、減免措置等については考えておりません。

○ 川上委員

どうしてそういう一律的な問答無用の発想になるんでしょうね。あなた方はこの資料によっても庄内で回答できないお子さんが5人おられるでしょ。どうするか。で、私が前に聞いたときには頼田にもおられましたね。先ほど教育長が言われましたけど、8日にお会いしたときにはその回答のない子どもたちがどうやって幼稚園に行くのか、どうやって帰るのかについて感心がなかった。教育長から教育部長から学校教育課長が。幼稚園の通園バスというのは何のために走らせておるのか。確かに幸袋は走ってない。だから幸袋に走らせてもらえないかというそういうニュアンスの質問もあったでしょ。何のために幼稚園バスってあるんですか、担当課。

○ 学校教育課長

やはり一番に、園児の安心安全を守るためだと思います。

○ 川上委員

そのとおりですね。それなのにあなた方は行革だと。受益者負担だということですね、一方的に負担を押し付けて払えなければ払えるまでがんばるというふうに言うわけでしょ。減免とかも考えたことがないという態度ですよ。これが市長、あなたが進めてる行財政改革なんですよ。市長、これ予算削除してね、また別のところで財源見つけて修正する考えないですか。

○ 教育部長

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、この分につきましては、3月に保護者説明、それから7月からも保護者の十分な説明をしていきたいというふうに考えておりますので、この予算につきましては実施をさせていただくというふうに考えております。

○ 川上委員

じゃあ最後に聞きましょう。子どもがね、バスに乗りたいたいって来たときに、バス賃は残念ながら払えないと。そのときにどうしますか、市長は。

○ 教育部長

今質問者言われておりますような状況、まだスタートしておりません。で、今のところ申込者この資料にございますような結果となっております。そういう状況が出てきましたらよく保護者の方とご相談いたしたいと、このように思っておりますので。(発言するものあり)

○ 人見委員

ちょっと整理をさせていただきたい。幸袋幼稚園が通園バスがないという理由は何なのか、そして先ほど課長が、また質問者も言われた何で通園バスが必要なのか、それは第一に子どもの安心、安全だという話がありましたが、これとの関係性からも説明をいただきたい。幸袋幼稚園に何で通園バスがないのか。

○ 教育部長

幸袋幼稚園につきましては、聞きおよびますところによれば、保護者の方と十分協議の上、駐車場の整備とか、ロータリーの整備とかいうことの中で、保護者と協議の中で通園バスなくしたというふうに聞きおよんでおります。

○ 人見委員

もともと公立幼稚園の設置した意義とそのときの社会的状況、教育的環境、こうしたことが一つはあるのではないか、それが全く子どもの安心、安全という理由で通園バスがあることとどのように整合性があるのかと。今言ってるのはまさに最近の、そういう意味ではなんで通園バスが幸袋幼稚園ないのかというのは統廃合の折に改めて現実、現状の社会的状況や子どものおかれた環境や、親の幼稚園に預ける状況等がある意味では保護者から直接聞く中で、そうした改善が行われたということであって、もともとない鯉田幼稚園もあり、目尾幼稚園もあり、そうした公立幼稚園の設立の時期における通園バス等がなかった、その逆に言うと通園バスを持たないことの原因がなかったのかということなのです。

そうするとね、何で逆に庄内町、庄内幼稚園、鯉田幼稚園が通園バスを持っておるのか、持ってきたのか、その辺りも分かってくるはずだろうと思うし、先ほどの課長の話であれば、有料、千円取っても逆に言うと幸袋幼稚園にも通園バス出さないということになる。子どもの安心安全がその理由であれば、行政としてはその方向に動くのが当たり前やないですかと私は思ったりするんで、改めて私の質問に教えてください。

○ 学校教育課長

まず庄内幼稚園、鯉田幼稚園のバス運行の経緯については、これは庄内幼稚園の場合は昭和57年当時に159名の園児がおりました。そのときに3台のマイクロバスで送迎をしておったんですね。このマイクロバスにつきましては、庄内小学校が赤坂小学校と岩崎小学校という小学校が統廃合した折の条件でスクールバスというのを運行していたんですね。それを幼稚園が利用させていただいたという経緯がございます。それからこのマイクロバスにつきましては教育委員会と総務課の所有で、運転手が総務課の職員が行っておりました。これらの名残が庄内中学校の中体連のバス等の送迎等と一緒に絡んでいたというような経緯もございます。鯉田幼稚園の方は平成11年以前までは福祉バスを利用しておったと聞いております。それが平成11年度の3歳児受け入れに伴いまして保護者の方から要望がありまして、平成12年に幼稚園専用バスを鯉田町が購入して現在に至っているという経緯がございます。経緯についてはその経緯がございました。

○ 人見委員

まさに今求められておる、例えば小学校であれば学校、地域、この関係性とか、学校、地域、行政とかこういうふうな関係性をよく言われる、これは子どもの安心や安全の社会的変化、社会的状況をにらんで、まさにこうしたことがある。もともと公立幼稚園は地域と密着して、徒歩で歩いてきた。徒歩で歩く。お母さん、お父さんとともに手をつないで登園する、下園する。ここに大きな意味合いがあった。だから通園バスは出さない。私立幼稚園にもそれを徹底してきた幼稚園がこの市役所の裏にあるんですよ。あったんですよ。そうした理由なり、意義が昔はあった。昔という表現がいいのかどうか分かりませんが。だから鯉田でも庄内でもそうした学校の統廃合でスクールバスがあったから、要するに幼稚園までそれをと、福祉バスがあったからとかという以前は、みんなそうだったんですよ。じゃないんですか。だったら自ずと答えは1つしかないんですよ。有料化とは別の根本的な問題が。皆さんは現実だけを、行革だけを考えているから受益者負担を求めましょうかという話だけになっていってしまう。そうじゃないじゃないですか。と私は思ったりするんですが、これも合わせて総括にまわしますよ。幼稚園の関係残してますから。その辺りの答弁というか、見識をお伺いしたい。もともと公立幼稚園、だったら子どもの安心安全のことだけ考えたら、もっと普遍していうと、保育所どうな

るんだ。忙しい時間帯、朝と夕方の送り迎え、全部保護者がやってるじゃないですか。これだ
って迎えに来てくれる、そういう通園バスがあればある意味では安心してそういう意味では職
場にも行ける。それこそ大変ですよ。朝4時からとか5時からとか夜中の1時からとか2時
からとか。だけど子どもの安心安全という観点からいけば、幼稚園だけが安心安全のために千
円払っても通園バスを出すのであれば、割増料金だっていいですよ。受益者負担で済むのであ
れば一面、そしたら保育所の子どもの安心安全のために私が夜中の1時に帰ってきますん
で、一時半ごろどうかバスで送ってきてくださいと、こんな無茶な話だってある一面出てきそ
うな社会状況があるわけです、一面。モンスターペアレンツ、モンスターママ、モンスターパ
パとか最近言葉があるみたいですよ。ですよ、課長ね。だから十二分にその辺り斟酌して答
弁ちょっと考えとってください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を午後3時30分といたします。

休憩 15:23

再開 15:31

委員会を再開いたします。44ページ、諸収入、雑入、児童クラブ利用料について川上委員
の質疑を許します。

○ 川上委員

44ページ雑入、児童クラブ利用料について伺います。先ず1点は児童クラブ利用状況をお
訊ねいたします。

○ 児童育成課長

17年度の利用状況からお答えします。18年度につきましては1,607人でございます、19
年度につきましては4月1日現在で1,755人になっています。

○ 川上委員

かなり増えています。それで児童クラブ利用料には減免制度がありますか。

○ 児童育成課長

減免措置でございますが、母子、父子、非課税世帯が半額、生活保護世帯は無料と設定をし
ています。

○ 川上委員

もともと合併前には穂波、潁田については無料という状況があるなどあったわけですが、飯
塚市と庄内を除いては児童クラブの負担が上がったんですね。それで減免の適用が非常に大切
だと思うんですが、今年の適用見込み数はどのくらいですか。

○ 児童育成課長

18年度のほうから説明をしますと、当初の母子、父子、非課税世帯につきましてはのべ4,254
人、生活保護世帯につきましては438名であります。19年度当初につきましては母子、父子、
非課税世帯がのべ4,620人、生活保護世帯が420人となっています。

○ 川上委員

私は飯塚の減免についてはいろんな形で拡充していてもいいと思うんですが、父子世帯に
きちんと位置づけを置いているという点では重要だと思っています。それで、周知については
どのようにされていますか。

○ 児童育成課長

入所の受付時に減免の申請を全部同時にさせていただきまして周知徹底を行っております。また、
そのときに申請がなかった場合は後日でも受付をおこなっています。

○ 川上委員

わかりました。何しろ対象者、一般にもれなくという発想で取り組んでおられるようで
すので、私はさっき税の関係でも質問したんですが、そういう周知を親切丁寧に個別に進めるとい

うのが今大事になっていると思います。質問を終わります。

○ 委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

(質疑なし)

他に質疑は無いようですから、歳入について総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。

次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、第2条から第6条についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑は無いようですから、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、第2条から第6条についての質疑を終結いたします。

次に総括質疑に入ります。はじめに答弁を保留していました事項についての質疑を許します。はじめに166ページ、教育費、小学校費について、発達障がい児の就学前援助について人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

午前中でしたか、この話をさせていただいたときに、この発達障害児の就学前援助について、私は学校教育の現場における発達障がいの支援モデル事業というような認識でおりましたが、よくよく見てみますと久留米、前原で今回指定を受けてなされているのは就学前における発達障がい児の支援事業でありました。したがってその部分は訂正をさせていただきます。その上で午前中の質疑の中で則松部長の方から保育所の統廃合の、今後の官から民へのそうした流れを受けてこれから整理をされていく質疑の中で、公立幼稚園としての独自性というのか特殊性、そうしたことに言及をされて、障がい児の受け入れ等々の話が出されました。同じように幼稚園においてもそういう意味ではまた保育所幼稚園以外においてもこの発達障がい児に対する支援のあり方、こうした観点から、まず久留米、前原でこの支援事業が行われてたことをご存知だったかどうかお聞かせください。

○ 学校教育課長

本事業につきましては発達障がい者支援法に明記された発達障がい者への早期発見、早期支援の取り組みを行うため、教育委員会および教育関係機関が医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、発達障がいの早期発見ならびに発達障がいのある幼児およびその保護者に対する相談・指導・助言等の早期支援を行うことによって、早期からの総合的な支援のあり方について実践的な研究を実施し、もって全国の自治体への情報発信を行うという観点から、本年度から2ヵ年に亘る文部科学省の委託事業でございます。事業の内容といたしましては、早期総合支援モデル地域協議会の設置、相談指導教室の設置、教育相談会、講演会の開催、早期発見・早期支援に関する研究、学校等への円滑な移行方法の工夫、関連事業等との連携を実施するものであります。特に委員がご指摘いただいた久留米市、前原市におきましては本事業の主旨である早期発見・早期支援に視点をあてまして、就学前を中心といたしまして小学校と連携して早期発達支援体制の構築や、早期から一貫した効果的、総合的な支援のあり方等を究明していく計画になっています。本市におきましても本事業の有無に関わらず発達障がい児の早期発見や支援に関する取り組みを進めているところでございます。具体的な取り組みといたしまして保育所幼稚園の特別な支援を要する年長児の調査。2点目に教育相談会の実施、就学时健康診断での教育相談。3点目に就学指導委員会の設置。4点目に就学指導委員会後の教育相談。5点目に発達障がい市民研修会の実施。6点目に小学校入学に向けての保幼小連絡会の実施等を既に行っているところでございます。

○ 人見委員

それと関係して小学校、中学校で介護支援の臨時職員の配置が行われています。今年増やし

たということですが、その点というか、その支援の配置の成果として何らか公表できるようなものというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○ 学校教育課長

介護支援を配置いたしましてまだ月日がさほど経っていませんので今調査をかけて求めているところでございます。毎学期報告書を求めていますのでそういったものについて報告する場所等を設置いたしまして今後そういう研修会等を実施してまいりたいと考えています。

○ 人見委員

で、この種の介護支援にしても小学校中学校の教員の配置にしても、いま説明をしていただいたこうした就学前の発達障がいに限ってみてもですね、ここで早期発見することによってどのような、要するに社会に順応できる可能性が十分あるんだということから取り組むんだということがはっきりしてるのかどうか。ただ単に早期発見をして、経過を見ていただけなんだということなのか、どこに目的目標というのがあるのかをお聞かせください。

○ 学校教育課長

これは単なる調査を実施するだけではございませんで、例えば就学指導委員会で養護学校が適切であるとか、あるいは普通学校でも十分適用できますよとか、その後にスクールカウンセラーあるいは臨床心理士さんと相談等を実施いたしまして、その子のどういったところを特別に支援すべきかということも含めて保護者相談もいたしています。それから、進路につきましても教育相談という形で常に適応指導教室では毎週木曜日、穂波公民館でも月曜火曜日にそういった教育相談等も行っています。それから先ほど言いました発達障がい市民研修会、これも昨年行いまして今年も7月20日に行う予定でございますがひろく教職員だけでなく市民の方、看護師さん介護士さん保育園保育所の先生方、そういった方を集めて広く研修会をもって認識を持って指導に当たっていく努力をしています。

○ 人見委員

私もかくいう、私自身も本当にどこか発達障がいとは違うかも知れませんが常に内包してるものがあるんだろうと、で、発達障がいの原因と言われるものもこれから更に突き詰められていくんだろうと思いますし、併せて精神的な障がいにしてもいつどの時点で出てくるか分かりません、お互いにというか私自身なんかは。そういう中でせめて幼児期、乳幼児期からどのような家庭の環境であれば学校の環境であれば地域の環境であれば、それが抑えられると言うか、正常なよい方向への生育・発達というのがなされていくのか、早期に発見されることによってそうしたものが抑えられよい面が出てくると言うものがはっきりこれからしていくのかいかないのか、少なくとも今はそういう可能性が大いにあるという社会状況を踏まえてこうした支援事業なりというものがあるんだろうと思うんです。ということは私は幼児期から乳幼児期からはじまり小中学校の段階、更には高等学校の段階、更には大学までというような、そういう長いスパンが本当はどこか無いといかんという気がしますし、行政のやれる、関わる、範囲とすればせめて乳幼児期からそして就学前へ小中学校せめてここくらいまでは一貫した何かそうしたものを早く積み上げていくこと、これは大きな視点ではないかと思っっているんですがどのような見解をお持ちですか。

○ 学校教育課長

委員のご指摘のとおりだと思います。今後も児童育成課、あるいは関係各課とも十分協議をしてこの発達障がいの早期支援モデル事業にのっとった、あるいは本市でやれる、これはやっていけるというような事業等について十分検討して取り組んでまいりたいと考えています。

○ 人見委員

そのときに各課にまたがる筈です。そうした調整役、リード役はどこが担っていくのかどのように考えておられるのか聞かせてください。

○ 教育部長

今、学校教育課長が答弁いたしていますが、やはり乳幼児から大人になるまでという中で行政が義務教育、この中でかかわりある課が3課4課ございます。最も重要なのはいかにチームを組んでやるかということでございますので、その中でリーダーとなるべきところをきちんと定めた上で対処したいと、このように考えています。

○ 人見委員

介護支援の教員の増も、そういう意味では大きな意味合いがあるだろうと、大いに賛同いたしますよ。ここに飯塚市の障がい者福祉計画、次世代育成支援対策の行動計画と、こうやって立派なものがあるわけですね。だけど言いますようにどこが責任もってそうしたものに組み込んでいくのか、そのシステムなり道筋をきちんと行政の中で継続的に残していくのか、そのところをぜひとも真剣に捉えて考えていただきたいと思います。この教育費における発達障がいの話についてはこれで終わりとさせていただきますので是非とも、もう私も一面本当に1期生のつもりでここに座らせていただいています。そういう意味では今まで聞きっぱなしという、自分自身、そういう部分もありますので明確にいつまでにという、そうした態勢作りについていつまでかけていただけるのか、いつまでに答えを出していただけるのか、このあたりを次の機会には明確に聞かせていただきますのでよろしくをお願いします。

○ 委員長

続きまして179ページ、教育費、幼稚園費、私立幼稚園就園奨励費補助金について人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

先ほど午前中時間をとらせましたが、この資料の78ページのあらためてお伺いをいたします。公立幼稚園就園奨励費補助金が72万円廃止になっています。公立幼稚園には就園奨励費はあるのか無いのか、ここに明確にあると書いてあるんでそのあたりご説明をお願いします。

○ 学校教育課長

幼稚園授業料の減免につきまして私立幼稚園につきましては市の運営ではありませんので幼稚園に対して私立幼稚園就園奨励費補助金を交付し幼稚園は授業料の減免相当額を保護者に返す形になっています。公立幼稚園につきましては授業料の減免という形をとらせていただいています。補助金に関する資料におきまして公立幼稚園就園奨励費補助金72万円、平成18年度予算額でございますが、これが皆減となっておりますが、18年度も補助金としての予算執行は行わずに、全て授業料減免で対応しています。これは旧庄内町のみが補助金という形で予算措置していたものを1市4町の授業料助成方法を減免に統一したことでゼロになっています。

○ 人見委員

公立幼稚園に関しては本来就園奨励費なるものはないと、別に授業料の減免措置を講じているということですね。私立幼稚園の就園奨励費、これの意味するところとこの負担のあり方、中身、内訳についてご説明をお願いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:51

再開 15:52

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

私立幼稚園就園奨励費補助金の額についてでございますが平成18年度予算が9279万3000円、平成19年度予算が9523万5000円で244万2000円増額していますが、この内訳は市単独補助金の減額691万3000円で国庫補助金制度分が935万5000円の増額となっています。この国庫補助制度の増額要因といたしましては補助金基準額単価の増加でございます。

○ 人見委員

市単独の補助金は削減をした。それを上回る国庫補助の引き上げがあったと、こういうようなことですか。

○ 学校教育課長

そのとおりです。

○ 人見委員

この国庫補助の引き上げに当たって、市の単費、市の補助金は削減をしたと、そもそもこれ、国と市の補助金で就園奨励費は成り立っているのですか。県は特段入っていないのでしょうか。

○ 学校教育課長

この補助金につきましては国が3分の1、市が3分の2の割合になっています。

○ 人見委員

国が3分の1、市が3分の2、そうするとこの3分の2部分が今年度の9523万になるわけ。このうちの3分の2が市の持ち出しになるわけ。

○ 学校教育課長

9,523万5千円のうちの3分の2が、市の持ち出しになるかと思えます。

○ 人見委員

で、公立と私立の違いの中で、市は9,523万5千円の3分の2を、私立幼稚園に補助を出す。公立幼稚園は、そうした72万円ほどの、じゃないか、72万円は庄内の関係だったか。市の公立幼稚園に対する授業料減免の金額は、いかほどになるんですか。

○ 学校教育課長

減免の限度額でございますが、市の分で、第1子で42,000円、第2子で57,000円、第3子遺功で69,000円となっております。もちろんこれは、所得によって変わりますが。

○ 人見委員

平成18年度の実績で構いませんので、減免総額はいくらになるのか。

○ 学校教育課長

恐れ入ります。今、総額の数値については掌握しておりませんので、申し訳ございません、後で報告させていただきます。

○ 人見委員

幼稚園に限ってみても、公立・私立のいろんな違いと、そしてまた、行政が支援をする中身も、その薄さ・濃さもあるんでしょうけども、やっぱり違います。保育所も、そういう意味では、私立と公立の違いはあろうかと思えます。しかしながら、預ける親からすれば、ある意味ではベースとして、子どもの安心・安全だとか、行事の中身だとか、そうした運営の取り組む中身だとか、そうしたことに关しては常に意識をしながら、財務部長じゃありませんが「平準化」というか、隣を見ながら、うちはまだ足りないよな、とか、そういう思いに駆られるわけでありまして。何を言いたいかといいますと、今回の通園バスの問題にしても、そういう意味では先ほど言いました、私立で唯一、親が手をつないで来るのが、そもそも幼稚園のこの時期の親と子のあり方だ、と。徒歩で登園をする、この手のぬくもりじゃないけれども、そうしたことが教育的な側面から大きいんだぞ、ということで、ずっと取り組んでこられたんですが、園児数が減少してきたんですよ。従って、ここ数年前からバスが出始めたんです。改めてお聞きしますが、公立幼稚園のバスがあったのなかったのか、その時代の変化、こうした観点からの見解を、併せて聞かせてくれませんか。

○ 学校教育課長

今、委員のご指摘のとおり、かつては先ほど言われました「地域に根ざした幼稚園、地域から通う園児」ということで、もともとバスがなかったかと考えます。公立幼稚園でございますが、幼稚園そのものが、就学前教育というのは、もともと保育園・保育所と異なりまして、基本的に保護者の方が家庭に在宅しているということで、そういうことが前提にあると思えます。

確かに、バスに乗っておれば安心・安全ということの確保、確かに出来るかと思えますけれども、いろんな意味で、事故等も考えられると思えます。やはり一番の安心・安全は、確かにバスということもありましょうし、保護者がきちんと送り届けるということも一つあるのではないかと考えております。あとは確かに、安心・安全について私も答弁いたしましたし、それからやはり利便性という問題も、一つそこに加わってくるのではないかと考えております。そういったことを考えまして、今回予算を出しております庄内幼稚園、それから颯田幼稚園につきましては、ぜひ、これでいかせていただくようお願いしたいと思います。

○人見委員

私は、はっきり・時代、社会の変化、そしてそれに伴う親として当然のニーズというか、要望等が、間違いなく変化してきた。それはやっぱりはっきりと、違いは認めないといけないとも、現状。そしてもう1面は、本来的にはやっぱり親子のあり方だとか、幼稚園の意義というものをもうすこし、特に公立を抱えている飯塚市の立場からすると、はっきりとやっぱり位置づけをしていくべきだと、このように思います。そこに、まさにやっぱり公立の良さと私立の良さ等をしっかりと認識したうえで、飯塚市の幼児教育の在り様というのが浮かび上がってくるのだろう、と、このように思っております。通園バスについては、全体、教育費の話の中でもう一度触れたいと思っておりますので、一つだけ、残ってる総額の関係、今は出ないでしょう。出ましたらお願いします。

○ 学校教育課長

平成18年度の決算ベースで言いますと、146万4千円でございます。

○ 人見委員

私立の、もう一つ、数字だけ聞かせてください。私立幼稚園の園児数の、平成18・19年度の数だけ教えていただけますか。

○ 学校教育課長

私立幼稚園の平成18年度の園児総数は、5月1日の基本調査においては1,243名でございます。それから平成19年度の園児総数は1,190名となり、53名の減となっております。特に、私立幼稚園園児の推移の前にですね、1点だけ訂正をお願いしたいと思います。それは、私立幼稚園就園奨励費補助金が増えているのは園児の増加によるものか、というご質問に対して私が、園児の増加によるものです、とお答えいたしましたけれども、それは国の補助単価の増額によって増えていますので、その点を1点、訂正させていただきます。

○ 人見委員

もう一つ残ってたですね。国の交付税措置における園児の一人当たりの単価、事業単価ですね、いくらと設定されているんですか。

○ 学校教育課長

幼稚園授業料の普通交付税措置の財政事業単価はどうなっているかというご質問ですけれども、幼稚園授業料の普通交付税基準財政需要額の算定におきまして、一人当たり6,100円の金額が算入されております。

○ 人見委員

ありがとうございました。多分今年から、6,300円になってると思います。200円上げられてるんですよ。だから交付税が下がってるんです。私は実は公立幼稚園は、もう1万円になってるんだろうと思ってたんです、授業料が。だから、この単価からすると、多く取ってるじゃないかという話をしたかったんですが、それが出来ませんでしたので。ありがとうございました。これで一旦、終わります。

○ 後藤委員

委員長、関連でお願いします。

○ 委員長

はい、後藤委員。

○ 後藤委員

先ほどの答弁で、私立幼稚園の就園奨励費補助金ですが、国の施策で金額が上がるのに、市の負担率が3分の2なんですか。もう一度、そこを確認したいんですが。

○ 学校教育課長

負担額が上がりますけど、市の基準が上がって市の負担額も上がりますので、相対的に上がるということになると思います。

○ 後藤委員

いや、負担割合が、国がこういう施策を打ってきて、実際に市が、なんで3分の2なのかというのを確認してるんですよ、今。なんで3分の2なんですか。市がやる施策だったらわかりますよ。市が3分の2で、国が補助で3分の1くれるならわかるんですが、国がこういうふうな条件を良くして奨励費補助金を出しましょうと言ったものに対して、なぜ市の負担が3分の2なのかかわからないから、お聞きしてるんですよ。

○ 財政課長

国の制度として取り組まれてる事業でございますので、補助の基準額が上がればそれに合わせて国の負担割合、これは3分の1ですが、その義務負担として市町村が負担しなければならない額が3分の2です。で、その分、質問者が申されますように、国の施策として基準額を上げるなら、上げた分だけ国が持てばいいのではなかろうか、市が負担しなくていいんじゃないかというふうなご意見だろうと思いますけど、国の補助制度とか、そういうことについては、基準額が上がれば当然義務負担の額も上がってくるという制度になりますので、よろしくお願いたします。

○ 後藤委員

結局ですね、今まで、何が言いたいかというのは、市が単独でやってた事業を本年度、補助金を切ってるわけなんです。国の施策によって、今まで市が単独でやってた補助金を、この絡みのやつで減らしてるわけなんです。だから僕は、ここを言いたいわけですよ。なぜ、国の施策に対して市が応分の負担をして、その分を、今までやってた部分をカットするのかというのを言いたかったわけですよ、実際に。さっき六百何十万円と言われましたよね。その市の単費の部分は実際に、前年度から今年度、予算に対していくら保護者が、市の単独のその事業で、いくら減らしたか教えていただけますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:10

再開 16:17

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

市単独で出していた分は、942万4千円になります。

○ 後藤委員

この件は、補助金の総括で私出してますので、その時に一緒に含めて言わせていただきます。

○ 委員長

次に185ページ、「教育費」「図書館費」、図書購入計画について、上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

はい、187ページでございますけど、図書館、図書費についてご質問をさせていただきま。午前中は図書館の実態についてお聞きしたんですが、先ず地域における図書館の意義をどういうふうにとらえられているか教えてください。

○ 生涯学習部長

図書館のあり方にも通じるところがあると思います。図書館につきましてはそれぞれ出版物やインターネットなどの情報など様々な資料や情報を分類あるいは整理・保管しておりますし、またそれを案内し提供する施設でございます。あらゆる情報を一箇所で提供しうる、いわゆるワンストップサービス、他に行かなくてもそこで情報を収集し得るといような施設と考えております。そのサービスに向けて鋭意努力をいたしておるところです。

○ 上野委員

ありがとうございます。先ほどの市長の答弁にもありました、ふざけるなど旧町は何をやったんだという指摘がありました。まさしく颯田の図書館ふざけた規模でございます。今部長が言われたワンストップサービスとは程遠い施設であると私も認識しています。そこで今年度3339万円図書費を計上されておる、昨年度は3639万1千円だと、昨年度の実績と今年の予定をお聞きすると、大体飯塚の図書館と颯田の図書館の予定予算、使う予算の予定が大体1900万円以上差があるみたいですね。2年間続けると格差3800万円と、これ以上格差を広げてどうするんだろうかと、見捨てられるんでしょうかね。そこらへん教えてください。

○ 生涯学習部長

1900万円ほどの差と言われましたが、ちょっと金額の確認をさせていただきます。飯塚の図書館につきましては1836万円というふうに申し上げておりましたので颯田につきましては今年度は50万円ということでございますので、委員がおっしゃるような数字にはならないと思います、そこだけ確認して答弁をさせていただきます。

図書費につきましては、これは図書館の根幹をなすものでありまして、経費でございまして利用者サービスに直結する部分でございます。従いまして今後先々に亘ってこれが削減されるかどうかというそういう心配の中でのご質問かと思っておりますけれども、そういうサービス面を考えたときには削減の対象には図書費と言うのは適さないというふうな考え方を私は持っています。

○ 上野委員

去年が3639万1千円、今年が3339万円ですから減ってはいるんですけど、まあそこはいいとして。私が申し上げているのはものすごい格差があると、これ今金額の訂正があったんですけど1750万円以上は一年間で開いていくわけですよ。ここの予算が0だったら申し上げますよ、ただ今年度に限っても3339万円あると、1836万円が飯塚市立図書館、で50万円くらいが颯田と、この予算の配分を見直して、格差を埋めるために使っていただけませんかと言うふうにお聞きしてるんですけどどうでしょうか。

○ 生涯学習部長

先ほども申し上げたかと思っておりますけど、この50万円につきましては、それぞれ旧1市4町の折にいわゆる図書購入費の実績に基づきまして、それぞれその予算を引き継ぐといひますか、全額引き継いだことにはなりません、引き継ぐような形で予算計上させていただいておりますので、そこらあたりご理解いただきたいと思ひます。

○ 上野委員

その答弁では、じゃあ旧町でやっていた行政施策の予算配分を引き継ぐ、この部分では引き継いでいくと、そういうことですか。

○ 生涯学習部長

合併に伴いまして当然施策が変わってきているわけでございます。この5館を統一していわゆる飯塚市の図書館というふうな考え方に立っていますので、この金額につきましてはやはり施設の大きさ等もございまして、また書架、開架、書庫等の関係もございましてこのような配分がされたかと思ひます。

○ 上野委員

と言うことは大きな箱物が無いから颯田の本は増やせないと言うふうにお聞きしましたん

ですが、それは置いておきまして。1年間で1750万円の差があると、5年後の各、5つの図書館像はどういうふうに考えられているか教えてください。

○ 財務部長

ちょっとあの教育のほうではございませんが、ご承知のように今回まもなくでございますけど公の施設等の検討委員会に入ります、これは図書館だけではございません、いろんな市の公の施設400から500あると申しましたけども、これをいわゆる13万都市としてどの程度がふさわしいのかとすることを学識経験者を交えました方々のご意見を伺って、飯塚市として例えば図書館だけじゃなく体育施設をどの程度、図書館であると例えば1館なのか2館なのか3館なのかということも、たぶん出てくるだろうと、その中で大きな考え方が示されると、方向性ですけども、検討されることになるだろうと言うふうに考えております。それと先ほどスポーツ振興課長の方からもありました、いろんなそういう施設の利用率につきましても、どういう考え方をもって決める、考え方はどういう形で算定したがいいとか、その根拠はこういうふうな考え方を導入したがいいとか、おそらくいろんな提言、もちろんそれだけではございません、じゃあその統廃合だけじゃなくて逆にサービスを、その代わりにサービスを充実なさいとかですね、たとえば開館時間を延ばせとか延ばさないとか、いろんな形の中で、ですから5年後どうなるかというのは、ひとつはこれから公の施設の検討委員会の方針を見ないと若干担当課でも分からないし、我々でもじゃあ3館になるか4館になるか、このまま現状でいくのかということは若干見えない部分がありますので、その辺はひとつご理解をお願いしたいというふうには思っております。

○ 上野委員

検討委員会に入れるということですが、そうすると指定管理者制度導入になんで3館だけなんですかという話にもなるんですね。どっちか、5つまとめてどっちかに入れるのが筋なんじゃないかというふうに考えるんですが。じゃあ穂波、颯田については指定管理者制度導入しないということのようですので、これら2館の将来的な行く末も考えずに指定管理者制度導入をお願いしますと、こういうことですか。

言い方を変えます。穂波、颯田は直営で続けていかれるわけですが、次年度以降どういうふうな予算配分を考えられるのか教えてください。

○ 生涯学習部長

予算配分につきましては当然指定管理者とも当然協議が出てくるわけですが、図書購入費等が穂波、颯田については考えられる部分だと思います。

○ 上野委員

いままでの割合、何対何になるのかちょっと計算できないですけど、1836万と50万というこの割合については考える余地は無いということですか、変更する余地はないということでしょうかね。

○ 生涯学習部長

割合と言いますか、これ1836万円と50万円という割合にするとかなり少ない数字的なものだと思いますけども、これにつきましては必ずこれで固まった数字というふうな考え方ではございませんので、本年度にいたしますと3339万円をこのような形で配付しているということでございますので、今後施設等の配架の内容によっては若干変わってくるものもあるかと思えます。

○ 上野委員

ちょっとあんまり深くも聞きたくないんですが、指定管理者導入の分の議案上がってきますので、ちょっとここで聞いておかないと、後で聞けないのでお願いをしたいんですが、颯田館はご存知の通り小さい施設でございますが、将来的に移設ですとか、統廃合ですとか、まあそれは公の検討委員会、ナンタラカンタラ検討委員会で検討されるんでしょうが、そういうのも

含めて検討するよということですか。

○ 生涯学習部長

そういうのも含めまして公の施設の検討委員会の中で方向性を見出し、更に教育委員会内部でも検討してまいりたいと考えております。

○ 上野委員

最後にします、大きい3館については指定管理者制度導入してほしいが、小さいふたつについては廃止も含めて検討するという事で認識をさせていただいてよろしいですか。

○ 生涯学習部長

そういうことまでということじゃございませんので、十分ですね、意見、関係者の、図書館には運営審議会とかいろいろございますので、関係者の意見を聞きながら十分検討してまいりたいと考えております。

○ 委員長

続きまして43ページ、「諸収入」「雑入」、幼稚園通園バス有料化について、人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

改めて、まず、幼稚園の関係から。先ほどの議論からして、改めてお伺いします。本来のことから言えば、庄内・穎田にある通園バス、これが子どもの安心安全という観点から必要である。このたび有料化ということで1000円の受益者負担をとる。そのことからすると、まずは幸袋幼稚園にも導入ということがあって然るべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○ 学校教育課長

幸袋幼稚園導入については現在のところ検討はしていません。

○ 人見委員

何度も言いますが社会の変化で、子どもの安全安心という観点から通園バスということであれば、2園にあって1園がないということは、とても平準化とはいえないし、不公平感は否めない、そういう観点からは当然のことながらその方向に検討をするべきではないかと思いますが再度お伺いをいたします。

○ 教育部長

幸袋の幼稚園につきましては先ほどから御答弁を申し上げているわけですが、幸袋幼稚園につきましては、これは保護者とお話の中で環境を整備すると、バスも張らないということの中で自家用車の送迎、そういうものに対して環境を整備するという事で保護者の方とお話をした上で通園バスをやっておりませんので、そういうことをご理解を願いたい。

○ 人見委員

全く違う、幸袋幼稚園は合併する以前の話です。旧飯塚市内の3園の統廃合によって話し合いの結果ああいう形に落ち着いた。少なくとも1年間は出したわけです。鯉田幼稚園、目尾幼稚園に通っていた園児の利便性と、何よりも安全を確保するために出したんです。それを敢えて以後1年限りにして、そして話し合いの結果がいまのロータリー方式になったわけです。今回の話は合併を行った後、なおかつ、庄内・穎田を少なくとも3年後には財務部長の観点から感覚から言うと、それは21年後は考えますがそれまでは平準化のためにこれも一旦なくしますという話だってありえる話です。それが、今回残しますが、更に残すために1000円をとるという話であるわけです。全く見解が違うと思う。上田部長もう一回そういう意味で幸袋幼稚園の現在のあり方は、旧飯塚市における結果であって、合併後これからも存続していく幸袋幼稚園、穎田・庄内は通園バスがある、その観点から言って検討する必要性、余地はないのかどうか。

○ 教育部長

いま穎田幼稚園、庄内幼稚園これは通園バスを出しています。その中で今回申し訳ないこと

ですけれども受益者負担10月からいただくと言うことになっています。このバスが2園にあって1園には無いじゃないかということですが、先ほどから言われています安全安心と言うことの中で基本的に先ほどから質問者言われていますけど、親御さんが手をつないで連れてくると言うことが一番安心安全なことだろうと思いますけども、やはり時代そのものがやはり変わってくる、また通園区域そのものが広いということの中でいまバスを出している現状もあるわけです。そういう中で幸袋幼稚園、平準化のためにバスを出せばいいじゃないかということですが、やはり過去の経緯の中から通園バスについては保護者との関係の中でお話をきちっとした中で通園バスについては出しておりませんので、そこらあたりをご理解願いたいと思います。

○ 人見委員

庄内でも穎田でも、そういう意味では最初からバスがあって来たわけではないという答弁もあってるわけです。小学校にあったスクールバスを活用するとか、福祉バスを活用するとか言うような形からはじまってきていることを考えると、今まさに旧飯塚市でそういう意味では利便性考えると旧飯塚市内、八木山からも明星寺からも幸袋幼稚園に通うことだってあるわけです。そうしたことからすると利便性という意味からしても、福祉バスや諸々の循環バスの話もあります。いろんな角度からそういう意味では検討する余地ないですか。ある意味では庄内の穎田のこの通園バスに至っても通常の福祉バスだとか循環バスだとか、いままで町時代にそういう住民の利便性、高齢者の利便性、そうしたことから福祉バスやふれあいバス等が巡航されてきた、運行されてきた。それを見直して、市街地にどうぞ循環させてくださいと、こういうふうな意見だってあるわけですよ、そうすると通園バスのこれまでの経過からしてみても、もう一度押しなべて検討する余地だってあるじゃないですかと私は広く言ってるわけです。そうした中で改めて利便性じゃない、子どもの先ずは安心安全確保だということであれば、なおさらのこと検討の余地があるのではないかと私は言ってるんですがいかがですか。

○ 教育部長

新市、合併をいたしまして平準化ということの中でやってきてるわけでございますけども、3園の中1園だけ先ほどから言われていますようにバスが無いということでございます。検討する余地が無いかということでございますけども、まあ検討するという事の中で、3園じゃあどうするのかというところの検討はありうると思います。基本的にはですね、まあ先ほど言われました行革の中でどういうふうなバスをやるのかということの中で、幸袋は無いじゃないかということの検討もあるんじゃないかと。

○ 人見委員

私は今回の受益者負担の穎田庄内における保護者への受益者負担のバス料金にしても、視点を変えればそうした地域ぐるみの福祉バスやふれあいバス、こうした路線バスの無い地域等々でこれからのこの地域の利便性アップのためにも安全性の確保のためにも大きく見直すという方向性があるのであれば、将来に亘って受益者に負担をかけるわけでもない、形の中で園児の安心安全を確保できるようなそうした視点からも運行のあり方に一考を加えれば、まさに平準化の上に更に受益者負担を求めずに安心して園児の送り迎えが出来るというシステムにもつながっていくのではないかとこのように思いますがいかがでしょうか。副市長私の提案なり案というのはいかがでしょうか。

○ 教育長

どうも現実に車が動いているという現実があるものですから、つついちは車動いているのが当たり前みたいな形で考えてきた、で、それが度かということ考えていってそういうような形で今後受益者負担を持ち出したところがございますけども、考えてみますと就学前の教育の大切さということで幼稚園というのが出来たわけで、幼稚園については教育委員会の方で受け持つということにも意味があったんだろうと思いますし、幼稚園は午前中で終わったりとか昼間で終わると言うことが現実であるわけですから、ということは基本的には保護者

が家にいるということの中での就学前の教育というところにウエイトを置いた形で幼稚園というのは設置されてきたでしょうし、それが大前提だったと思いますので、先ほど委員言われますように手をつないでというぬくもりのある関係での幼稚園設置というのが考えてこられたんだろうと思っています。ただ社会が変わりまして交通事情等もございまして確かに安全安心ということが、当時はそういう安全安心ということじゃなくて、教育的な配慮が強かったんだと思いますけれども現実今これだけの時代の変化の中では、やっぱり交通というのは多分考えられてうまく利用できるバスがあったということも思いながら、そういう通園バスというのが設置されてきたんだろうなという、行政サービスということで起こってきたんだと思っています。そういうふうに考えて行きますと保育所との関係とか私立とかいろいろ考えてきますと、やっぱり私は特別枠のサービスだと、サービスとして取り組んでこられた事業だというふうに思っています。今回受益者負担ということを考えていますがこのことにつきましては再度全体的な中でどうするかというのは考えさせていただきたいと思いますが、今回につきましては受益者負担というので取り組んでいく。一部の人たちに対する特別サービスということでせめて1000円程度はやはり拠出していただきたい。これは不公平、公平という視点から考えてもぜひともお願いしたいということを考えています。

○ 人見委員

私が提案をするというか、少なくとも平準化、公平化、そして子どもの安心安全という観点から、現在運行されている福祉バスとかふれあいバスとか、こうした地域バスを活用する方向でまさに平準化をはかるということだってあるのではないかと、もちろん教育的な側面からいうと出来る限りやっぱり幼稚園であれば、幼稚園に限らずですが車に頼らずに時にはやはり手をつないで、登園降園をする姿があってもおかしくはない。それでこのふれあいバスや福祉バスのそういう見直しだとか拡大、こうしたものの作業というのはいつごろまでになされるようになってるんですかね。

○ 企画調整部長

ご指摘の件でございます、コミュニティーバス、福祉バス、ふれあいバス、これにつきましては合併前の穂波、筑穂、颯田、庄内、それぞれ運行しておりました。それを平成18年度は一部ルートの変更はいたしております、しかしながらこれにつきましても本年度からルートなり地域を越えた、ここら辺りでのコミュニティーバスの本来のあり方、それから有効かつ効率的な運行ということで本年度から見直しの作業を行っていく考えを持っています。今のご指摘の件につきましても、また公共施設を結んだりとかいろんな施設を結んだ中での検討を今からすすめていこうとしていますので、ご指摘の件も含めましてこれがいわゆる幼稚園そういうところにもですね、いわゆるコミュニティーバス、福祉バス、ふれあいバス等を走らせることが出来るのかという部分も含めて検討していきたいというふうに考えています。

○ 人見委員

いつも言ってるように、最近常に思うんですが、いつごろまでにそうした検討の終結という結論を出されるのかということをお伺いします。

○ 企画調整部長

いつごろまでにといわれたら苦しい答弁になりますが、本年度から早く取り掛かりまして、早いうちにこれが出来上がるように努力していきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

本当に口惜しいというか、この後があるんです私は、この後があるから何年までにと言うのをききたいんですよ。

○ 企画調整部長

本年度からいわゆる民間の交通機関関係者、それから市民の皆さん、行政等々含めました中での見直し件と委員会と仮称ですがこれを立ち上げます。出来ますならば本年度早急にでも検

討結果を出しまして出来れば20年度からという気持ちはもっておりますが、それが一年ずれる可能性も無きにしもあらずということで考えております。

○ 人見委員

若干話が本丸に入っちゃっていいですかね、総括でございますので、実は初日の日に政務調査費の見直しについて、私若干、皆さん方には直接、関係ないこともないよというような感じだと思っておりますが、政務調査費があります。政務調査費が、何ページでしたっけ、49ページ、2,040万円。4月の臨時議会で、議会の費用弁償の改正案が提案され、可決をされました。あ、今回か、6月定例会の初日だったと思っておりますが、提案され可決されました。で、一連、何度も、代表質問の中でもちらっと触れさせていただきました。今回の一般選挙は、そういう意味では大きな、ある意味では意義があった、意味があったと思っております。で、私などは、85人の議員さんがそれぞれのまちの思いを込めて合併に踏み切っていただき、そして2年間の在任の中で、まさに今置かれている合併後の混乱を、少しでもより良い方向に知恵を出そうという思いで臨んできました。しかしながら、財政難という話の中で、また巨大議会という、ある意味では議会の体をなしていないのではないかとまで言われるご指摘もあって、結果的にはリコールという方向に來ました。あの時点での財政計画、新市の財政立て直しのための財政計画の中には、議員の51人分の報酬は入っておりませんでした。私は一般選挙の折に、このリコール選挙の折に、この51人分の財源2億円があれば、何が出来て何が出来ないんだろうか、とか、何に充てればいいのか、とか、そんな声を聞きつつ考えても参りました。ふたを開けて今度の予算を見たら、また改めて聞いてみたら、2億円、どこにいつてるか。確かに組み入れられてますよ、という話でした。もともとなかった計画だから、何か具体的に、議員から、何かこういう方向で使ってほしいと、51人の議員さんたち、また、少なくとも定数でいえばですよ、議員が1年早く辞めて2億円もの計画になかったお金ができたんだから、これはなんでか。市民が市の財政を思うがゆえに「早く辞めてくれ」と、こういう意思表示だった。だったら、市民の負担が少しでも軽くなるように、せめて「こういうふうな方向に、この2億円は充てられました」と報告できるような話で、予算が出来上がってくればなあという思いでおりました。しかし、どこに入ってるのか。トータルすれば、そういう意味では広い見地から言えば、市民の負担の軽減に役立つというようなことにもなるんでしょうけれども、全然わからない。それで私などは長寿祝金が、せめて要る人と要らない人と、いろいろ様々声があったので、例えば所得制限で、所得に応じて、また、必要・不必要という本人の判断で、もらう人・もらわない人が出てきても、せめて議員の51人分の浮いたこの財源で、高齢者の長寿祝金の継続に寄与できないだろうか、と、このような思いで実は選挙を乗り越えてきたような気がするんです、私は。それはそれとして、今、幼稚園の話ですから、政務調査費もこれから協議が行われて、間違いなく私は削減の方向になろうと思っております。予算は2,040万円あがっております。これが間違いなく減るんだろうと思っております。100万円減るのか200万円減るのか、減額となるのかわかりませんが、これをバスの受益者負担の保護者分に充てられないのかどうかをお伺いしたいし、お願いをしたい。そういう思いでおりますが、いかがですか。ちょっと前置きが、いつものとり長くなりましたが。

○ 財務部長

本会議でも言いましたけど、確かに在任特例が1年早くなりまして、2億600万円財源が1年前倒して浮いたのは事実でございます。そしてその分が、確かに今、言われるような思いは、ある程度私も理解できるんですけども、お金に色が付いているわけではございません。市政各般の予算の中に、その分は十分活かされるというふうにはですね。というのは、いろんな思いで今回行革で、いろんなところで経費を削減、また、いろんな団体にそういうお願いをして、無理を言って、平準化という言葉がいいかどうかは別にして、そういう形で。ですから、そういうのがある中で、この分をここに振り替えました、ということは、予算上はなかなかそ

れは。だから、そういう中で一部活かされているということはできますけれども、そういうふうに振り替えてやるということは、なかなか言えないというのが実態でございます。

○ 人見委員

言えなくていいですよ。言えなくていいから、まずやるべきは、この受益者負担の、ある意味では執行を停止するなり、何か手はずを、手順を行政的に名目が付くような形で、このバス料金については「求めない」という判断をやる中でやってくれればいいですよ。今、財源がなくてどうしようもないというから、じゃあ具体的には、議員がある意味では今回、指摘を受けながらも自分たちで考えて捻出ができたこの金額を充てることだって、いいのではないかと。「財源がないですから」と、ずっと言われてきたんですよ。だから今、答弁いただきたいのは、これについては凍結です、というような話が少なくとも帰ってくれば、あとはどの金を充てようが、ある意味ではいいですよ。いかがですか。

○ 財務部長

大変申し訳ございませんが、この件につきましては現行どおりでいかせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

○ 人見委員

私は今朝、予算の修正をやるのはどうしたらいいのか、と事務局に問いかけました。修正案を用意しなければいけないと言われました。全くもってそういう経験もなければ、手順もわかりません。どういう数字の組み合わせをやったらいいのか。それこそ誰か、事務的なそういう手伝いをしてくれる人がおったらな、という思いもいたしました。ある意味ではそれくらいの思いでやってるんですよ。言ってるじゃないですか。全部今回は教育費がこれほど廃止をされてる。押しなべて、青少年育成も含めてですよ、何とか考えてくれと言ってるんですよ。それが駄目だったら、議会として何ができるのか、と。そういう修正の手続きでもする以外にないのか、と。そこまで、じゃあ、ある意味ではさせるのか、と。お互いの思いで、そうした財源が少しでも見つかったということであれば、何か考えてみてもいいのではないかと、こういう思いは、皆さん、しませんか。だから、人のことよりは自分たちで、今、考える状況にあるから、今後出てくるから、可能性が高いから、それを与えるということだってあり得ていいじゃないか、と。バスについては今後、そういう意味では考えるという方向になったわけですから。それでも駄目ですか。

○ 副市長

幼稚園のバスの自己負担分について、いろいろご意見を承っておりますが、これはバスの運行につきましては、穎田・庄内につきましてはいろんな経緯があって今のバスが運行されておるといふふうに考えております。それから、あと残っております幸袋幼稚園につきましては、現在のところバスが走っていないということで、じゃあ平準化の中でそこら辺をどういうふうに考えていくのか、というのが1点あるかと思えます。その点につきましては、今後十分に協議させていただきたいというふうに思っておりますし、また、そのバスの利用料、受益者負担を取るのか取らないのか、行政サービスの中で丸めていくのか丸めていかないのかという論議も、今から深めていきたいというふうに思っております。今年度は基本的には、受益者負担は、他の関係もありまして、お願いしたい、と。それも、全額ということではありません。かかっている総額の一部を本年度はお願いしたいということで、この予算を上げさせてもらっております。先ほどから人見委員が言われますように、例えば議員報酬あたりが暫定の時に比べましてはっきりした数字が出てきておりますし、先ほど政務調査費のことも言われましたけど、いろんな団体、いろんなところのご協力を得ながら、この予算というものが成り立っております。それでもなおかつ、財源的にはまだ足りないというのが実情でございますので、皆さんのご協力で財源的に、財政状況が少しずつではございますけど、良い方向に向いているということはい間違いございません。それでもまだ完全に財源が固定したということではございませんので、

その点もご理解いただきたいというふうに思っております。この件につきましては、今後、関係各課集まりまして鋭意検討させていただきたいと思っておりますので、この予算につきましては、これでご理解をお願いしたいと思っております。

○ 人見委員

最後になりますが、予算は予算で、科目で、このとおりにいくが、今後の執行にあたっては協議の一考があると、こういうふうなことで理解をしておいていいですか。

○ 副市長

予算の執行で、ということではなくて、今後、この幼稚園の通園バスの受益者負担も含めまして、あるいは幸袋幼稚園へのバスの運行、そういうものも含めまして、今後協議をさせていただきたいということでございます。

○ 人見委員

今の答弁だと、私のお願いしている話の答にはならない、なってないということですか。

○ 副市長

質問者が言われます趣旨は、私のほうは十分受け止めております。ただ、結論的には、今からいろんな協議をしてまいりますので、この予算につきましては、これでご了解を頂きたいということでございます。

○ 人見委員

予算はいいけども、予算はいいんだけども、本年度からでも、そうした受益者負担のあり方については考えてみる、一考してみる、こういう意が含まれておるのか、と。私は、バスの関係については先ほど来言ってますように、これから先、協議をすればいいじゃないか、と。だから、その間だけでも受益者負担のあり方について、もう一度一考してほしいと、このようにお願いをしているわけです。お願いをしてるんですよ。それでも駄目だということであれば、もうこれ以上聞きませんが、もう一度答えてください。

○ 副市長

先ほどからご答弁申し上げておりますように、今後の検討課題というふうに受け止めておりますし、委員が言われています趣旨は十二分に理解をいたしております。ですから今後、できるだけ早い時期に何らかの結論は出していきたいというふうに考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を、午後5時15分といたします。

休憩 17:04

再開 17:15

委員会を再開いたします。

次に、保留分以外の質疑を許します。始めに質疑通告されております補助金について、後藤委員の質疑を許します。

○ 後藤委員

補助金について総括になりますので、総括の中でちょっとお聞きしたいと思います。

ここには支給基準はどうなっているかという内容になってますが、市民と議会はこの補助金についてのどの段階で分かるかお答えください。

○ 行財政改革推進室長

すいません、もう一度申し訳ございませんけれどもよろしくお願いたします。

○ 後藤委員

この補助金の支給額、これが市民と議会が分かるのはいつですか。

○ 財政課長

議会の方には予算書として提出させていただきました時点です。なお市民への周知といえますか分かる時点につきましては、翌年度の予算編成の中でどういうふうな見直しをするかとい

うことで担当課が見直しを、原案を出されまして、関係する部署に相談されるときもありませんし、そこそこの担当課の対応になってこうかと思えます。

○ 後藤委員

ではこの額が最終的に確定するのはいつですか。

○ 財政課長

予算の調整が終わりました、最終調整した時点で決定いたします。なお執行につきましては議会の議決をいただいた後ということになります。

○ 後藤委員

では今回、昨年合併して1年目ということで、今年は2年目なんですね。私たちは2月にリコールを受けて3月に選挙してきた関係上、予算が普通であれば2月の終わりから3月に予算が審議されるんですが、今年は6月に審議されています。これは間違いないですよ、この部分は。だから実際にこの部分で補助金の額が確定するのはいつかというのが、その策定額じゃなくでいたいおおよそ何月ということは言えるはずですけどいつですか、これ。

○ 財政課長

質問者が申されますように、19年度の予算につきましては、現在暫定予算で執行させていただいております。予算案の原案策定につきましてはこういう議会の解散ということが想定されておりませんでしたので、だいたい昨年の末ぐらいから予算の編成に着手いたしておりますので、その時点で大方な方向性は見出せとったろうと考えております。

○ 後藤委員

では、補助金の額が確定した部分、これ行革の方に聞きたいんですが、ほとんどこの部分は行革で補助金のカットもしくは増える分も増減表の中ですが、この額が確定したときにどういうふうに行革から担当課に対して指示を出されているのか教えてください。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革大綱、それから大綱に基づく実施計画につきましては、昨年の11月6日に策定をいたしております。この補助金の削減等につきましては、市民の皆さんに丁寧にご説明し、ご理解、ご協力をいただく必要があることから、その後に関きました庁議、それから所属長会議、それから各課ヒアリングなどを機会あるごとに事前に関係団体、それから地域をはじめ市民の皆さんには積極的に広報に努めるようお願いをいたしております。

○ 後藤委員

今回初めて行革をされて、これが徹底されてたと思われておりますか、どうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど答弁いたしましたように、いろんな機会あるごとにお願いはしてまいりましたが、本委員会でも各委員の方から説明不足というお話を聞いております。今後につきましてはそういうことがないようにしてまいりたいというふうに考えております。

○ 後藤委員

まずはここなんですね。市民とか、こういう補助金を受けている団体に説明不足なんです。各課が結局は説明に行っていないわけですよ。そこが不十分だから、行革という部分で市長の方針出された部分を遂行しようという各課が、そこの担当団体とか市民とかそこら辺に説明していないから結局誰が悪者になってますか、これで。誰が悪者になってます。トップの市長が悪者になってるわけですよ。市民からしてみれば。合併してよくなかったという声何回聞きましたか、今回の議会で。だからそれは誰が悪いかって、皆さんじゃないんですか。皆さんがそういう指示を行革から受けて、庁議で決まった中を何でしないんですか。何で各団体にしないんですか。各保護者に何でしないんですか。そこが抜けてるから今回みたいないろんな発言が出てくるんだと思うんですよ。だから今行革の担当が言われましたけど、今後の反省点として、そこら辺を踏まえて、この指導を誰がするのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。徹底できる

のかどうか。

○ 副市長

職員に対する指導ということでございます。そういうことで全体的なことは、私、最高責任者はもちろん市長でございますけど、実務的なことはある程度私の方で処理させてもらってる場所もございますので、今委員がご指摘の点につきましては私の方からも指導していきたいというふうに考えております。

○ 後藤委員

最後に要望ですが、やはりトップの声を聞いて、やはり逃げたらだめなんですよ、市民から。だから反発が出てくるわけなんです。だからやはり丁寧にこういう補助金を今までもらってた部分をカットするときはやはり丁寧に説明すれば、理解いただければ何も不満が出てこないわけですよ。これが今回行革を初めてやられる年なんで、これからまだ先があります。これがないように注意していただきたいと要望して終わります。

○ 安藤委員

委員長、関連でお願いします。

○ 委員長

はい、安藤委員。

○ 安藤委員

補助金につきましてですけれども、補助金をいただく側と、それを決められる側というのが、思いが全然違うレベルにあるんじゃないかなというのが、今回もずいぶん質問の中でも補助金については出てまいりましたけれども、本当にそうだと思います。ていうのが、私たちから見れば10%カットというのが当たり前のような言い方で、本当に一つひとつをキチッと精査していただいたのかなというのが本当の思いでございます。私も商工会に関わっておりまして、その中で産業まつりというのを颯田の方でやっております、その中でいいますと旧颯田の時代にも10%の補助金カット、今回も10%カットということで地域にとっては、颯田ってほかに祭りがないわけですし、昨年市長にも来ていただきましたけれども、その中でいえば地域にとっては唯一の祭りだというふうな想いを感じ取ればなかなかそういう部分では10%カットというのは大きな金額になるわけですから、そういう想いを一つひとつに多分補助金の中ではあると思われまして、そこら辺を本当にもう一度しっかりと再考していただいて精査することというのがやっぱり求められてるというふうに思います。

それとこれ市長に聞きたいんですけど、市長がやっぱりいろんなところに出て行かれて、飯塚のいいところってどこですかと、飯塚の特色は何ですかと言われたときに市長は何と答えられますでしょうか。

○ 市長

それは経済的なものか、環境的なものか、行政の中身、トータル、飯塚トータルでいいんですかね。

それこそ川筋の男でございます、やはり福岡に比べれば緑豊かな地域であるし、また私は自分が住んで山の向こうの方の声なんかは昔から聞いて、一山越えた向こう側にはなかなか人が住みづらいとか、よく飯塚に、筑豊に転勤になって大変だろうというような話聞きますけど、自分が今までの60年近い人生を歩んでそれを感じたことはないわけでございます、そういうことを思うときにやはり我がふるさとはずばらしいふるさとだと思ふ。それを今後も私はよそにも、前からも言ってますように、石炭のどうのこうのと、私もJCにいたときですからもう25年くらい前ですけども、もう石炭六法は要らないと、国から補助を受けてやるんじゃないかと、自分の力で生きて行こうじゃないかというようなことを大きな声を出してやったことがあります。それだけやはりその時代からそういう意識を持った人たちも相当おられたわけで、それを考えたときにこの地域にはやはり自分で生きていく力がある。それをみんなが共有すれ

ば私はすばらしい町になると思うし、これだけ緑豊かな地域ですから、福岡からも来てもらいたいし、またそのためにもこの地域のレベルが上がる、教育のレベルが上がる、福祉のレベルが上がる、また先ほど言ったような工場の誘致もして、定住人口が増える、そういう絵が私は必ずこの地域には描けると思うわけで、これはよその地域をいうのは非常に失礼なんですけれども、大牟田は非常に厳しい、やっとな三井が、三井鉱山か、自分の私有地を提供してというか、提供というよりも行政と一緒に買って売買して地域を開発したいというようなことが出ましたけれども、そこまでもやっぱり非常に厳しい地域ではあると私は思うんです。その中に比べて私のところはまだまだいろんな絵が描けて、みんなと一緒にやっていけば乗り越えると思っておるわけでございまして、夢の描ける地域だと先ほども言いましたけれども、私はそういうつもりでおりますので、人が住みやすい町が私はできるとして今から皆さんの力を借りながらやっ行ってきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○ 安藤委員

そうですね、夢のある町というのは本当に一般住民がみんな思ってるまちづくりだと思います。今回この予算書を見せていただいたときに、やっぱり夢の部分が本当に見えてこない。多分行財政改革という部分でやっぱり財政を立て直していかなければいけないというのがやっぱり前面に出てきて、当然それはよく分かります。ただやっぱり夢の部分というのが必ず必要じゃないかなというふうに思うんですよ、まちづくりの中では。市長がおっしゃるには教育も必要でしょう、福祉も必要でしょう、雇用も必要でしょう、当然必要なことは十分わかっています。ただ、じゃあ飯塚は何を一番にアピールしていくのかといえば、私は教育を本当に前面に出して、ここに来てください、これから先定住人口の部分もありますけれども、そういう部分では教育の充実した町というのはひとつ大きなアピールするポイントだと思われまして、ぜひとも何かやっぱり齊藤市長の色をもっと出されていいんじゃないのかなというふうに思いますんで、ぜひともそういう部分では今回の予算に関してはなかなかその色というのが見えてこないなというふうに私自身思ってますんで、何が優先順位かというのはもちろんあるでしょうけれども、そのあたりやっぱり想いというのをここで伝えていかないと、じゃあこの財政を立て直ったときにまたやっ行っていきましょうということではなかなか続いていきませんので、必ず何をやるべきかということをしつかりやっ行っていただきたいというふうに思います。要望でございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:30

再開 17:30

(委員長交替)

○ 副委員長

委員会を再開いたします。

次に、江口委員に質疑を許します。

○ 江口委員

滞納整理についてお聞きいたします。

いろんな部分で滞納があるんだと思っております。その全般にわたる整理の方法、何らかの統一した基準というか、調整等がとられているかどうかお聞かせください。

○ 財務部長

滞納につきましては、それぞれその収納率の向上につきまして各部署で努力をしております。ただ、ご存じのように旧1市4町での取り組み方にはやはりそこそこ方法あるいはその差があったというのもまた事実でございます。18年度につきましては、その統一化、できるだけ同じような方法で行こうというふうに取り組んでまいっております。また市の中の滞納整理

につきましては、市税あるいは住宅の使用料等につきましては、法的な手段まで訴えて、ある程度キチンとした部署もございますし、まだまだそこまで至ってない部署もございます。督促とか催告、あるいは夜間徴収など実施しておりますけども、今後は悪質滞納、いろんな滞納事務に関しましては法的手段も取れるように各部署で、同じ行政がやるわけでございますので、同じような統一的なスタンスで積極的に市全体として取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○ 江口委員

今お話しになられたように、本当にキチンとされている部署はいくつもあるのは存じております。税、住宅等、また歳入とはちょっと違いますけど歳出の段階で生活保護に関しては厳しくやってるよというお話も先日の委員会でありました。ぜひそれを徹底していただきたいわけです。そうしないと本当に、それぞれの箇所があまりにも違うと、何であそこがあんなに低いのと、私たちがこんなに苦労しているのにという形にもなりかねません。またそれを市民の方が思うこともやはりあります。あそこはゆるかったのに何でここはこんなに厳しいのというお話がございます。ぜひその点について統一という部分、昨年度からやられているということで、それをぜひ進めていただきたい、また併せて法的手段をキチンととるかどうかわからないか、そういった部分の検討を進めていただきたいと思っております。まだまだ厚生文教委員会の中で給食について、特別会計についてお聞きしました。またほかのところでも法的手段についてはまだやっていないというところがあるのだと思っております。ぜひそういった部分についてキチンと対処していただいて、ある意味生活に困窮している方々については減免なり何なりという措置がありますですね。ただし逃げ得は許さない。キチンとその方々からいただくことのできるサービスがありますので、それをキチンとやる、そのことをぜひ強く要望したいと思えます。19年度、まだまだありますので、ぜひその点ががんばってやっていただきたいと要望して、この質問終わります。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:35

再開 17:35

○ 委員長

委員会を再開いたします。

委託料の内訳金額が記載されていないことの理由について、原田委員の質疑を許します。

○ 原田委員

各款にわたりまして、この委託料が内訳金額が記載されておられません。昨年度の予算特別委員会におきましても同様の質問をいたしましたわけですが、やはり予算というのは、この予算の明細を、金額を出ることによって、その結果決算がどうなったのか。そしてその予算決算を踏まえた上で次年度の予算がどういうふうに計上されたのかというのがこの数字を記載することで分かってくるわけですね。このままで行きますとこの委託料、空白でございます。どの款にわたっても空白。どの金額がどの割合であるのかも分からない。これで議会としてどう精査をして、どういうふうな判断をするのか、これから全く読めないのであります。これは私も合併前の旧町がどうだったというのはあまり言うのは好きじゃありませんけど、既にもう合併しておりますからとやかく言うことではございませんけど、これだけは言わせていただきたいと思うんですよ。旧町では全ての明細に金額が記載されておりました。そのことによって予算、決算、そして次年度の予算編成がどういう流れできたということが読めるわけであり、そこで審査することができたわけであります。これ、市長も民間企業出身でございますから、多分我々が、この議会が株主だったとします。株主報告で、株式総会で決算報告やるわけですね。例えば予算をお願いしたいと、民間企業ではこれ考えられないですね。数字も何も載って

いない。さあこれでどう比較するんだということなんですよ。まずこの理由をもう一度お尋ねをいたしたいと思います。

○ 財政課長

昨年の、質問者も申されますように本委員会で同様の質問がございました。それと同じようなお答えになるということになります。旧4町は委託料につきましては表示されておりました。旧飯塚については表示いたしておりませんでした。合併に際しまして、様式をどう統一するかということで協議いたしました。旧飯塚は何で表示してなかったということですが、この表示していなかった理由につきましては入札や交渉の段階で予定価格が類推される恐れがあるということで委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償・補てん・賠償金、この4節につきましては節の金額だけの表示にさせていただいております。で、事業の細節名については表示をさせていただいておりますが、細節ごとの金額については非表示ということでさせていただいております。

○ 原田委員

だいたい同じような答弁だったと思います。いわゆる入札というのが一番大きな要因ではないかと思うわけですね。逆にお尋ねいたしますが、この委託料を記載するのに、クリアするためには、逆に記載を妨げないようにクリアするためには、どういったことをすればこれが全部できますか。簡略にお示しをいただきたい。

○ 財務部長

この点に関しましては、確かに昨年も質問者から全く同じ質問で、私の方はそのときは少し前向きに検討しようというような回答を差し上げておったかと思っております。

これをクリアするためには、確かに入札上の、所管課の方とも協議をいたしております。それともう1点、まだかということになろうかと思っておりますが、この件に関しましてはその後正直申し上げている筑豊7市とか県下の各、財政の主管課長会議の中でもうちの方からよそはどうなっているかというのは資料等も見ております。実際問題といたしましては例えば入札に際しての例えば予定委託料についても予定価格の導入とかそういう問題もそれぞれの所管課の方との調整、それから最近説明欄の表示につきましてはある程度各自治体に任せられておまして、自治法上の施行令とか施行規則についてはそこまでは法的にはしなくていいよと。基本的にはなっておるんですけども、今の流れは質問者おっしゃる通りにやはり行政の説明責任ということでだんだん県下の市でも改めて私が気づかされたんですが、このほとんどのところが逆に説明を記入していないところの市の方が本当2、3市ということで、ちょっと若干私も正直言ってびっくり、最近になってしまいました。先ほど4つの節については記入していないというふうに飯塚、今現在やっておりますが、これ以外、委託料以外にもかなり行政の説明責任ということでもうオープンに、かなり金額ほとんど表示しております。そういうことを含めまして、またかと言われるかも分かりませんが、今しばらく、次年度に向けてその辺をやはりそういう時代なのではないかということもございまして。若干それぞれの関係課との調整も残っておりますので、次年度に向けて今度こそはこれやっぱり約束を果たさないかんかなというふうに思っておりますので、その辺のところでご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○ 原田委員

前年度前向きにということで今度はさらに前向きと受け止めていいわけですね。

何で私がこういうこと申し上げるかといいますと、今後やっぱり指定管理者制度の方に移行していくんだと思うんですよ。そうしますと管理委託料という項目が出てくるかと思っております。例えば直営でやって仮に1千万円であったと。委託管理にしたところで800万円のできるようになりましたと。いわゆる行財政改革が200万円の効果が出たと。しかしながら最初はそういう説明があってもできるかもしれませんが、途中で契約更改がある程度続いていったときにふと気がついてみると既に直営でするよりも値上げになってたと。仮に値上げになっててもこ

の中では全くそれが読めないわけであります。だからそういった危険性というのはあるのではなからうかと思うわけですね。やはりこれを精査するのが私ども議員で、チェック機能でございましてやっぱりこれしなきゃいけない。そのためにはその資料というのがこの中ではどう検討してもその流れっていうのが分からない。今二重に前向きに検討するという非常にうれしい回答をいただいたと私は理解をいたしました。ぜひ次年度に向けまして、また決算も同様でございまして、やはりこの流れが読めるような予算決算でやっていただきたいと強い期待と要望を出しまして、質問を終わります。

○ 委員長

次に目尾地域振興基本計画（污水幹線）について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

146ページ、中ほどに5億2千万円、下水道事業会計補助金があります。合併前の旧飯塚市において、2006年1月にまとめられた目尾地域振興基本計画の見直しによる予算措置が含まれると思いますが、見直し関連の予算はいくらかお尋ねいたします。

○ 総合政策課長

委員申されましたように、平成18年1月に目尾地域振興基本計画の見直しが行われております。その中で下水道整備計画につきましては東部地域の生活環境改善を図るために5カ年計画での下水道整備ということで取り組んでおるところでございます。

○ 企画調整部長

平成18年1月にこの目尾地域振興基本計画の見直しを行っております。この見直しの中で、まず本年度、平成19年度に取りかかる事業としまして、市民プールに併設しますところの多目的施設、これの基本計画および実施計画の予算を計上させていただいております。それと併せまして、東部地域の開発としまして平成18年度から5カ年事業で下水道整備事業を推進するというので毎年1億円ずつを一般会計から下水道企業会計の方へ繰り出すということでの事業計画を行っております。しかしながらこの下水道整備事業についてどれだけ一般会計から平成19年度に繰り出しが行われているのかということにつきましては、ちょっと私の方、掌握しておりませんので、そこら辺りはようございましょうか。そういうことで。

○ 財務部長

今、企画調整部長の方から、当時私が担当しておりましたので、上下水と、5億、毎年1億というのはこの一般会計から1億円の範囲内で5年以内にあそこを整備していただきたいと。地元処理場があって地元が全然使えないという不満がございましたので、とにかくそれをまず片付けようということで地元の要望を受けて上下水と交渉いたしまして、最高、一般会計からせいぜい持っていけるのは1億円ですと。だからその範囲内で、例えば5カ年でやるにはおおかたどれくらいいるんですかというあらかたの机上の話の中で、上下水にお伺いしますとだいたい一般会計からそれについては1億円ぐらい負担してもらったら、おおかた5カ年でできるのではないかというお話がございました。であれば、1億円程度であれば、1億程度という言い方悪いですが、もともと地元の大きな約束したことございますので、じゃあそれは一般会計の方でその分は負担いたしましよという風にいたしました。が、実際問題の、今度は繰出金の中の計算になってきますと、今回の繰出す金額の中に、この1億円だけあって別個にあって、それだけが通常の繰出基準とか雨水とかいう形での負担という、基づいたプラス1億円をいつもつけてやってるわけではございません。結局上下水は大きな認可区域の毎年度の補助事業の枠というのがございますから、その枠の中で泳いで、それに繰出金をやって、そして結果的に目尾振興計画を5カ年で進めていってもらっておりますので、それに対する全体の工事費の中の一般会計の負担金という形でやっておりますので、明確にそれが何ぼだということとはなかなか繰出金の中では正直申し上げて出しにくいというのが実態でございまして、その辺はご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○ 川上委員

今の答弁は、この見直し関連の予算については特別委員会には明らかにできないという意味ですか。それとも自分たちでも分からないという意味ですか。どちらですか。

○ 財務部長

全体の繰出基準の中で出しておりますので、1億円を別個に分けて出しているということではないということでございます。そういう意味でございます。全体の繰出基準に基づいて何ぼ、何ぼというその数字はお互いに上下水と詰めて、今年はこれだけの繰出基準のこの金額になるなという最終的な詰めを行っておりますが、東部地域といいますか、目尾の5カ年で前倒した中の一般財源についてどれだけだという区分けはなかなか難しいということ言ってるわけです。全体の計画、上下水の中に一般会計の負担するものの中に、それは当然目尾のお願いしておる分も、全体のこういう枠の中に入っておりますので、その中で負担をしている。ですから中継ポンプ回りについてはもともと向こうの計画ですので、そういうものの建設についてはうちの方の負担はないということです。あくまでも面整備の分だけの負担ということでございます。

○ 川上委員

自分が他会計に繰り出す、補助金を出す補助金の中の内訳が分からないという財務部長の答弁であります。昨年度は5億6千万円の補助金ですか。この中にはやはり今と同じように1億円をめぐにしておられるけれども、その中に見直し関連予算がいくら入っておるのか分からないということになりますか。

○ 財務部長

最終的に工事を完全に分けてしまっただけで、すれば理屈上は出てくると思います。ただ毎年繰出金を上下水と詰めてやる場合には全体の中の一般会計の負担の分と、向こうの起債の返還、いろんなものがその中絡んでおりますので、そういうものを精査した中でやっております。ただどうしても、どうしてもという言い方、語弊がありますけれども、じゃあそこまでつかんでないのかというご指摘もございまして、最終的に上下水と詰めればそこまでうちの方も要求しておりません。要するに1億円以内ということですからあくまでもつかみ金で1億円をやっていないということだけはご理解していただきたいというふうに言ってるわけです。

○ 川上委員

非常に分かりにくいですね。どうしても分かってしまうと平成17年度決算、で補助金がいくら要ったかということで差し引き計算すればおおかたのところは出てきますね。つまりあなた方が17年までに渡していた補助金は雨水関係の分じゃないんですか。それは負担金の方で行くのか。そしたら17年以前は補助金はなかったんですか。だからあれなんですよ。雨水対策費用はあったわけですよ。それとの差が出ればだいたい見直し関連部分の予算が分かるという仕組みになりますかね。なんかあります。

○ 財務部長

もちろん浸水対策のときに上下水の方でいろんな上下水の補助金を使って整備したのもございます。ですから起債の償還が始まるとか、もちろん据え置き期間がございましてそれが始まった・・・、宙から宙で申し訳ございませんが例えば15年に水害起こっておれば16年度に例えば工事をすればそのときは逆に向こうの事業をしてもらってますから、一旦増えるとか、そういう出入りがありますので単純な差し引きではなかなか難しいということだけはご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

そうしたら平成18年度、平成19年度、2年にわたってね、1億円をめぐにしながら見直し関連予算を措置したけれども、その正確な額は財務部長は把握できておらんということを確認しますね。

それで下水道事業会計の補助金、これはどういう場合に認められますか。

○ 財政課長

下水道会計の補助金についてはどういうときに認められるかということでございますが、下水道事業につきましては、市がするかしないかということで、基本的にそれが基本になってこうかと思えます。先ほど部長が申しましたように、事業を実施した場合、雨水と汚水があります。雨水の分については一般会計でみるという基準になっております。汚水の分につきましても一部一般会計でみなければならないというような部分もございますので、総務省の方から繰出基準という一定の基準が示されております。それが補助金の額については一応のそれがベースになっております。あと、先ほど部長が申しましたように上下水道の方と協議をいたしまして、その年の純利益と申しますか、その辺との額の調整をいたしまして各年度の予算措置にさせていただきます。

○ 川上委員

今の答弁では雨水対策の方には出せると。汚水の場合には出せないと。同時に企業会計の状況によっては、経営助けるために繰り出すことがあり得るといような理解でいいですか。

○ 財政課長

汚水の分につきましても、繰出基準の中で見ていいというような額も示されております。ちょっと詳細にはここ準備しておりませんが、その基準で出しました金額が19年度であれば、5億7千万円ほどになります。それで純利益が5千万円ほど発生するというので、5億2千万円ということで本年度の額とさせていただきます。

○ 川上委員

目尾東部地域に下水道を布設するという事業ですが、今回の場合は公営企業法上、どのように整理されますか。

○ 財務部長

ちょっともう少し正確に、公営企業法・・・(発言するものあり)

○ 委員長

川上委員、もう一度詳しく質疑していただけますか。

○ 川上委員

今回の場合は一般財源5億円を投入するわけですね。これは公営企業法上どういうふうに整理されるのかと聞いておるんです。(発言するものあり)

○ 財務部長

それは当然、脱法行為はしておりませんし、あくまでも上下水の年間の大きな国からいただく補助枠の中といいますか、整備していただく事業の枠の中でその部分を、ですから逆に言ったら申し訳ないんですが目尾をするためにほかの地域が若干、大きな目で見れば少し遅れると。全体の中からいけば目尾の方に少し集中的に全体の予算額がまわっているということは言えると思います。ただ、結果として上下水と話す、私もそれは十分承知しておりますが、1億円の枠でお願いしますといったけど実質は1億円出しておりません、多分。ですからあまり大きな声では住民に対しては言いにくいところもございます。精査するとですよ。多分1億円までは負担していないだろうというふうに思っております。

○ 川上委員

上下水道もそのように言っていました。

要するに、これは不透明なんだというのが、いみじくも財務部長の口から出たわけですね。私は別の形で上下水からも聞いております。まあそういうやり方が行われておることなんです、それにしても下水道整備、それからこの地域整備する上でどうしても必要な目尾汚水中継ポンプ場整備、それぞれどういう状況に今なってますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 18:00

再開 18:00

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

この目尾振興計画の見直しの中では、まず勝負谷、第2勝負谷、目尾中央、浜生、吉北各地区の面整備を行うということでございまして、平成18年度からこの面整備事業にかかっております。だいたい本年度が約20ヘクタール弱の面整備を行うということでございます。しかしながら今ご指摘の中継ポンプ場の進捗状況につきましては、私内容掌握いたしておりませんので、そういうことでよろしく願いいたします。

○ 川上委員

まあ所管のことがあったとしても、あなたが知らないと言うのであれば、でたらめだと思いますよ。目尾地域の人が聞いたら何て答えるんですか、あなたは。あなたが担当部長でこれ作ったんでしょ。違いましたかね。だからあなたはこれに直接、市長が責任負うんだけど、この中ではあなたが最高責任者ですよ、この実務的な。あなたが分からないというのは住民の方に対する無責任さの表れですよ。

それでね、分からないって言うんだったらいいですよ。私が教えましょう。目尾中継ポンプ場は土木工事が6月30日に完工してますよ。そして今から建屋に入るんですね。

それでね、目尾汚水中継ポンプ場は工事過程で古洞に当たり水が出るなど難工事のためか工期を3カ月延長し、急ピッチで工事を進めたわけです。それでお尋ねします。目尾地域の下水道の供用はいつから始まりますか。

○ 企画調整部長

ここの先ほど言いました地区の中で、勝負谷、第2勝負谷、目尾中央、浜生、吉北、この5地区がございまして。この中で吉北地区につきましては、この中継ポンプ場を使わなくて、吉北の方にポンプ場がございまして、吉北地区だけにつきましては、早いところで平成19年度から供用開始ということになってまいります。しかしながら中継ポンプ場につきましてはの地区でございまして勝負谷、第2勝負谷、目尾中央、それから浜生につきましては中継ポンプ場が完成しないと供用開始にはならないというふうに私の方は理解しております。

○ 川上委員

今の答弁はいつから供用できるか分からないという答弁ですね、吉北を除けば。

○ 建設部長

私の方からご答弁させていただきます。

今委員が言われておりましたように、中継ポンプ場が少し遅れてるようでございますので。当初は19年から供用開始していきたいという計画でございましたけど、今20年にずれ込むようでございます。

○ 川上委員

この質問を終わります。

○ 委員長

続きまして、鯉田工業団地造成について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

鯉田工業団地造成についてです。

63ページの中ほどに、説明の欄に454万3千円。工業用地造成事業特別会計繰出金があります。

6月28日の私の一般質問に対して、市長は、鯉田工業団地用地取得について、三菱マテリアルとは直接交渉したことはなかったとの答弁があった。市長就任以来この件で三菱マテリア

ルの筑豊事務所の責任者とは一度も会ったことがないのかお尋ねします。

○ 市長

この件ですね。この件ではありません。

○ 川上委員

委員会要求資料集のその1の14ページ、15ページ、16ページに鯉田工業団地関連の経緯についての資料を提出していただいています。このうち16ページに第9回協議が昨年11月16日、飯塚市役所で行われたことになっているんですね。この記録見ますとこれには市長を先頭に当時助役、企画調整部長、総務部長、財務部長、経済部長、都市整備部長、建設部長、上下水道部長、10人が出席しているわけです。で、土地価格について内部協議。三菱マテリアル提示の土地価格について協議、了承となるということですね。行財政改革のまとめが出て10日くらいですかね。そういう時期です。

見られたとおり、協議相手を書く欄と思われるところが空欄になってるわけです。それで、どうしてここは空欄になっているかだけまず聞かせてください。

○ 企画調整部長

今資料の14ページからちょっとお願いします。(発言するものあり)それでちょっと前後がありますので。前後の説明をさせていただきます。

まず14ページは結構でございます。15ページの第8回協議、この中、これが平成18年11月1日でございます。このときに三菱マテリアルの方からこの鯉田工業団地の価格を提示した金額、譲渡価格が1500万円、それに伴います鉱害賠償金が1500万円ですよという価格の、売買価格提示がございました。それを受けまして、第9回の協議、11月16日でございます。この協議を受けまして、市長、副市長、それからここに書いています関係部長でみんな協議した中でこの三菱が示しました価格の提示について協議して了承したという経緯でございます。内部での協議でございます。上の方はこれ内部での協議して合意したという形でございます。

○ 川上委員

これは内部協議ということで相手なしという、そういう答弁ですね。それで、市長は鯉田工業団地の総事業費見込みが約21億円に上ることを明らかにされましたね。財務部長は先ほどの私の質問に対してですよ、事業費が膨れ上がらないように努力した経過をる説明された。このことによって、当初の見込み額がこの21億円よりももっと大きかったことを認められたことになると思います。そうではありませんか。

○ 財務部長

これは本会議での私の答弁だと思うんですが、そのときに要するに今回、25ヘクタールを造成して欲しい15ヘクタールの有効面積を確保したいということを言いました。それは大きな県とのやり取りというか、ギロと我々は言うておりましたけど、大きな非常に土質の悪いところが2カ所あると。当初これをうまく、現在の土木技術であれば当然克服できるけれども、非常に土地改良に多額の費用を要する。これは実際に内部で積算した金額では何でもございませぬ。結局これを県の方と当初、県の方から話があつていろいろ県とのやり取りの中で、断念された結論というのが正直これとこれというのは伺っておりませんが、いろいろ話していく中で、欲しいその2カ所をどれほど費用かかるんですかねというお話の中で、欲しい2カ所やるとあそこだけで10億くらいかかりますよというような、これは正式に見積金額とか書類でもらったわけじゃなくて、そういう会話の中でいただいた10億というのは数字でございます。ですからじゃあ2つの土質の悪いところに10億もかけてはととてもやれん。じゃあそれを外して、いかほどの有効面積が取れるのか。悪い土地をどういうふう土地利用でやればいいのかというやった結果が、15ヘクタールということじゃあそれで行こうということでその市の方ある程度絵を書きましてやった結果が21億円だということでございますから、単純に

当初から何ぼ何ぼだという弾き方はいたしておりません、正直言います。ですからその10億という金額も正式に弾いた金額ではございませんので、県との会話の中でおそらく10億円くらいかかるのではないだろうかというのが県との話の中でございますので、その辺はひとつご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○ 川上委員

思い出してもらいたいんですが、私その設問する前に、本会議で、オートレース駐車場の3ヘクタール、これを2億円で買うというようなことも検討したのではないかというのを言ったでしょ。それについて答弁されたんですよ。だから当然、もともと私の質問は事業費が膨れ上がらないようにどういう努力をしたかという設問だったわけですから、それにそういうことで答えられたわけだから当然絞りましたということですから、もともと当初の見込み額がもっと大きかったというように私は理解したんですよ。そうではないんですか。

○ 財務部長

それと私が1点本会議で答弁、1つ足らなかった点が、確かにレース場の空いてる駐車場をこの中に組み込んでできるだけ広い有効面積を活用したいという全体の方向性はありました、正直言って。ただその中で質問者が言われるようにレース場の方に2億円払ってとかいうそういう価格というのは一度も話したことございませんし、試算したことございません。ですからその2億円という数字がどこから出たのか、正直言って、全く分かりません。ただできるだけ大きな工業団地を作るなら広い方がいいということがございましたけれども、本会議で答弁いたしましたように、我々の頭の中でその当時は25ヘクタールを超すと環境アセスの問題があるということに引っかかりまして、もう仮に第1の25ヘクタールの中で工場誘致がある程度めどが立てばすぐにでもレース場の駐車場の方の第2次的なことだって可能だからということで、レース場の方はすぐ、基本的には当初そういう考え方もありましたけど、すぐその案は外して、また金額とかいうことについては一切その辺については考えておりません。ですからその2億円という金額どこから出たか私にはちょっと正直言って驚いております。

○ 川上委員

いずれにしてもこの事業によって、最初巨額の借金を抱えることには間違いはないわけです。こういう重大な事業を進めるという42ヘクタールもの土地売買に、三菱マテリアル筑豊事務所の責任者、トップが飯塚市長と会わないということは私としては非常な違和感を覚えるわけです。三菱マテリアルの筑豊事務所の責任者は市長と会いたいというふうに言わなかったんですか。

○ 企画調整部長

はい、この価格面での交渉、事務的な交渉は全て私が行っております。三菱の方から価格の提示がありましたので、内部協議の結果、これについて合意したということでございまして、市長はこの三菱マテリアルの責任者とは、一度もこの件に関してはお会いになっておりません。

○ 川上委員

私は企画調整部長の仕事だと思うんですよ。あなたは過去筑豊労災病院の問題についても、本来なら齊藤市長が労働省の然るべき幹部、そういう方とお会いしてね、キチンと話をする場を作るべき役割を果たす、そういうポジションだったと思うんです。あなたが市長を紹介して連れて行ったのは、厚生労働省の課長補佐だ。今回についてもあなたはマテリアルの、この地域における責任者と市長を会えるようにする責任があったんじゃないんですか。三菱マテリアルと本市の関係では合併前の駆け込みで、90カ所近い土地交換を1980年代の初頭以来、ほぼ四半世紀ぶりに行ったばかりです。新しい飯塚市になって就任された市長としては、大事業を前に三菱マテリアル筑豊事務所といわばトップ同士で一度ね、会っておこうと思われませんでしたか。

○ 市長

三菱マテリアルの今回の土地の件というよりも、それこそ先ほども話しましたが、私が青年会議所の理事長のときに三菱の跡地をこの地域、それこそ30年くらい前のことです。誰やったかな、所長、アサヤマさんという方がおられて、その方と一緒にホルモン鍋を食べながらこの町をどうか三菱は考える、いろいろ変えていくようなことはやらないのですかというように形で、私が理事長のときに話したことがあります。それでホルモン鍋を食べたような記憶があります。その後アサヤマさんが亡くなられて、今度の新しい、新しいというかその前からおられたんでしょうけれども、私もそれこそ何十年かぶりに三菱の方の皆さんと一緒にホルモン鍋でも食べたいなという形でホルモン会というのを1回やりました。そのときには跡地をどうのこうのとかいう話じゃなくて、昔のアサヤマさんの時代のことやら、三菱という会社は自分の命よりも大切な会社であるというような標語が書いてあるから、とんでもない社員がおるんですねというようなことを話したことがありますというような、そういう昔話をして終わったというので、そのときの顔合わせの段階ではお会いさせていただいたと思いますけれども、この跡地の件に関しては実際一言もというか、そのころ私はその頭さえそのことがありませんでしたから、話してはおりません。

○ 川上委員

市長としてはこの件については企画調整部長に任せておけば大丈夫と思われたわけですね。

工業団地については、例えば北九州と苅田の臨空産業団地の約30ヘクタール、苅田町の約14ヘクタール、小竹町の25ヘクタール、さらに近く造成が終了する宮田、19ヘクタール、これに田川12ヘクタール、直方11ヘクタール、造成が続いているわけです。これに鯉田工業団地15ヘクタールを加えると、今言っただけでも、近隣の分譲可能地は約126ヘクタールとなるわけです。この126ヘクタールあるわけです。普通、大中小あるでしょうけど、自動車関連企業、126ヘクタールあればどれくらい誘致できると思いますか。企画調整部長にお尋ねします。

○ 経済部長

進出してくる企業によって違いますけど、ちょっと大きな企業でありますと、5万坪くらいいっておりますので、16ヘクタールくらいですか、ですので、相当な数の企業が出てこれると考えております。

○ 川上委員

もう見当がつかないほどのキャパシティがあるんですね。

それで毎日新聞6月26日付は、鯉田に工業団地を計画という飯塚市の記事載せて、県内造成ラッシュと中見出し立てて、今後の誘致競争は激しさを増しそうだと書いてますね。一方、別の報道では、北部九州への進出の可能性のあるのは、現在十数社という報道もあります、現在ね。あなた方が言うように地域間競争、またあるいは誘致競争に勝ち残ろうとするなら、大変な努力が必要だと。例えば特別の企業優遇制度、宮崎県の東国原知事は1企業あたり50億円の助成をすると。私の在任期間に100社は誘致するって言うんですね。これも報道です。そういう特別の優遇制度など更なる税金投入が必要になるかもしれない、本市も。そういう非常なリスクの状況の下での土地取得交渉なのに、市長が自ら三菱マテリアルの責任者に会わなかったのはなぜか、これをお聞きしたいわけです。

○ 企画調整部長

市長が三菱の責任者と会わなかったというのは、先ほど私ご答弁申し上げました。しかしこの鯉田のボタ山の跡地、これを工業団地にすることによりまして本市の浮揚発展を図り、さらには定住人口の増加、雇用の創出ということから鑑みまして、この事業については極めて重要な事業であるというふうに認識をいたしております。さらには今自動車産業が活発化している中で、この自動車関連企業をぜひともこの飯塚の地に誘致しまして、そして10年後、20年後の明るい飯塚市を築いていきたいというふうに考えております。

○ 委員長

部長、なぜかという質問なんですが。

○ 企画調整部長

それにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、この土地の売買につきましては、私の方が市長の命を受けまして交渉に当たってきております。そしてこの交渉結果については、市長、副市長にお話し申し上げた中で、これで合意したということでございます。

○ 川上委員

今の質疑のやり取りからいうと、あなたが齊藤市長にマテリアルのトップと会うのを妨げたというように聞こえますよ。私は市長に聞いたんだから、あなた、私が市長に対して質問しているのを答弁妨げているでしょ、さっきから。市長の指示があつて今あなたが答弁したわけじゃないでしょ。私は市長しか答えられないこと聞いているじゃないですか。土地取得交渉なのに、こういう重大なね、局面ですよ。21億の事業するんですよ。それに関わるときに三菱マテリアルのトップとなぜ会わなかったのかというふうに市長に聞いたじゃないですか。

○ 市長

事業としては21億ですけれども、あ那时的話では売買に関しては1500万円という数字で、副市長の方からもこの件に関しまして、「ゴー」していいのでしょうかということだったんで、私が心配するのは使える土地、使えない土地ございまして、それがクリアできていればいいという話を副市長の方にして、それはしっかり押さえた中で進めていきますということだったので、私は「ゴー」をした記憶がございます。

○ 川上委員

そうすると、市長は1500万円の話ししか承知しておらんという答弁です。21億円をいつか了承するわけでしょうけれども、その上に巨額の税金を、借金を積み上げてね、自動車関連の誘致できる工業団地を作るといふ巨大プロジェクトだという認識はあつたでしょ。それなのにあなたは相手方に会わなかった。

私は、これは少し異常だと思うんですよ。普通トップセールスだとか言っている飯塚の市長がね、最大の取引ですよ。大規模事業から言えばね。そのときにあなた登場しないんだから。おかしいと思いますよ、私は。

○ 川上委員

土地の売買であつてね、三菱がそこを開発していて21億で買って工業団地をそこに持ってきてくれるという話なら私は行きますけど、私はこれからほかのところにトップセールスで行かないかんわけですから、三菱がやってくれるならしっかり三菱のところに行ってお願ひしますよということで行きますけれども、私はほかにあたらなければいけないということで、副市長からも言われました。しっかり売ってきてくださいよということでそれこそ副市長から逆に命を受けておりますので、そこら辺に関してはがんばってやりたいと思っています。

○ 川上委員

まあ、あなた方の関係がよくわかりました。

それでね、いずれにしても市長はこの大変なリスクを負う大型プロジェクトをスタートさせようとする覚悟はできておらんというふうに、私は見受けました。

それで同じく委員会要求資料その1の17ページと19ページに事業に関する資料がありますね。17ページは鯉田工業団地造成事業概要ということで、年度別に事業と予算額が100万円単位で書いてあつて、下にはスケジュール的に項目が書いてありますね。そして19ページには事業費等に関する調べが出ておるわけですけども、総事業費見込みとスケジュールについてですが、この総事業費約21億円となっていますけれども、これでは根拠が分かりにくい。もう少しね、説明を求めたいんです。どういうふうに説明してもらおうと分かりやすいかというのと、17ページのスケジュール表があるでしょ。これの例えば工場団地測量、地質調査、設計

委託、いろいろ書いてますね。これごとに少なくともこういう費目ですと。とりわけ団地造成工事についてはこうこうだというところを市民の皆さんが見ても分かるように説明してください。

○ 建設部長

金額のことですが、20年度のまず上の方から言わせていただきます。

委託料につきましては、先ほど工場団地測量、地質調査、これから設定委託がございます。これにつきましては約9千万円ほど予定をいたしております。これは金額がまだ入札前でございますので、細かい数字は遠慮させていただきます。それから工事費につきましては、約17億6千万円でございます。それから負担金に・・・、すいません、一番最初からもとさせていただきます。委託費でございますが、1億1300万円でございます。それから工事費でございます。先ほど言いましたように17億6千万円でございます。それから上下水道に負担でございますが、これが2億1千万円でしております。それからこれにかかります職員の給与関係もでございますので、事務費として約1千万円ほど見込んでおります。

○ 川上委員

この資料のとおり、言わなかったでしょ。この資料、転記できませんでした、今の答弁は。手元資料があるんでしたら、委員長、資料要求していいですか、委員会の皆さんに。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。今、川上委員から要求のあっている資料は提出できますか。

○ 建設部長

先ほど答弁させていただきました数字でございますが、まだ今概算で積算をいたしておる分でございますので、この分につきましては資料として仮にご提示いたしましても、先でまた変わることがございますので、そこ辺についてはどうかご了解をいただきたいと思いますが。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 18:33

再開 18:45

委員会を再開いたします。

○ 建設部長

先ほどは失礼いたしました。

資料として、川上委員から要求があっておりますけど、資料として出せませんので、提出資料の17ページでご説明させていただきます。その金額でございますが、年度別に縦のラインで説明をさせていただきます。

まず平成19年度でございますが、総額1億700万円を見込んでおります。その中で工場団地測量、地質調査、設計委託、これ3つ合わせまして9千万円でございます。それから下水道負担金でございますが、上水、下水合わせまして1400万円。それに人件費が300万円あります。合計しますと1億700万円でございます。

それから平成20年度でございますが、この年から工事に入ってまいりまして、団地造成工事が8億6500万円でございます。それから上下水の負担でございますが、この年にかかってまいりますので、これ一括して1億4800万円でございます。それに先ほど申しました人件費がかかりまして、総額10億1600万円でございます。

それから21年度の方でございますが、9億2300万円を見込んでおりまして、工事費が9億円でございます。この年に団地造成が終わりますので、確定測量に入ります。確定測量が2千万円でございます。これに人件費を入れまして9億2300万円でございます。

翌年に公共下水道の受益者負担が出てきますので、これが4500万円、合計しまして20億9100万円、21億円といたしております。

○ 川上委員

まあ、現在の段階のということですので、そういうことで確認いたします。

それで、今後の工事の過程で鉱害が発生した場合はどういう処理になりますか。

○ 産学振興課長

お尋ねの鉱害と申しますのは、今回私どもが造成する地内で鉱害が発生した場合というご質問でしょうか。

今回、現在まで進めてまいっております用地買収につきましては、鉱害法に基づきます賠償義務というのが、鉱業権者にございますが、損害賠償の予定、鉱害法の114条に定めのございます鉱害賠償登録というのを今回土地の譲渡に際してする予定と聞いております。これによりますと、所有権の権利部であります鉱区に鉱害賠償登録申請書という記載事項が付記されまして、所有権に関わる鉱害賠償登録をいくら支払いましたという末尾が記載されるようになります。このことによりまして、造成団地内で鉱害が発生した場合は三菱の方に責任はなく、一切飯塚市が持つということになります。

○ 川上委員

そのために1500万円ということなんですが、1500万円の工事費だとどういう鉱害に対応できそうですか。

○ 産学振興課長

鉱害賠償登録になされております賠償の範囲ということで様々な記載がなされるわけでありまして、例えば傾斜、沈下、陥落、それから農作物の減収、不毛と諸々の鉱害に関わる全ての内容がおそらく記載をされるものというふうに判断をいたしますが、私どもが造成をいたします工場団地の用地につきましては、こうした鉱害が起こらないような地質調査を今後実施するわけでありまして、造成に関しては鉱害の起こらないような万全の方策がなされるものというふうに予測、判断をいたしております。でありますから、具体的に委員ご質問の1500万円ではどの程度の鉱害賠償の責任が負えるかということではありますが、1500万円では大きな陥没等が起こった場合は到底対処できないものというふうに判断はいたしております。

○ 川上委員

それでは工事の過程で、周辺の農地、河川で陥落だとか、赤水だとか鉱害が今よりもっとひどくなった場合、どうなるかというところと鉱業法によって最後まで鉱業権を持っていたところが鉱害補償責任を持つ、あるいは現在鉱業権持っているものが責任を負うということになるわけですが、ただし、工事の仕方によって今言ったように鉱害がひどくなったというふうに因果関係が明確になったり、あるいは裁判で争われたりすることになると本市の責任が問われる場合もあると思うんですね。そういうことでしょうか。

○ 産学振興課長

土地所有権と鉱業権との関係がございますが、この土地の所有権、鉱業権とは異なった独立の権利でありまして、それぞれが法的保護を受けるべき法益を有する権利であるという法解釈になっているようであります。でありますから、ただいま委員ご指摘のとおり、具体的に市の方には区域外で鉱害が起こったなどの場合は責任はございませんが、もしそうした因果関係が証明されれば、そうした責任が生ずるケースもあるかというふうには考えております。

○ 川上委員

ですから市長ね、鉱害問題についてはこの分野でもやっぱりリスクを飯塚市は抱えるわけです。全体としてこの土地を買うリスク、それからこの土地の上で大規模事業を展開するリスク、この2つのリスクについてね、先ほどからの質疑の関係では私は市長覚悟が決まってないし、それから市長の部下の方たちについては非常に不透明で信頼ができない。この方たちに巨額の借金を積み上げて事業を本当に進行させて大丈夫かと。5年後、10年後、皆さんいないんですから。私もいないかもしれませんが。そういうときに飯塚リサーチパークと同じだった

など。いったい何を考えておったのかというふうにそのときの市民から言われかねない非常に危険な状況だということで、私は事業、まだ幸い、幸か不幸か取得してませんから、予算がついたとしても、私は予算削除するべきだと思うし、事業は止めるべきだということで市長にもくれぐれもその方向で考えてもらいたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

○ 上野委員

工業団地造成、ちょっとその前の目尾の基本計画についても関連があるんですが、目尾基本計画で野球場建設が財政状態で問題で凍結をされております。仮にこれ地元の同意が得られて、計画廃止となった場合、ここに大きな工業団地の用地確保できると思うんです。鯉田と比べてもアクセス、インフラ整備、また造成費用等々非常に安価で上がると思いますし、地盤も心配ない。一方鯉田は42ヘクタール中25ヘクタールの造成中、15ヘクタールの分譲というこれは希望的観測の範囲であろうと思うんですが、これに代えてより効率的な目尾工業団地の実現について検討をぜひしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○ 企画調整部長

本件の目尾振興計画につきましては、検討委員会の中で見直しを行っております。この見直しの中では新野球場の建設、それから多目的施設の建設、それから飯塚市の将来の公共施設用地として確保する土地、それから飯塚市の浮揚発展のために活用する用地。この中で飯塚市の浮揚発展のために活用する用地としては、工業団地としての位置づけを設けております。この広さが約1万3千坪ございます。これについては現在基本設計だけ行っております。企業誘致に向けまして今経済部の方で努力をさせていただいておりますが、これについては企業のニーズに応じた土地の区画といたしますか、区画割といたしますか、そういうことで進めております。今質問者が言われます、ここを工業団地としてはということでございますけど、これについては検討委員会、地元の代表者の方を含めましたところの検討委員会の中でそういう見直し計画を立てておりますので、そういう方向性で行かせていただきたいというふうに考えております。

○ 上野委員

検討委員会の状況よく分かりましたが、事業予算が21億円という大きな予算を使うわけでして、先日直方市も15ヘクタールの新しく工業団地を作ると。非常にアクセスのいいところだというふうなことも聞いております。企業誘致の競争には打ち勝っていただけるというふうには思っておりますが、何せ大きな金額ですので、関係各部署とぜひ前向きに検討していただく価値が十分にあるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、経済部長いかがでしょうか。

○ 経済部長

ただいま企画調整部長が答弁いたしましたように、1万3千坪の工業団地用地はあります。現在一部基本設計いたしまして、オーダーメイドで企業誘致を行っておるところでございます。鯉田工業団地につきましてはいろいろご指摘もございまして、これの造成後に向けて、企業誘致に向けて現在のところもう既に取り掛かっておりますので、団地造成ができた場合には企業誘致ができるというような形で、企業誘致に取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 森山委員

今、企画調整部長の方から、目尾開発検討委員会ということで、確か去年、一昨年で再度されたということで、新しく齊藤市長になられまして、今現状この検討委員会がどのような形で今後進めていかれるかということと、今上野委員の方が言われた、これ実際に早くやらなきゃいけないし、幸袋地区としてでも本当に野球場という形、約12億円という形で予算組んであるし、私も同じ地元の幸袋の人間としてお聞きしてまいりますと自衛隊があるからそういうものを使って安くできる部分もあるだろうと思いますけれども、現状に今合併されまして、野球場が本当に必要であるかないかをもう一度、大きなこれが野球場というのが実際大きなネック

になってると思っております。だからそのところも早く目尾開発検討委員会というか、それも早くもう一度、今のうちにもう一度再度見直ししておかないと、また立ち遅れてくるんじゃないかと思うし、いろんな形で企業誘致することについても、僕は乗り遅れると思う。だからそのところも早く、確か2年も経ってないのにまたやるのかというけど、社会情勢がこういう状況だから、やっぱりそれは前もって、ならんでもともと、なったら儲けという形もあるかも分からんけど、まず行動を起こしていただいて、そういう形でこの検討委員会に再度皆さんにお集まりいただきましてやっていただくことをお願いしたいんですけどどうでしょうか。

○ 企画調整部長

今、質問者が言われます件につきましては、十分に私どもも検討事項の中で提案させていただいて、そして議論を踏まえた中で検討して参りたいというふうに考えております。

○ 森山委員

今回だけしつこく。だいたい今年中にもう一度そういう、地元に対しての下話とか、将来的な計画で来年度ぐらいでも、この検討委員会を再度立ち上げていきたいというお考えは、ごいまいしょうか。

○ 企画調整部長

昨年、平成18年11月20日に、この見直し後の整備計画の、さらに見直しということでの検討委員会を設けております。かれこれ、まだ半年ちょっと過ぎたぐらいでございますけど、出来ますならば今年度もう一回、そういうことで提案させていただいた中で、住民の皆さんのご意見等も賜りたいというふうに考えております。

○ 委員長

続きまして、リプロックス社問題について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

リプロックス社を誘致した情報提供サービスセンター事業、失敗しております。リプロックス社が提出した保証金4,500万円、その市財政への繰り入れは時期をみて行うという答弁が、私の質問に対して6月28日にありました。これは、まちがいないですか。

○ 経済部長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

そもそもこの保証金4,500万円というのはどういう性質のお金で、何に使えるのか。特定目的になるのか、一般財源として使えるのか、そのところ、わからないのですが。お尋ねします。

○ 経済部長

現在は歳計外現金になっておりますけど、歳計内に処理をいたしますと、一般財源として使えます。

○ 川上委員

リプロックス社による職員に対する労賃の未払い、それから通信教育など契約不履行で苦しんでいる方々がおられることは、承知されてますね。この保証金4,500万円を原資に、何らかの救済支援を行う考えはありませんか。

○ 産学振興課長

ご指摘のリプロックス社の経営破綻による被害を受けられた方、債権者等が多くいらっしゃることは、市としても認識をいたしております。現在でも債権者の方からお問い合わせ等があって、こうした問い合わせに対しては、誠意を持って対応しているところでございます。今後ともこうした問い合わせに関しましては誠意に対応して参りたいと考えておりますが、ただ今、委員ご指摘の保証金を原資にこうした債権者、救済を行うつもりはないか、ということですが、いわゆる民間の会社の債務処理を、公的資金を充てて行うということは、困難性が

あるというふうに判断をいたしております。

○ 川上委員

今後、状況が変わる可能性があらうかと思えます。この飯塚リサーチパークについては、開発破綻の穴埋めに税金を27億円も投入して市財政を圧迫してきたことは、皆さんもご存知のとおりです。そういう状況の中で、この保証金の4,500万円、いまだに市財政には繰り入れてない。なぜ、入れないのか。どういう状況の時に入れるのか。お尋ねします。

○ 産学振興課長

先の一般質問でもお答えいたしました、会社の代表者の方と、現在連絡がとれない状況になっております。リサーチパークのこの情報提供サービスセンターにつきましては、現在新たな契約相手等を、コールセンター仕様になっておりますので、なかなか該当企業も数多くありませんが、そうした中でも誘致活動を継続して進めているところであります。こうした今後の誘致活動等に一定の目処がついた折、それから代表者の方に連絡がとれた折など、機会を見つながら判断し、繰り入れて参りたいというふうに考えております。

○ 川上委員

三つ、言われましたね。代表者というのは田村政人社長のことでしょ。代表者と連絡がとれていないので、まだ時期になっていないということですよ。それから二つ目は、後継というか、三番手の企業をまだ見つけ出していないので、目処が立つまでは、という意味ですよ。で、三点目は債権者の代表と会いたいと言われましたか。

○ 産学振興課長

委員ご指摘の、三点目の債権者の代表ということに関しては、申し上げておりません。

○ 川上委員

じゃあ、一点、二点ですね。リプロックス社が保証金4,500万円を市に出したわけね。苦労して出したんでしょう。それを市財政に繰り入れていいかどうかは、リプロックスの社長の了解が必要だという意味ですか。

○ 産学振興課長

最終的には社長の了解は必要ではございません。

○ 川上委員

一点目は、答弁かみあいませんね。で、二点目は、三番手企業の目処が立つまでは繰り入れられない、と。これはどういう理由ですか。

○ 経済部長

新たな企業の目処が立つまで、という答弁を課長がいたしておりますが、あそこについては今、先ほどから委員ご指摘のように、いろいろ、あそこで働いていた方とかいろんな問題がありまして、そういう中で早く次の企業を見つけないかということで、直接繰り入れとは関係ございませんけど、そういう形で、探しているということから、そういう答弁をしたということでございます。

○ 川上委員

じゃあ、私が、繰り入れていないのはなぜかと聞いたら二点言われて、二点とも撤回されたわけですね。そしたら、繰り入れてない理由がなくなるでしょ。

○ 経済部長

この件に関しましては、いろいろ、顧問弁護士とも相談をいたしております。それで、時期については今のところ、現実には入れておりません。別に特別な理由があるわけではございませんが、いろいろほかの企業誘致とかもやっておりますので、その関係で、まだ入れてない、と。弁護士さんに相談いたしましたところ、すぐ入れてもいいという返事も返ってきませんでしたので、今のところ保留しているような状況でございます。

○ 川上委員

弁護士の判断まではないけど、何かもじもじしてるわけですね。その4,500万円、保証金なんですけど、これは差し押さえができるんですか。

○ 産学振興課長

差し押さえはできません。

○ 川上委員

まあ、当然でしょうね。そうすると、本当に市財政に繰り入れることができない理由は、何もないわけですよ。でも、あなた方は、弁護士の名前まで出して、というか、そういう役職、仕事の方まで出して、入れないというわけですね。で、今の話を聞いてたら、あなた方はどうしても、保証金4,500万円を市財政に入れたくないというふうに聞こえますよ。いや、悪いとは言っていないですよ。なぜかを聞きたいわけです。それで、本会議で私も聞きました。保証金をリプロックス社はどこから調達したかについて調べたか、と。当時、市議会でそういう指摘があった、と。それを受け止めて調査しましたか、と聞いたら、それは融資ですということだけ答弁されたんですね。その後、1週間くらいになるんですが、どこからの融資か、わかりましたか。

○ 産学振興課長

先の一般質問で経済部長がお答えをいたしておりましたように、当時融資を受けたとは聞いておりましたが、その融資元については把握をしておりません。なお、現段階で、この融資元の調査につきましては、残念ながら代表者と全く連絡がつかない状況になっておりますので、行うことができません。

○ 川上委員

あなたが市財政に繰り入れをしないのは、その融資元が確認できないからではないのですか。

○ 経済部長

そういうことではございません。

○ 川上委員

この融資元が、返してくれ、というふうに言ってくるという可能性を感じてるわけではないですか。

○ 経済部長

そういうことはございません。

○ 川上委員

28日の本会議のことなんですけど、リプロックスの社長と連絡がとれない、と、今日も繰り返されてるわけなんですけど、まだとれませんか。

○ 産学振興課長

現在も、とれません。

○ 川上委員

どういう努力をしておられるのかな、と思うんですが、飯塚市とリプロックスの社長との付き合いは、最近からの付き合いではないでしょうか。いつからの付き合いですか。

○ 経済部長

何年か年数は記憶しておりませんが、スタンフォード大学の視察の時からというようなことを聞いております。

○ 川上委員

今はどうかわかりませんが、以前、インターネットで本人が書いてました。1998年ごろです。ですから、長いんですよ。その間にはいろいろ私が、リプロックス社の社長を担当部が特別扱いしてるんじゃないかという指摘をしたこともありましたでしょ。それで、まあ、長いんですよ、付き合いは。こういう状態になってから随分連絡がとれてないというんだけれど

も、どういう努力をしてるんですか。

○ 経済部長

飯塚に住んであった住所のところに行っても不在ですし、携帯電話は使えないようになっておりますので、連絡はとれないという状況でございます。

○ 川上委員

吉原町の中央保育所跡地は、リプロックス社に約2,400万円で行革の名の下に売却されたわけですね。彼らは、リプロックス社は事業目的を健康サービスセンター、2005年度中にビルを建設するという約束だったんですね。市もそのつもりでした。その後、約束は守られず、会社そのものが完全破綻したということのようなんです。それで、現在この土地所有者は、どなたになってますか。

○ 産学振興課長

株式会社リプロックスであります。

○ 川上委員

当時の売買契約書に、買戻し条項が入ってますか。

○ 産学振興課長

入っております。

○ 川上委員

買戻しを検討したことがありますか。

○ 経済部長

買戻し特約条項を外してくれというようなお話も、頂いたことがあります。ただ、買戻し特約を外しますと、勝手に売れるということもございまして、現時点で買い戻したほうがいいのか、そこも含めて顧問弁護士のほうに相談をいたしておるところでございます。

○ 川上委員

今年の1月18日に、私と元市議会議員の宮嶋つや子さんと二人で経済部を訪ねて、当時の薄井商工振興課長とお会いしました。このことについては私のホームページにも記事として紹介してますけれども、弁護士とも相談したけれども、複数の債権者の担保物件となっており難しい問題があるというお話だったんですね。今の答弁と一致します。そこで、抵当権を設定している金融機関はどこか、答弁を求めます。

○ 経済部長

信販会社だったと思います。

○ 川上委員

そこで、この土地は現在何に使われていますか。

○ 産学振興課長

そのままの状態、空き地になっております。

○ 川上委員

それ、見られましたか。空き地になってる状態を。

○ 産学振興課長

現在も空き地になっているというふうに認識いたしております。

○ 川上委員

夜遅くとか朝早くは少ないかもしれませんが、駐車場になってますね。確認してませんか。

○ 森山委員

これは大きな事件なんだな、はっきり言ったら。もう少し、隠さないで、言えるところを言わないと。これだけ飯塚市に多大なる迷惑をかけてるわけだから。ある程度はわかるよ、かばってることは。しかし、ある程度はきちんと出してやらないと。川上さんは納得しないですよ。

今日、夜12時過ぎるかもわからんよ、この会議。もうちょっと、できる分はできるで打ち合わせをしてさ、こそこそこそ一つずつ出さんと、さっと言ってさっとして終われよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 19:20

再開 19:22

委員会を再開いたします。

○ 経済部長

車が停まっているのは見受けられますけれども、それがどういう経過でお貸しされてるのか、我々は存じ上げておりません。

○ 川上委員

いつからそういう状態になってるのは、承知してますか。

○ 経済部長

いつからか、というのは、はっきりわかりません。

○ 川上委員

それが有料かどうかもわからないんですね。

○ 経済部長

はい、そのとおりでございます。

○ 川上委員

それで、先ほど1月18日の話をしましたけれども、当時の商工振興課長にもこのことを聞いたんです。そうしましたら、これもネットに上げてますけど、この土地に車が置いてある状態についてはですね、「過去、周辺から苦情があったことから、綱を張るなど適正管理をするように指導した」とお話しになったんです。ですから、少なくともこの1月18日の段階で、市は、ここが駐車場として使用されていることを認識しておいて、しかも、それを容認したということになるんですね、駐車場としての使用を。ちゃんと縄を張んなさい、と。ちょっとリアルでしたよ。要するに、夜、ドアを開閉しますね。エンジンかけますね。そうすると近所の方、大変うるさくなって、という苦情があったというわけです。そちらの苦情受付簿に載ってるでしょう。だから、あなた方は駐車場になってるのを知らないという、本当にそうであれば、これは怠慢ということになるんですよ。問題の重大さが分かってない。そうするとあなた方は、車が何台も並んでますけれども、誰の許可で誰が使ってるかということもわからないんですか。

○ 経済部長

先ほどから答弁していますように、代表者の方と連絡がとれませんので、どういう経過で駐車しているのかということは、存じ上げておりません。

○ 川上委員

その駐車場をですね、飯塚の市議会議員の関係者が使ってるんじゃないですか。関係者が使っていないかどうか、確認していますか。

○ 経済部長

そういうことは、存じ上げておりません。

○ 川上委員

そうすると、その辺、確認したらどうですか。そうしたら社長の行方が、あなた方が探しておいて探しきれない社長の行方がわかってくるんじゃないですか。そして、もしこれが有料なら、しかるべき相談もしないといけないんじゃないですか。どう思われますか。

○ 経済部長

誰がどう使ってるかわかりませんので、確認のしようがありません。代表者の方とも連絡がとれませんので。

○ 川上委員

部長はね、事の重大さがまだ分かってない。私なら明日の朝、今からでもいいけど、行って、車が何十台もあるんですよ。そこで聞けばいいじゃないですか。あなたは、この土地、車を置いていいと誰から言われましたか、と。で、お金払ってますか、と。聞いてみたら。明日行きませんか。私も一緒に行っていていいですよ。どうですか。

○ 経済部長

一緒ということではなくて、我々職員の方で調査に行って参ります。

○ 川上委員

それから、まだ見つからないということかもしれませんが、社長を見つける方法はほかにもあるんです。リプロックスの社長、あなた方が長い間特別扱いしたというふうに私は言ってきましたけどね、新産業創出とってアメリカのスタンフォード大学、それからコールセンター事業の視察とってインドのケララ州まで一緒に行く付き合いをしている人たち。あなたもご存知でしょう。市議会議員、現職の方、いますよ。聞けばいいじゃないですか。聞きましたか。

○ 経済部長

聞きましたけど、連絡が取れないということでございます。

○ 川上委員

もう少し、彼と会わなければこの問題解決、前進できないというのであれば、頑張るべきです。市長ね、これは、繰り返しになりますけれども、28億5千万円かけて開発破綻に陥った飯塚リサーチパークの、一つの断面なんです。行革の名の下に保育所を廃止して市有地を特定企業に売り飛ばした、合併前からの本市行財政改革の一つの断面なんです。こんなことが続いたら、大変だと思いませんか。

○ 経済部長

いろいろ今回の教訓を真摯に受け止めまして、今後とも企業誘致につきましては、誘致する企業の経営状況などを把握するとともに、ベンチャー企業につきましては資金調達方法、それから将来性等を十分把握いたしまして、また県などとも十分情報交換いたしまして、企業誘致に努めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

今言われた4点が、速くて書き取りが出来ませんでしたけど、その4点がだいたい、あなたが引き出した教訓ということだと思うんです。しかし、考えてみますと、その根底にある問題を、我々は教訓として引き出す必要があるんじゃないですか。それはですね、政治家と行政、それから業界、これらの近過ぎる関係ですよ。癒着と言ってもいい。これを許してはならないと思うんですね。ここの教訓はどうですか。

○ 経済部長

「癒着」ということではないと私たちは考えております。行政を行っていくうえで当然、議員さんたちと協働しながら事業を進めていくことも多々ございますので、そういう中でいろいろ協議しながら進めているということで、これは「癒着」とは考えておりません。

○ 川上委員

仲が良すぎるというんですか。「癒着」で十分ですよ。以上で、この質問を終わります。

○ 委員長

人見委員。

○ 人見委員

私も、そういう意味では、今採り上げられたリプロックスの社長の田村氏とは、スタンフォードにも行きました。インドにも行って参りました。この種の話というのは、決して癒着だとか、仲が良すぎるだとか、そういうふうな観点で行ったつもりもありませんし、関係もござい

ません。しかしながら、そういう見解をお持ちの議員もおられることはよく、今日もまた、隣で聞いてましてわかります。この産炭地から飯塚市が本当に立ち上がろうとする時の、そのバックボーンは何なのか。また現時点に立ってみても、今質問者がるる、ここ数日言われました、一面、福祉の充実や各種教育の面においてもしかり、そしてまた、後ろに座られている委員さんからも、夢や希望を語れるようなまちにしろ、市長もまたそういう思いでおられる。思いは一緒であり、ただ、思いだけでそれが成り立つか、と。現実に出てくるかといえば、決してそうではない。どこかで一步踏み出して、どこかでしっかりと進めていかなければ、そうした福祉の充実も教育の充実も図られていけない。要は、いかに活気あるまちをどのような姿かたちの中で作っていくか、という、そういう思いで、議員としての役割の一端を進めてきたと、ある意味では自負をいたしております。最終的には行政が判断をするわけですがけれども、確かに今回このような状態になってること、憂うべき、あるは教訓とすべき、先ほどの部長の答弁ではありませんけれど、一面、そうしたものをしっかりと次に活かしていかなければならない。やはりこのリプロックスの問題が解決することを望むばかりなんですけれども、よくよく私はそういう面では、常に福祉の向上を図ろうとした時に、積極果敢に何かを起こそう、と。何もせずに「あれを削ってこちらに回せ」ということほど、簡単なことはありません。何の傷も負わずに、そうした場に身を置いてさえも、「何とかこのまちを」というのであれば、もっと違う観点からの議会の、議員の活動も、私はあってしかるべきだと、このように思っております。決してこうしたことにひるむことなく、というか、決して、前を向くのを忘れては困ります。しっかりと、そうした意味では次の世代に、見事な活気のあるまちを作るためにも、懸命になって、まなじり上げて共に、ある意味では、手を携えて、時には議論しあってやっていくべきだろう、と、このように思います。決して、仲良しグループだとか、何かしら癒着のように、十把ひとからげのようなそうした形で言われることは、決して的を射ていない、と。そういう見解をお持ちのことはよくわかりますけれども、私もそういう思いでいるということを、改めて表明をさせていただいておきたいと、このように思います。

○ 委員長

森山委員。

○ 森山委員

今、人見委員が言われましたけど、この問題については、確かに飯塚の市議会議員の方は非常に真面目で、若い方であって、昔みたいな議員じゃないだろうというふうに思っております。しかし先ほど、リプロックスの持ち物が吉原町にあって、市議会議員さんが使ってる、と。執行部は知らない。問題はここだけです。それを自分が、常識的に考えてですよ、リプロックスが出てるのに、なんでそこに車を誰が置くのかということになってる時に、川上さんがあえて言われたこと、これは飯塚の市議会議員さんですよ、と。これは、我々も恥ずかしい話ですよ。今、人見さんが弁明された。人見さんがそんな人じゃないのを僕は知ってますよ。同期だから、わかってます。だけど今、我々がリコールされて、こういう形で立ち上がってきて新しいまちを作っていこうということが、今日出席された方も、新しい気持ちでこの予算委員会に入ってこられたと思っております。私も自分から進んで、手を挙げて参りました。しかしね、新市長も決まり、齊藤市長もJC時代の僕の後輩ですよ。しかし、市長という将来的なものがあって、お互いに青年会議所ということで、真面目な人間同士で頑張っていこうということで、あらゆる形でできてきた。その中で、こういう形で疑われることが、私自身が市議会議員として、今までの市議会議員と一緒にじゃないか、というわけですよ。私は疑ってませんよ。ただ、そういうルールを守ってこないから、誤解を受けると言ってるんです。執行部は知らないでしょう。わからないならわからないでいいでしょう。しかし、後ろを向いてちょこちょこするんじゃないでして、これだけ飯塚市に迷惑をかけてるんだったら、正々堂々と言いなさい、と言ってるわけ。だから、我々もいっぱいお願いすること、教えてもらうこと、ありますよ。しかし、嘘を

言わない、騙さないというのが、我々議員の姿勢でしょう。その中に、誤解をされるということがおかしい、と言ってるわけよ。普通なら、そういうところに置きますか。じゃあ、さっき言う、インドとスタンフォード大学に行った人たちがその人を知ってたから、ここに誘致したんでしょ。紹介したんでしょ。窓口というのは。違うんですか。でも、しかし、それは言いません。そこまで問いません。ただ私が言いたいのは、ここで川上さんのほうから「市議会議員が」と言われることに、腹を立ててるだけです。そういうことを今、お互いに我々がやるべきではないと思う。しかし、旧飯塚市、ここ13年間、汚職もなければ何もなくなっただすよ。合併して、庄内の問題なんかもいっぱいある。しかし、そういうことじゃなくて、我々がやっぱり皆さんと一緒に、新市の齊藤市長を迎えた中でやっていかないといけない。しかし、今回こういう形で出てきてるから、情けないと言ってるんです。だから、我々も頑張っていくですけど、執行部のほうもきちんとしたものを、つまらんものはつまらんとはつきり、そういうものについてはやっていただきたいというふうに思っております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 19:37

再開 19:37

○ 副委員長

委員会を再開いたします。江口委員に質疑を許します。

○ 江口委員

今の質疑に関連して、一点お尋ねをいたします。やはり、私ども議会が行政に対しての働きかけをするという部分は多々ございます。その中で、今のように疑問を持たれる点があるわけです。そうとするならば、その点を解決するために、議会が、議員が行政に対して働きかけをした部分について、きちんと記録をすること。そしてそれを公にすること。このことが大切だと思っております。議員からの働きかけ全てが悪いわけではありません。議員それぞれは地域に根ざしながら活動しております。その地域の困ったことを役所に届ける、その活動自体は否定されるべきではありません。そのこと自体が問題ではなく、そうではない、疑いを持たれるようなことが問題なわけです。とするならば、このことに関して、どんな働きかけがありましたよ、それをきちんと記録をして公表すること、そのことが、それぞれの市民の方々には次の選挙の時にそれを見ながら、この働きかけはおかしいのであれば、その人には入れない、そういった決断もできますし、そういった疑いを持たれる恐れもなくなります。ぜひ、そういった記録並びにその記録の公表の制度を作るべきだと考えています。この制度はすでに、鳥取県とか様々なところで導入されております。この点について検討していただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○ 総務部長

一般的に我々職員としては、いろんな事務については上司に報告する義務がございます。そういった働きかけと申しますか、何らかの動きがあれば、職務に関して、それが将来的に発展するような問題になれば、当然上司に報告する義務もありましようけど、それが公表するとなると、信頼関係とか、いろんな問題もありますことから、検討材料になると思っておりますけれども、職務を遂行するうえでの記録というのは、職員にとっては一つの基本ではないかと思っております。

○ 江口委員

ぜひ、その点についてきちんと前向きに検討していただきたい。そのことで、私たち自身もあらぬ疑いを持たれないことができますし、我々自身が、その行動について見直す機会ともなります。ぜひ、そのことを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 19:40

再開 19:40

○ 委員長

委員会を再開いたします。人見委員。

○ 人見委員

私が言ったのは、何かしら、従来言われてきた議会と行政との癒着だとか、ましていわんや、特定の議員と行政との癒着だとか、そういう観点で締められたので、そうではないのではないかと、言ったわけです。先ほどの駐車場の話が出てきたので、そうであるならば、そのことはきちんと明確にいただければ、以後、きちんと注意していただければいいんだろうと思うんです。私は知りませんよ。知りませんが、そういうものであろうと思います。そして今、そういう働きかけを記録しろとか何とかというのは、ある意味では私が言ったことからすると、全然次元の違う話だということだけ、言っておきたいと思います。

○ 委員長

次に、同和行政について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

68ページ、「総務費」「総務管理費」「負担金補助及び交付金」に、解放センター運営費負担金、ちょうど中ほどですね。229万8千円があります。まず、解放センター、どこにあるのか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

桂川町大字吉隈898番地の1です。

○ 川上委員

名称からすると、桂川町の公的施設ですか。

○ 人権同和推進課長

桂川町の隣保館です。

○ 川上委員

その利用状況については資料要求をしておりましたが、資料を使って簡潔に説明していただけますか。

○ 人権同和推進課長

資料の39ページですけど、これは桂川町のほうから頂いた資料ですけれども、目的別使用状況で、年間合計が242件あります。人権同和問題に関する会議が22件、人権同和問題研修会が12件、行政の会議及び催し物が35件、団体の会議及び催し物が30件、部落解放同盟嘉山地区協議会が143件、合計年間242件開催しております。

○ 川上委員

そうですね。全体としては同和問題に関わる催し物ですね。最大の特徴は、部落解放同盟嘉山地区協議会が大半使ってるということです。ところで、この公的施設は隣保館なのに、なぜ解放センターという名称になってるのでしょうか。

○ 人権同和推進課長

私も名称についてはよくわかりませんが、桂川町隣保館の設置及び管理等に関する条例の中で、名称については「桂川町解放センター」となっております。

○ 川上委員

部落解放同盟嘉山地区協議会、ここに入居してるようですけども、どの部屋を使いますか。

○ 人権同和推進課長

主に、1階入ってすぐの事務室ですが、どの部屋も使用できる状態になっていると思います。

○ 川上委員

家賃は払っておりますか。

○ 人権同和推進課長

使用料については、無料です。

○ 川上委員

それは払っていないというか、もともと無料だという、制度上無料だという意味ですか。

○ 人権同和推進課長

この桂川町の隣保館の設置及び管理に関する条例において、無料になっております。

○ 川上委員

実は私、共産党の同僚議員と6月18日に現地視察をしております。全ての部屋を案内していただいて、見せていただきました。入口に、正面玄関、民主党比例代表候補の連絡所、看板が掛かっておりました。この施設は民主党の選挙事務所として使われているのではないですか。

○ 人権同和推進課長

選挙事務所として使われているかどうかは、私は把握しておりません。

○ 川上委員

玄関に、民主党の候補者の連絡所、後援会連絡所という看板が、デンとあるわけですよ。それで、そういう状況の桂川町隣保館、名称は解放センターですが、その運営費をなぜ飯塚市が負担するのですか。

○ 人権同和推進課長

解放センターは同和対策特別措置法期限後の人権教育の重要性を考慮し、旧嘉穂郡8町の共同施設として建設しております。解放センター建設については、旧8町と県同和対策局と協議いたしましたが、旧嘉穂郡の8町の共同施設として建設することが現行法上不可能であり、桂川町に全部を依頼することを決定し、1980年、昭和55年ですけど、旧嘉穂郡8町の人権学習の場として、桂川町大字吉隈、天道工業団地ですね、ここに桂川町隣保館として2億3,989万2千円の事業費で建設されました。土地、建物の費用は桂川町が代表して負担し、旧嘉穂郡7町は建設に係る諸経費分を分配して負担しました。山田市は、建設助成金330万円を助成しました。部落解放同盟嘉穂山田地区協議会は、同和対策事業協力金として、建設に際し、1千万円を負担しております。なお、解放センターは、補助を受けるため、桂川町の隣保館として位置づけがなされており、隣保館運営費補助金、国・県が4分の3、町が4分の1の負担を受けて事業を実施しており、4分の1を旧8町がそれぞれ負担しております。

○ 川上委員

そこからいろんな計算をして、この金額の負担を飯塚市民が税金で払えといわれてるわけですね。そういう予算計上ですね。残念ながら飯塚市は、齊藤市長の予算編成の下で、颯田と庄内の子供たちに、通園バスに乗るならお金を出せということで、99万8千円要求するような状況なんですよ。あなた方は、そういう状況を承知のうえで桂川に行って、この229万8千円、飯塚市が払いましょうと言って帰ってきたんですね。

○ 人権同和推進課長

これにつきましては合併する前のことですので、旧8町の人口割り、均等割りによって負担しております。また、平成19年の2月に、解放センターの管理運営に係る確認書を結んで、旧負担割合に基づき、飯塚市が51.06%、嘉麻市が35.82%、桂川町が13.12%で負担しております。

○ 川上委員

市長、こういう話をご存知でしたか。

○ 企画調整部長

この解放センターの管理運営につきましては、先ほど課長が答弁しましたように、昭和55

年に合併前の嘉穂郡の旧8町の自治体間でそのような協定書の中でこのように管理運営が行われてきております。従いまして、それに基づきましてこのように、飯塚市が負担する分、負担金として支出しているわけでございます。しかしながら、今後におきましては、この解放センターのあり方、そういう部分を含めまして、嘉麻市、それから桂川町と十分に協議した中で、どんなふうな管理運営の仕方がいいのかという部分を、協議して参りたいというふうに考えております。

○ 川上委員

今の答弁はわかりにくかったですね。予算計上を削除するという意味ではなさそうですね。でも。それで、経過を聞きますとね、法律上存在してはならない施設が存在してるんですね。で、桂川町の隣保館というのが隠れ蓑になってるんですね。国の税金、県の税金、それから市の税金も入れてるわけでしょう、ここに。何十年も。それで、「桂川町の」とは言っても、桂川町の公的施設、隣保館というのであったら、維持管理費は法律に基づけば桂川町が責任持つのが当然でね、桂川町はお金がないとか、そういうこと言うんだったら解放同盟から、中にいるんだから、条例改正してでも必要な使用料を払ってもらえばいいでしょう。旧穂波町では、部落解放同盟穂波町協議会が、ずーっとただで、何十年と占用しておったのを、共産党の追及で10,500円払うようになった経過があるでしょう。桂川町で出来ないことないですよ。そう思われませんか。

○ 人権同和推進課長

これについては、先ほども申しましたけど、解放センター建設につきましては旧8町と同対協と協議しましたが、共同施設として建設することは不可能でありますので、桂川町に全部を依頼して、決定して建てたものでありますので、旧8町の建物として負担しているものでございます。

○ 川上委員

納得いきませんね。それで、昨年の予算、どうなったか、私は見落とししたと思って昨年の予算書を見ました。載ってないんですね。昨年度はこの負担金支出、なかったんですか。

○ 人権同和推進課長

昨年まで、部落解放同盟嘉穂山田地区協議会の補助金の中に、負担金も含めて支払っておりました。昨年まではと言いますよりも、ずっとそうしていました。支払った金額のうち、部落解放同盟協議会が桂川町のほうに支払っていたという状況です。

○ 川上委員

どうしてそういうわかりにくいことをするのか、というふうに思うんですよ。こういうことでしょ。税金を解放同盟に一旦投入して、解放同盟が桂川町に入れる、そして維持運営費に使うというわけですね。どうしてこういう複雑なことになるんでしょうかね。補助金をこういうふうに使っていいんですか。隠れ蓑。こういうふうにするのは不適切な支出という認識はありますか。

○ 企画調整部長

この解放センター、人権啓発センターの管理運営は、飯塚市・嘉麻市・桂川町、それぞれ負担区分に応じて支出しております。平成18年度までにつきましては、団体の補助金の中にそれぞれ3自治体が含まれまして、そして団体のほうから桂川町のほうに管理運営費を負担していたという経緯がございます。しかしながら、この支出の仕方でいいのかということを十分に各自治体で検証した中で、平成19年度からは経費区分といいますか、支出区分を明らかにするためにも、こんなふうで平成19年度から「負担金」という形をとっているのが現状でございます。

○ 川上委員

部落解放同盟補助金が、同じページですかね、5,068万6千円。大変なことですね。予算

計上されています。解放同盟嘉穂山田地区協議会に対しては、補助金いくらになってますか。

○ 人権同和推進課長

930万7,800円でございます。

○ 川上委員

解放同盟補助金を飯塚市協議会に出す、あなた方の間違っただけの理由は、聞いております。対応しない嘉穂山田地区協議会に補助金を出すのは、どういう理由ですか。あなた方の立場でしょうけど、説明してください。

○ 人権同和推進課長

嘉穂山田地区協議会はこれまで旧町協議会を束ねる組織として、町支部活動の指導・支援、広範囲な活動、運動等について活動していることにより、こうしているものでございます。

○ 川上委員

わからないですね。考え方はいいです。間違っただけの考え方だと思います。どのような手続きでこういうことをするんですか。補助金支出を。

○ 人権同和推進課長

手続きについては、飯塚市補助金等交付規則にのっとって、手続きしております。

○ 川上委員

ですから、930万円ですよ。この額、どうやって決めるんですか。

○ 人権同和推進課長

補助金の算出については、特に会員数が多いとか少ないとか、運営費の何%といったものを根拠にしているものではありません。補助金は、前に申しましたように、行政の補完業務ということで交付しているものであります。補助金額については、団体の年間事業計画、事業実績のボリューム等も参考にさせていただいています。

○ 川上委員

団体構成員の数も考慮の外ということなんですね。それで、あなた方の出してくれた委員会要求資料集のその1、28ページに、部落解放同盟嘉穂山田地区協議会の2006年度の決算書がありますね。2006年度ですから、各市町から補助金が負担金の中に入っているはずですよ。そしてそれは、桂川町に維持管理費ということで支出されてる形跡がないといけないと思うわけですが、私が見たところ、見つけきれない。どれになるんですか。

○ 人権同和推進課長

これの中には入っていないと思います。

○ 川上委員

それは、どうしてですか。

○ 人権同和推進課長

この分については、嘉穂山田地区協議会のほうが、補助金のみで予算・決算書を作っております。

○ 川上委員

これは、助成金って書いてあるでしょう。2,070万円。この中には既に、桂川町に払う分は、払い済みの残りの金という意味ですか。

○ 人権同和推進課長

そのとおりです。

○ 川上委員

こういうのも隠れ蓑っていうんですね。それで、この支出、補助金の支出内訳、これをずっと見てみましたよ。あなた方のほうで、これは補助金には適さないと思うのがあるでしょ。言ってください。

○ 人権同和推進課長

委員ご指摘の、祝儀、慶弔費、これについては、補助金の中に入れるのは、いけないかと思えますけど。

○ 川上委員

旧飯塚市では、上部団体への加盟金というか上納金というか、それは認めてないという答弁があったことがありますね。これは、下から4段目に「団体機関の負担金」と、20万円の予算計上があるでしょう。それから、上から見たほうが早いですがけれども、例えば人件費がそのうち595万5千円、この中には通勤費というのがあって、自宅・地協間通勤費というのがありますよ。それから活動費。県中央行動及び地協研修視察など。それから会議費。会議費というのは、よくわかりませんね。あそこの施設は会議場だけですよ。それから非常勤役員行動費というのが、またわからない。委員長というのは、現在の市議会議員ですよ。書記長は専従でしょう。いや、専従じゃないのか。この非常勤役員行動費というのが240万円。で、推測するに、月10万円ずつ1年分、そういう行動費ですよ。それから下を見てみますとね、スポーツ大会参加賞順位賞品、保険、解放文化祭参加費、ビンゴ賞品、それから桂冠旗開きというのがあるんですね。40万円計上してますけど。冊子、食料費。ずっと下ってみますと、備品、パソコン、シュレッダー、領収書、封筒、名刺、保険、税金、修理、燃料費、全部ですよ。どう思われますか。こういうのは、本当に補助金でカバーして適切なんですか。

○ 人権同和推進課長

今、委員ご指摘の分については、これから運動団体とも協議をして、是正する分については是正させていきたいと思えますので。

○ 川上委員

率直に言って、是正のしようがない。収入分を見たらわかるじゃないですか。2,070万円が税金ですよ。そして、支出が繰越金、これも税金のかたまりでしょう。で、2,409万9千円、予算作ったんだけど、どこに行政の補完行為がありますか。部落解放同盟のための部落解放同盟による予算じゃないですか。行政の補完は感じられませんよ。つまり、この点考えてみると、部落解放同盟という特定団体のために、不適切な施設を地域住民の税金で作って、毎年維持管理のために、また税金を投入する、と。しかも、その団体の役員の人件費、それから一切の活動費ですよ。これを税金で、と。わかるでしょう。施設建設から施設の維持管理、それから団体の活動、中心をなす役員の人件費・行動費、全て税金だ。こういう税金による丸抱えを、なぜしなければならぬのか。行政の補完行為ということでは、済まないでしょう。どう思われますか。

○ 企画調整部長

川上委員ご指摘の件でございます。飯塚市が当然に行わなければならない同和問題、人権問題の解決についての取り組みの補完的な業務をさせていただいている団体ということで、この団体に対する活動費の補助金ということで、こんなふうに計上させていただいた中で、支出しているわけでございます。その点、十分にご理解いただきまして、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

部長、冗談じゃないですよ。どうしてこれが了解できるんですか。あなたも了解してないでしょう。この中のどこを見て、あなた方、補完していただいているんですか。嘉山地協から。この中で、補完してもらっているのがありますか、一つでも。私にはわかりませんよ。

続けますけど、公的施設を政党が選挙活動の事務所にするのは、認められますか。

○ 人権同和推進課長

公的施設で選挙活動をすることは認められるか、ということですが、選挙活動があっているかどうか、私、わかりませんので。

○ 川上委員

そういうこと、聞いてないでしょう。公的施設で選挙活動をすることが、許されるかと聞い

たんでしょ。あなたに事実の確認、求めてないですよ。

○ 人権同和推進課長

当然、公的施設で選挙活動をすることは、認められません。

○ 川上委員

選挙の後援会連絡所の看板を出すのは、これは後援会活動でもあり、選挙活動でもありますよ。事前活動ということになるかもしれませんが。明らかです。これは違法行為ですよ。あなた方はそれを、現認したでしょう。現認してるでしょう、その看板があるのは。見てないですか。

○ 人権同和推進課長

委員言われるとおり、入り口にありますので、見ております。

○ 川上委員

どういう法律に基づいても、こういうことはできないですよ。私も知ったし、あなた方も知った。だから、告発義務が生じてますね。ですから、公務員として、こういうのが是正されるように、努力しなければならんわけですよ。明日からでも努力してくださいよ。部長、どうですか。

○ 企画調整部長

確かに、公の施設につきましての選挙活動の禁止というのはございます。この解放センターに、そういう選挙的な看板が立ってるというのも、私は確認いたしております。それにつきましては、団体のほうと話し合いの中で、撤去していただくように要請して参りたいというふうに考えております。

○ 川上委員

団体と話す必要はないんですよ。施設管理者と選挙管理委員会と警察に言えばいいんですよ。

続けて、飯塚市人権同和教育研究協議会のことについて、お尋ねします。補助金はいくらになってますか。

○ 人権同和教育課長

本年度の予算計上は、648万8千円となっております。

○ 川上委員

この団体は、昨年、1市4町合併との関係で組織変えをして出発して、今年2年目というふうに聞いております。委員会要求資料の中にも、創立大会第1回大会の文書がありますけれども、少しまとめて聞きましょう。この団体に補助金を出すのはなぜか。それから事務所はどこか。お答えください。

○ 人権同和教育課長

人権同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題であります。同和問題を解決することは、国及び地方公共団体の責務であり、国民的課題であります。この責務を果たすうえで、とりわけ教育の果たす役割は極めて大きく、全ての人権同和问题解決の基底をなすものであります。人権同和教育は人権尊重の精神に徹し、真に差別をなくしていく意思と実践力を持った人間形成を目指すものであります。この人権同和教育を充実・発展させるため、旧市町では同対審答申の主旨に基づき同和教育基本指針を策定し、人権同和教育の意欲に満ちた実践力に富む指導者の育成に努めるとともに、人権同和教育研究団体への助成並びに人権同和教育推進組織の確立を図って参りました。平成15年に制定されました福岡県人権教育啓発基本指針や、飯塚市補助金等交付規則及び飯塚市人権同和教育研究団体等補助金交付要綱に基づきまして、広く市民に人権意識の高揚を図る人権教育の指導者の育成を行うため、人権同和教育研究団体への補助を行うものであります。また、お尋ねにありました事務所ということでもありますけれども、本規約によりますと、事務所の所在地は明記されておられません。

○ 川上委員

あなた方は、事務所がわからないところに補助金を648万円も出してるわけですよ。税金の扱い方としては非常に安易すぎるんじゃないかと私は思うんですね。それで、旧飯塚市は合併直前に、市同研というのをつくったことがあるんですよ。会長があり、運営委員会事務局があり、で、現場の先生、教職員は全員加盟だというんですね。びっくりしました、その規約を見たときは、組織図もありました。その時、委員長の顧問というのがあって、解放同盟飯塚市協の委員長です。それから事務局長、運営委員長の顧問は部落解放飯塚市協の書記長でしたね。これは合併と同時に解消したようですが、今も補助金を投入している飯塚市人権同和教育研究協議会は、その団体とはほとんど同趣旨の団体のようですけども、まちがいないですか。

○ 人権同和教育課長

旧飯塚市における市同研の規約は持ち合わせておりませんので、把握しておりません。

○ 川上委員

いずれにしても、この団体は部落解放同盟と非常に密接な関係であることは、この資料から伺えます。それで、補助金の関係なんで、使途内訳を確認しようと思ったんですが、まだ決算が出ていないということなので、2006年度の予算を見ますと、上に収入がありますね。会費が115万円あるんですけども、補助金が704万6千円ということになってます。ずっと見ていくとですね、旅費というのが非常にめだちます。それから、上部団体への負担金、上納金というか、それも少なくないですね。はっきり言えばこの団体も、教育研究団体ということのようだけど、活動実態からいうと、8分の5が旅費なんですよ、お金でいえば。旅行している。出張しているわけですよ。で、上部団体への上納もある。この団体も、税金丸抱え団体と言ってもおかしくない。で、教育研究団体が、このように行政から税金を投入してもらって、ほとんどそれで活動しているという姿が、まともであるかどうか、あなた方は考えたことがありますか。

○ 人権同和教育課長

この団体は、規約によりますと、部落差別をはじめとするあらゆる差別と偏見をなくし、人権確立と共生の社会を実現するため、人権同和教育及び啓発の実践と研究に努めることを目的としてあります。また、その構成でございますけれども、教職員を中心といたしました学校人権同和教育部会が709名、保育所・幼稚園職員を中心とした就学前人権同和教育部会が81名、行政職員を中心といたしました社会人権同和教育部会が164名でございますので、この3部会で構成されております。また、旅費が大部分であるということでございますけれども、確かに全国、また九州各地で研究会・研修会等が行われておりますので、それに対する出張旅費がかなりの部分を占めているとは思っております。

○ 川上委員

教育長、今日は、教育費の分野の大事な補助金を各地でよくよく相談もできないで削減、事実上廃止しているというところもありましたね。厳しい批判もありました。その額は、金額にしたら非常に小さかったですね。一方で、この教育研究団体が行政から活動費のほとんどをもらって、それで教育研究を進めているというわけですよ。本当に、この648万円という補助金は適切だと思われませんか。

○ 教育長

先ほど課長も申しましたが、そういうことで私どもは行政の責務として、人権同和教育問題の解決を図っていかねばいけないというのは、非常に重要な課題だというふうに思っております。できるだけ多くの方々、行政職員も含めて学校職員も含めて、これから先の人権同和教育を進めていくうえでのいろんな研究ないし実践、資料の収集等をやっていく分については、非常に大事なことだと思っておりますので、それに応じた形で補助金を出しているというふうに思っております。

○ 川上委員

教育長、私と同じ資料を持ってありますでしょ。この団体の予算書を。教育長が想像するような活動、してませんよ。これは普通の自主性を持った研究団体じゃないですよ。部落解放同盟に対しては、行政の補完をしていただいているだとか、よその町では絶対言わないようなことを言いながらあなた方は、次から次に税金をつぎ込んでいく。そして、人権同和教育研究協議会というところには、人権と同和という名が付いているからという、むしろそういう理由だけで、丸抱え的に税金を投入していくわけでしょ。大変な額です。私から言わせれば普通でない、おかしいですよ、こういう税金の使い方は。どうしてこういうことが起こるかという、同和行政なんですね。同和行政は、こういうおかしいことを本来逃れられないんですか。お尋ねします。

○ 生涯学習部長

啓発の立場から、ご答弁させていただきたいと思います。人権教育啓発推進法の第3条に、その基本理念が謳ってあるわけでございますけれども、この中で教育啓発につきましては、学校・地域・家庭、それから職域、その他の様々な場を通じまして行わなければならないとしておりまして、その手法につきましても、押し付けであってはならないというように、自主的に参加できるような研修会の必要性が求められているわけでございます。そのためにも、市同研は任意団体として、企業や事業者、それから各団体等の参加によりまして取り組む趣旨のものでございます。その上でまた、人権同和教育推進法の中にも国民の責務、さらにはその取り組みに当たりまして、第9条におきましてその財政的措置をなささいという内容がございますので、それに基づきまして取り組むものでございます。

○ 川上委員

じゃあ、あなたが言う法律によって、こういうおかしいことが起こってるということですよ。そういうことでしょ。その法律はおかしいんじゃないですか。現場では、その法律に基づいてこんなことしてるんだから。以上で、この質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 20:23

再開 20:30

委員会を再開いたします。

次に、市財政問題と行財政改革について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

最後に、市財政と行財政改革について質問いたします。第1点は、市財政を苦しめている要因、これについて、どのようにとらえておられるか、改めてお尋ねいたします。

○ 財政課長

財政を苦しめている要因と言われておりますが、財政の悪化の要因ということで答弁させていただきます。まず歳入の面につきましては、景気低迷によります税収の伸び悩み、2番目といたしまして、三位一体改革によります国庫負担金の一般財源化、それと交付税の削減。歳出では少子高齢化等の進展によります扶助費の増、扶助費に類似した国保・老保・介護保険特別会計の繰出金、それと投資的経費に財源として借り入れました公債費の増、それと合併によりまして町が市になることによります制度事業の義務負担、それと、これは歳入歳出に絡みますが、合併調整による負担増と、こういうものが考えられます。

○ 川上委員

今言われました要因のうち、抜けてるのもあるんじゃないかと思いますが、その要因のうち、地方分権のかけ声ですすめられた三位一体改革、その現実の具体的な表れは、お互いに身に沁みてると思うんですが、地方分権あるいは地方自治の推進に結びついていないと思われませんか。お尋ねします。

○ 財政課長

質問者が申されますように、三位一体改革につきましては地方分権の推進に寄与するという
ことで取り組まれたものでございますが、国庫負担均等の一般財源化によります補助金のカッ
ト、これと関係しますが地方交付税の削減、これは本来なら国庫負担金が減額されれば地方負
担が増加いたしますので地方交付税が増えて当然なんです、結果として地方交付税も削減さ
れたということになっております。それで、平成16年・17年・18年で三位一体の取り組
みがなされましたが、約23億円の一般財源が減少いたしております。非常に、自治体にとっ
ては厳しい内容になっております。

○ 川上委員

お金は削っておいて、地方分権、地方自治の推進というわけにいかないんですね。ですから、
三位一体改革というのは掛け声倒れというか、羊頭狗肉というか、大変なものであったとい
うことが明らかになったと思うんですね。例えば、公立保育所の運営費の一般財源化というのも
三位一体改革の中ですね。これが飯塚市ではどういう形で影響を及ぼしていったかという
と、公立保育所、市立横田保育所の民営化なんですね。だから、地方分権、三位一体改革とい
うのは、そういうふうに住民犠牲につながってゆき、決して地方自治とかにはつながってない
と思うんですね。こういう状況の中で、国の言いなりになっていては、本来住民福祉の増進を
図ることを目的とする地方自治体は大変なことになってしまう、今の政府の下では。この認識
を持つことが重要だと思うんです。思います。で、要因の中で言われました、いわば過去の
投資的事業の財源として借り入れた公債費と言われましたけど、これについては、9区画のう
ち2区画しか売れず、借金払いに約27億円をつぎ込んだ飯塚リサーチパーク、31ヘクタ
ールの土地を買い戻せずに土地開発公社にいまだに15億円の借金を抱えさせている目尾地域振
興基本計画、健康の森公園事業の開発破綻から、どういう教訓を得たのかということ、私は
お尋ねしたいと思います。

○ 財政課長

目尾振興計画並びにリサーチパークの取り組みについて、飯塚市の負担になってるとい
うご指摘でございますが、目尾振興計画につきましては清掃工場関連での事業の展開でござ
います。また、リサーチパークについては飯塚市の情報産業都市ということでの、本市浮揚の事業と
して取り組んだものと判断いたしております。

○ 川上委員

国がリードした事業として、15年前は情報産業集積というのがありますね。今は何かとい
うと、自動車関連産業というんですね。やっぱり、よくよく考えなければならんということ
があると思うんですね。もう一つ問題が、このところ浮かび上がっていると思うんです、市財政
との関係で。それは、大型開発といつも結びついて現れてきているのが、旧炭鉱資本の鉱害含
みの遊休地なんですね。飯塚市を振り返ってみると、破綻した目尾地域振興基本計画では古河、
大失敗した飯塚リサーチパークでは日鉄、今回の鯉田工業団地では三菱ということになって
るんですね。加えて、庄内の三軒屋工場団地線の道路造りでは、三菱や麻生の遊休地開発のた
めと言って、あなた方は憚らない。さらに最近では、日鉄嘉穂の鉱害補償用の赤水かんがい施設
を24億円の基金付きで押し付けられる動きもある。雑誌「世界」の2007年7月号、今月
号に、新連載「地域切り捨て 生きていけない現実 夕張破綻 もう一つのストーリー」とい
うのを、慶応大学の金子 勝さん、北海道新聞の鈴木 徹さん、大学教授の高端正幸さん、3人
の方が書いてあります。この中で、非常に興味深い指摘があるんですね。少し早口になります
けど紹介しますと、「夕張市は三井グループの一員であった北炭の企業城下町だった。北炭は需
要の減少や相次ぐ炭鉱事故で経営が悪化するにつれて、自前の炭鉱住宅建設を投げ出し、市に
丸投げするようになる。北炭夕張新鉱が82年に閉山した際は、炭鉱労働者への労務災、賃金
すら払えない状況であった。北炭は、労務災の支払い原資にするためという名目で、炭鉱関連

の施設や跡地などを市に買い取らせ、自前で運営していた水道事業や炭鉱病院（後の市立病院）も市に引き継がせた。本来なら国が負担すべき閉山対策費用が、市に押し付けられたのである。こうした閉山後の処理費用は580億円にのぼり、このうち330億円を市が地方債を発行して負担した。もちろん当時は国からの地方交付税などでかなりの部分が補填されたのかもしれない。しかし、市内には老朽化した赤字病院や、下水道事業、空室が目立つ住宅などの負の遺産が無残な姿をさらすようになり、市財政を苦しめていくことになる。」このように書いてあるわけです。我々は、旧炭鉱資本の言いなりというようなことで、まちづくり、特に大型開発を進めてはならないと思うんですね。この辺はどうお考えですか。

○ 企画調整部長

大型開発はどのようなのか、というご質問でございます。先ほども私、答弁させていただきましたように、10年後・20年後の飯塚市の浮揚発展のためには、どうしても今やらなければいけない事業があると思います。その事業の一つが、先ほど言いましたように鯉田工業団地の開発でございますし、さらには引き継いでいます目尾振興計画ということを考えております。さらには、炭鉱跡地の利用・活用につきましても、飯塚市の浮揚発展、さらには地域の発展のためにも、この炭鉱跡地の有効活用は、ぜひ図っていかねばならないというふうに考えております。しかしながら炭鉱跡地の開発については、自社開発という基本原則を置いた中で、どうしても飯塚市がそれを購入して開発をしなければならないという部分もあると思います。そういうことからしまして、今、市としては、将来のために今、事業を進めているということで、ぜひご理解を賜りたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私たちが市財政と行財政改革を考えると、夕張と言われるわけです。タウンミーティングでもとにかく、夕張夕張夕張と言われましたね。で、市民の皆さんは、それを言われるたびに、自分たちが暮らしとか福祉とか教育、その充実を求めると、財政が破綻して夕張のようにまちが壊れて、もっと負担が大きくなると、そういうふうに夕張の問題から教訓を引き出させられてるわけです、あなた方から。ところが、先ほど紹介した論文のサブタイトルになってますけど、もう一つのストーリーがあったんだ、と。で、むしろ、このストーリーがものすごく大きいんですね。国、北海道、それから金融機関、大銀行、寄ってたかって、私に言わせれば、食べ物にしていってわけですよ、炭坑資本と。炭坑資本に流れたお金は、そのまま銀行に行ったでしょうけど。ですから、夕張の経験というのは、もう少し我々は勉強してね、我々っていうことはないですね、議会も行政も勉強して、その本質的なところをとらえなければいけないのではないかと。今、飯塚の行政で進んでいる、この炭坑資本言いなりの流れというのは、非常に危険なんです。市財政、それから行革にとっても非常に危険な状況があると私は思うわけです。そこで、今年度、行財政改革による影響額は、いくらを見込んでいますか。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革の実施計画におきまして、平成19年度でございますが、だいたい21億6千万円程度の効果を見込んでおります。

○ 川上委員

21億円ですか。ちょうどですね。5年間であなた方は130億円と言ってるわけです。市長は、行財政改革を進めて、市の財政が好転したら福祉に頑張る、夢が描ける方向に踏み出したいと言われたわけね。で、今日も財務部長は、平成20年度までは我慢してもらいたい、と。それから先は次のステップだ、と言われたんですね。しかし、この言い方は国のレベルで、小泉内閣の下で完全に破綻したんですね。小泉さんが登場して、言ったでしょう、米百俵とか。頑張れとか、痛みを耐えろとか言ったんですね。しかし、これが失敗したのは、国だけじゃないんですよ。飯塚でも失敗してるんです、実は。あなた方が、全国的にも評価されていると胸を張った旧飯塚の行財政改革。8年間で約120億円の財政縮減効果を生んだというんですね。

そうでしょ。合併したわけです。で、今、市財政は好転して、暮らしの充実・福祉の増進に向かって走ってますか。

○ 財務部長

向かってるか、というと、それに向けて努力している、ということになるろうかと思います。ただ、前にも一度言ったことがあります。我々は絶えず、最小の経費で最大の効果をあげなきゃならんという基本的な、これはわざわざ行革と銘打つか打たないかという違いだけであって、常時そういうことは我々公務員に求められているというふうには考えております。

○ 川上委員

論点としては、かみ合いません。つまり、我慢をすれば、その次には幸せが来るよと言うんだけど、国のレベルでもそれは破綻した、と。飯塚市でも実は破綻しているということについて見解を聞いたんですが、今の答弁は、認められたということですね。それで、大事なことは、じゃあ、どうしたらいいですか、ということですよ。これはね、私も常々言ってるつもりなんです。総合計画の中でも言っている「住みたいまち 住み続けたいまち」づくりという言葉がありますけれど、それはつまり、福祉を増進するのが自治体の本来の役割でしょう。で、この自治体らしい自治体づくりを進めていくことによって、「住みたいまち 住み続けたいまち」ということになって人口も増え、ということになっていくわけですよ、基本構想のところを書いてあるような。で、この路線に切り替えてこそ、市財政も立て直す道を切り開くことができると思うんですよ。これ、一番確実ではないですか。段階で、今度頑張れ、その次は、というのは破綻済みなんだから。やっぱり暮らし・福祉を充実して市民に喜んでいただきながら、財政を立て直す確実な道じゃないですか。部長、どう思われますか。

○ 財務部長

その辺、多少かみ合わないかもわかりませんが、やはりきちんとした入るものが入って、財政をきちんとしておかないと、やっぱり成り立たない。これはいろんな評価の仕方があるでしょうけど、昔の東京都政、美濃部さんがやった時にはですね、福祉を私は決していけないとは言っておりませんが、その当時振り返ってみると、いろいろ考え方はあるでしょう。福祉をばら撒いた結果、東京都政が非常に悪化して、今は東京都政も立て直っておりますけれども、一時そういう批判を浴びたこともございます。それはいろいろ考え方もあるでしょうけれども、ただ、我々はやっぱり、最終的には質問者と同じ、住民福祉の向上ということを最終的には目的に頑張っているわけでございますので、考え方の違いはございますけれども、目的は一緒だというふうに考えております。

○ 川上委員

最終的はとか言うところに市長、大変な問題があるわけですよ。この組織は株式会社じゃない。地方自治体というのは住民の福祉を増進するというのがそもそもの使命であって、最初から最後までこれなんですよ。これをしながら財政を再建したり、いろんなことをしないといけないわけなんですよ。そのことと東京が大企業減税を積み重ねていってその一方で福祉のお金が足りなくなって厳しくなったとかいうこととは一緒ではないですよ。国のレベルでもどれだけ大企業減税をやり続けてきたか皆さんご存知でしょ。恒久的減税といいながら定率減税は廃止したでしょ。同じ時期に出発した大企業減税は堂々とやっていますよね。消費税増税分くらいそっち行ってますよ。まあそういうことです。

それで、路線がかなりどうにもならんのかなと気がしますが、それでもね、ムダ遣いをチェックできないかということでもないと思うんですよ。仮に路線が違ってても、出ると入りですから。そうすると今飯塚をめぐる問題ではやっぱり国言いなりの姿勢、それから特に今焦眉の問題は私は炭鉱資本との関係だと思いますね。そして根底的に見え隠れする政治家と行政、業界の不透明な関係、これ背景にあるだろうと思うんです。

市議会は合併と同時に政治倫理条例がなくなったままで、早急な制定が求められていると私

思うんです。清潔で透明かつ公正な市政運営等確立してこそ、ムダを削り、暮らし応援にまわすという市民が求める行財政改革、進めることができるんじゃないでしょうか。これは市長、お考えをうかがって最後の質問とします。

○ 市長

政治倫理のことを言われたから、そっちの方かなと思って・・・

炭鉱資本との関係というのは、この筑豊炭田そのものが炭鉱で一時期栄えたまちですから、相当な日鉄、三菱、住友、本当に先ほどの話じゃありませんけれども、この地域の炭鉱跡地というのが全て私は企業誘致に使えないかなとふうな感じも思ったりもしたこともあります。下に穴が全て開いてるんじゃないか、飯塚市全部に下に穴が開いてる。だったらこの地域には何もできないじゃないかという感じもするわけですけども、しかし先ほどの話じゃありませんけれども、福祉、教育の充実によってこのまちが継続できていくかと思ったときには、私はそれは難しいだろうと、それだけを進めていくというのはやはり行政の中で、それこそどこから資金を頼るかとなれば、国から頼ることしかないわけだと思いますし、地元でそれを調整することもなかなか難しい。そのときにやはり何らかの形でこの地域でそれを持ってくるものを作らなければならないんじゃないかと。要するにこれは短期じゃなくて長期的なこの地域の生き残り方を考えたとき、そういう意味で私はこれからの新しい飯塚においてやはり企業誘致、また定住人口増ということとそれからやはりこのまちに住んでよかったと思えるというようなまちを10年、20年、30年かけて作っていくことによってこの地域の将来が、私は成り立つんじゃないかというふうにして考えて、何も炭鉱資本との関係の中で、先ほど委員の方からお話があったときに、ああそんなことがあるのかと私もそれこそ勉強不足というか知らないということかも分かりませんが、私の意識の中には炭鉱資本との関係の中でこのまちを作っていくということじゃなくて、逆に炭鉱資本がある、それを生かしてやっていかなきゃならないんじゃないかというふうに感じているわけです。

それから行財政改革の中で、タウンミーティングの中で、危機感をあおってというお話もありました。実際にある部分ではあおったことが中にはあると思います。私は全ての、民間だけでなく行政も常に危機意識というのは私は持つておく必要があると思うんです。やはり継続していく中において、やはり安閑とした中で事業であろうと行政であろうと進めていくということはやはり私はそこにミスが起こったりまた危機意識を持たない中での運営をやっていくことによって私はそこに負というものを残すような気がするわけですし、また逆にとんでもないような自体が起こる可能性もあると思うんです。企業の場合には常に危機感を持って余裕があるときでも危機感を持ってというような表現をしますけれども、やはりそういう意味では行政の中もしっかり危機感を持つ。引いては市民の皆さんもそういう部分で危機感を持つていただきたいというふうには思います。それであおって私が市民にそういう状態だから我慢せえ、我慢せえと言ってるだけだったら、私は先ほども言うように夢の持てないトップじゃ私はいけない。先ほど森山委員の方からも言われましたように夢を語りなさいと、本当に私は夢を語りたい、だけど今はそれができないというのが今の現状であるわけでごさいます、早く私は自分の夢また皆さんが思ってる夢と一緒に描きたいつもりでこれからの市政運営に対して携わっていくつもりでごさいますので、全てが悪いまちであると、またそれが私の言っているのが間違いであるというふうにも私自身は思っておりませんし、今から質問者の言われることをしっかり頭に置きながら、進めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

これだけは聞いてくれと言われていたのを忘れてたんです。既に話が進んでおるかと思うんですが、伊藤伝右衛門邸の脇のトイレ、周辺住民の方が、もう既にこの暑さですから、昼夜間

わずドアを開けてたりとか、非常にひとつは、臭気が漂っている。それと、今のトイレでは障がい者の方々に大変な不便をかけてる、と。こういう意味で、早く改修なり本格的なトイレの設置なりを考えるべきではないか、と、このようなことを聞いてくれということなんですが、どうなんですか。

○ 経済部長

今、質問者が申されますように、ちょっと臭気が漂っているとか苦情が来ておりましたので、一応、はじめの契約が7月までになっておりましたけれど、早めに今の契約を解除いたしまして、水洗トイレのほうにやり換えるように、文化課のほうでそういう措置をしていただいております。

○ 人見委員

だいたい、改修の目処、時期というのは、どれくらいになるんですか。

○ 文化課長

今、部長が言われましたように、準備を進めております。それで、7月に入りましたので、出来れば今月中には改修を進めたいというふうに思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。以上をもちまして、「議案第57号 平成19年度飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、「議案第57号 平成19年度飯塚市一般会計予算」に反対し、討論を行います。一般会計予算案には、乳幼児医療費助成の拡充など、一部に意義ある新しい予算計上があるものの、その基調は、巨額の借金を積み上げる鯉田工業団地造成のための繰出し、必要性の疑わしい三軒屋工場団地線道路新設工事など無駄使いの継続と拡大、また国が特別事業を終結して6年目になるのに同和行政を温存し、部落解放同盟を特別扱いするものとなっています。その一方で、市民生活には、国の悪政による負担増をそのまま押し付けるとともに、行財政改革を理由に5ヵ年で130億円の財政効果を上げるとして、子どもには受益者負担・公平性など言い張って幼稚園通園バスの有料化と授業料値上げを強行し、高齢者には長寿祝い金の大幅カット、さらに市民全体に対して手数料の値上げを押し付けながら、高すぎる国民健康保険税や、介護保険料の軽減への支援を強めることを拒否しています。このように、全体として税金の無駄使いを続けながら、暮らしと福祉、教育、環境、中小企業の犠牲を広げる予算案に、私は反対であります。詳しくは本会議において述べることにし、以上で本委員会における討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

○ 人見委員

私は、福祉というのが一面、お金が豊かで、財政が豊かで福祉が豊かであるとは思わない。今、まさに人も自治体もやっぱり生きていくからこそ、そういう意味では今、苦渋の厳しい状況にあるんだろうと思います。先ほどの格調の高い論議の中でですね、私はそうは思わない点があると思います。それは、少なくとも、炭坑の跡地の問題一つとってみても、あの炭坑の全盛期の頃に、すなわち誇りにできるそうした気概を、川筋気質だとかそういうふうな言葉で表現したりもする。人があれだけ多くこの地域で、ある意味では必死の中でも豊かであったかもしれない、その時のことを考えると。振り返れば。だけど、これとて、永久不変のものではない。わずかばかりの、数十年の間にあっという間に人口が急減し、そして次の豊かな地を求めて、やっぱりここから旅立っていかれた。後に残ったこの広大な炭坑の跡地、鉱害も含めて

大いなる負の遺産を頂いた。何とかそこから復活しようという意欲で、行政もやっぱり必死でやってこられた。時には景気のいい時もあった。レースのいい時もあった。全てそういうふうな中で、ある意味では油断もあったかもしれない。さりとて現実見ると、今まさに次へのステップを踏まなきゃいけないという中で、ある面ではお金や財政では代えられない、今まさにここにいる我々も次の世代を拓く責任と知恵と汗が、今、求められている。まさにそれが、生きているということではないだろうかという気がいたします。全てが満たされて豊かであるかといえば、そうではないことも、ある意味では経験してきているわけです、今。そういうふうな観点から、私としてはもう少し情のある、この厳しい中でさえもせめてここだけはという思いで、幼稚園バスの話もしました。予算の修正まで出来るものだったらというくらいまで、今回はやりたい、それはある意味では議会の議員としての役割だとか資質だとか、そういうものを、この選挙を通して市民から強く突きつけられたと、こういう思いが一面ではするからであります。今回の平成19年度の一般会計予算でありますけれども、そうした意味では大いなる不満も一部分あります。しかしながら、それも、あえて言うならば、お願いさせていただければ、何らか次に目に見える、そうした変化というか復活というか、少しでも住民福祉の喜びとなるような部分もしっかりと、この厳しい中でも考えていただきたい。そういう思いで、今回は予算には賛成をさせていただきます。まだまだうんと、それこそ市長に負けないくらい、夢と希望を語りたくらいの討論をしたいと思っておりますが、今日はこのあたりでやめて、できたら本会議場で長々とさせていただければと、このように思って、討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 平成19年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言、お礼申し上げます。3日間にわたる長い間、委員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、しっかりとした審議をしていただきまして、本当にありがとうございました。質疑の中でいろんな要望等が出たかと思えます。その中でも、執行部の皆様におかれましては「検討をする」というお返事をされた部分、また参考になる点、多々あったかと思えます。ぜひその点について、期限を切った中で検討し、そしてその結果を自ら答えるという態度をもって、ぜひ行政の執行にあたっていただきたいということを要望いたします。また委員の皆様方には、進行等、不手際等が多々あったかと思えます。本当にご協力ありがとうございました。

(拍 手)

これもちまして、平成19年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。